

取あるいはそれに対応する財政需要、国債発行額等のからんだ問題がございましたが、税制調査会といたしましては、所得税の減税というものが何と申しましては、急務であるという前提で、やはり所得税の減税を考えたわけでございまして、その後、財政需要の点も固まってきたりしまして、国債発行額の縮減という問題も出てまいりました、所得税を減税したあとの自然増収をもつてして、なお不足をするという事態が見通されたものでございまして、そこで、税収としても増収対策をとらざるを得ないことになったわけでございまして、その際に、何を増収対策として取り上げるかという場合に、従来から税制調査会におきましては、酒、たばこにつきまして、主要な消費税が従量税になっているため、年の経過とともに酒、たばこの税負担が相対的に低下をする、全体の体系としてのバランスがとれなくなるので、一定の時期にはこれを見直すべきだということを言っておりました。しかし、もちろんそういうことでありまして、直ちにこの税のバランスだけで増税をするということではないのでございまして、こういうふうに全体としての歳入の増加の必要がある際には、その点を是正しても、従来の負担より、数年間の負担を考へてみますと重くならない。いわば調整的な措置としてとどめ得るという点で酒を取り上げた、こういうことだと思っております。

○佐藤(親)委員 こういうような場合に、大衆に税金をかける、弱い者をいじめるといふ形が常に出てくると思うのですが、酒やたばこというものは、御承知のように、相当高い税率をかけられて、そういう場合に、すぐ、外国はこうだ。外国と日本とは生活程度が違ふのでありまして、今度でも、二級酒を上げなかつたとか、しようちゅうを上げなかつたということもありまして、今日、二級酒と酒というものは、もういま一般には、一級酒がほとんど二級酒のように使われておる。おそらく二級酒を飲むのは、よほどの低い階層でないと飲まないようになっておると思うのです。それから、今度のビールもそうでありまして、こ

ういうような値上げを平気でやる。結局、あるときには、財政硬直化というまいことばを使つて、国債がどうだこうだ。国債なんというのは、われわれ社会党は絶対反対しておつた。国債は絶対やめてはくれぬというのを言つたのにかかわらず、そういうことを聞かないでやつてしまつた。やつてしまつたあとで、いつも弱いところからばかり税金を取るといふような悪いせががあつて、これはもう酒やたばこ——たばこはあとでやりますけれども、どうも弱い者をいじめるといふ形が日本の税の取り方じやないか、こう思うのです。なぜ、一級酒と特級酒を上げるのだ。特級酒はぜいたくだから上げるという理屈にはならぬと思う。結局、これも大衆課税であつて、いつも飲む人は非常に迷惑するといふ形になるのです。これは税制調査会が何と言おうとかんと言おうと——税制調査会といふのは、前に私が言いましたように大蔵省の本店で、あなた方が指示してやるのだ。いま松隈さんのお話が出ておりましたけれども、松隈さんたちも大蔵省におつた人なのだ。これはひもつきみたいなもので、そういう人がやはり何かかんとか言つて、盛んに理屈をつけるけれども、要は結局、酒の税金が上がるというところなんです。酒の税金が上がるということでは、大衆がそれだけの税負担をやるといふことで、私は、いまのような状態では納得ができない点がありますけれども、その点をひとつあなたから、国民大衆に納得のいくように、簡単な説明で伺いたいと思ひます。

○吉岡(二)政府委員 いま仰せられましたように、確かに酒の負担といふものが大衆にかかつてくるというところはあろうと思ひます。御指摘の二級酒は、なるほど税負担から申しますと、現在、税額では六割程度、清酒の中で占めております。移出数量としては七割を占めておられて、やはり何といつても大衆的な清酒といふものは二級酒だと思ひますので、その点は私どもとしても、どうしても据え置きたいといふことでやつたわけでございます。

ただいま御指摘のように、弱い者だけにいくではないかという御指摘も確かにわかるわけでありまして、御承知のように、わが国では、間接税に対する負担率といふものは、ほかの外国に比べてずっと少ない。御承知のとおり、間接税は国税の四割しか占めておりませんので、これは世界的に見ると、アメリカに次いで間接税の割合は低いわけでございます。ことしの増税も、この低い酒の税が——たとえば昭和二十五年ころは、先生もよく御承知でありますけれども、国税の中で一七％くらいの比率を占めておりました。その後、いろいろ事情で、減税をいたしました。また、従量税であるために、ほかの税が伸びるときに伸びないといふたような事情で、現在一〇％まで下がつてきております。そういうことで、価格的に申しまして、一般物価に比べて上昇が少ないといふのは、主として酒の税が、一般物価が上がつても上がらないという性質を持つていたためでもある。そういう意味で、酒を上げるという感覚よりも、やはり従来のバランスに戻す。しかも、これをやつた後も間接税の負担は依然として四〇・三％でありまして、間接税を重くするという感覚ではないわけでございます。一方においては、所得税の非常に重くなる負担を直すという要請もございまして、この際、ことに主として高級酒、私どもの調べでは、特級酒などは、個人の消費よりも、いわば業務用の消費が約六割を占めております。今回増収をはかりました種類のものは、大体において五割程度まで業務用酒であるという事実もございまして、それらを勘案いたしまして、今回は、全体の財政の硬直化を開き、国債政策をより合理的にするという観点からやりまして、たまた、その点、そういう種類の引き上げ状況などを御勘案願ひまして、御了承願ひたい、かように考える次第でございます。

○佐藤(親)委員 まあ理屈はどうでもつきますけれども、これに関連して、これは泉さんを呼ばなかつたけれども、主税局長からお答え願ひたいと思ひますが、税金を上げると同時に、酒の値上

げを申請してきてゐるでしよう。酒米が上がつた関係で、この増税にこそ寄せて、酒の販売価格の値上げを申請してくると思ふのです。そういうことが物価にどのくらい響くかということも考えておきめになったのでしようか。おそらく私は、この酒税が上がると同時に、酒の値上げ問題が起きると思ふのですが、その点は一体どういふようなあれになつておりますか。

○吉岡(二)政府委員 御指摘のように、去年、生産者米価が引き上げられまして、そのはね返りが、清酒でございまして原料代にはね返つてまいりますから、一升当たりで七円ないし八円上がつておるといふ計算は簡単にできるわけでございます。しかし、従来から酒の値段を上げるか上げないかという点は、一方において、国民生活の問題もあり、また、非常に大量なものでありますので、かなり慎重に対処してまいつたことは御承知のとおりでございます。生産者米価は毎年上がつておりますので、二年に一ぺんといふようなことで、いままでできるだけ生産性を向上させてこれを吸収するといふことにとめてまいりました。ことしも、実は業界からは、その点の主張が出ております。私どもは、酒の値段は、三十九年に基準価格を廃止して以来、形式上は自由な価格になつておりますけれども、何と申しまして、免許制のもとにおいて、国民大衆の納得しないような値上げをするといふことは好ましくないもので、いろいろ価格の内容につきましては分析をいたしまして、合理的な値段で対処するように指導もいたしております。今回の場合も、そういう意味で、私どもは、国民大衆の納得するような合理的な基礎があれば、それはいつの時期かにそれを実現することはやむを得ないことでもあり、これは当然だと思ひますけれども、酒税の引き上げといふこととこのコストの引き上げによる値上げといふことは別問題、ことに今回、御承知のとおり、二級酒を上げていないわけでございますから、そういうことで、これは別問題である。あくまでも値段という点から考えて対処すべきものだといふ

ことで、業界にも当たっております。詳しくは、国税庁が具体的な指導をいたしておりますが、同じ考え方でやっておるものと私も信じております。

○佐藤(税)委員 どうでしょうか、この税金が上がるのと同時に、私、この前も国税庁長官を大蔵委員会に呼んで酒米を上げるなどということを主張したのですけれども、おそらく大きな問題になるのは、税金だけじゃなくて、二級酒、それも特級酒から二級酒まで上がると見ておるのです。今回二級酒は税金は上がりませんが、こんなはんばな値上げをしないでも、もっと高級なものから取つたらと思うのです、これらの値上げの問題は、そういう点の見通しはどうですか。率直に言ってもらいたいです。

○吉國(二)政府委員 私としては直接の指導の任に当たっておりませんが、少なくとも、いかなる値上げの理由があるにしても、酒税の引き上げということとそれが一致する可能性はないはずだ、これはあくまでも別個のものであるという立場を貫いておるわけであります。

○佐藤(税)委員 主税局長、そこが大蔵省の役人の考えることなんです。おれのほうさ税金をもらえば、あとは上がるが上がるまいがかまわなない。しかし値上げを受けるほうは、税金が上がったから上げるということになる。同じですよ。あなた方は、自分のところさえ取ればあとは知らぬ顔だ。そういうことを言われまされども、実際は影響があるのです。それがいい口実になって、税金が上がるんだからやはり売り値も上げなければならぬということになると思うのです。これは国税庁の關係だと思つておるのですが、おそらくこの問題と手数料の問題が、これはたばこの問題でも出ておられますけれども、小売り業者の問題、こういう問題が出てくると思うのです。それでおける問題もたいへん問題になっておられますけれども、私は、そういう考え方、主税局長は自分のところさ税金を取ればいい、あとは上がるが上がるまいが、そんなことはかまわないんだとい

うようなそういう態度が、あなた方が国民に非常に悪代官といわれる理由があると思うのです。少なくとも私は、そういう点をもう少し考えて、これだけ上げればこういう配慮がしてあるといううなことがあれば一ぺん吉國さんに伺いたい。私のほうでは、これはこういうふうにならなければならぬ、こういう配慮がしてあります、——そういうことよりも、あなたの方のほうでは、要するに減税、減税という声につれてやってみて、しかし、減税はできないから、今度は、実際は、ある点までは物価の値上げに従つて、それに見合つて減税しなければならぬ、一千五十億、その穴埋めに一番弱い酒税を上げてやれといううな、実際に無慈悲なやり方を平気でやりなすといううことが、私たち国民としてはたまらないと思うんです。その点をあなた方はもう少し配慮を——そういうことは税制調査会がそう言つたからしかたがないとか、これだけ外国よりも安いからしかたがないとか、同じような理屈を言つておる。しかし、それを受けるほうの側になつたことがあるか。この間吉國さんにも言つたのですけれども、そういう点を配慮しないから、いつでも物価が上がつてくるわけです。その点を、私にも納得のいくように説明してください。

○吉國(二)政府委員 ただいま申し上げましたように、私どもは酒類の製造コストというものが合理的なものでなければならぬと思つておる。これはあるいは物価等に関連して——しかられるかもしれないが、米が上がり、労働賃金が上がつていくというときに、むやみやたらにこれを押さへようということもおかしいではないか。公定価格というものの、その意味から、実は酒類については長いことあつたわけですが、御承知のように、三十五年であります、思い切つて酒類の公定価格を廃止いたしました、それから三十九年には基準価格を廃止いたしました。しかし、できるだけ合理的な価格の実現をはかつてまいりたい、酒類の価格の引き上げというものは、やはりほかの価格に比べれば、かなりモデルレートになつていふと思ひます。そういう意味では、今度七、八円の米の値上がりがあるという点を、合理的な時期に、国民、消費者も納得する形でやるということ、私は、やはり当然だと思つておる。ただ、いかにも値上げに便乗をしたという形は、国民大衆の納得を得られないだらうと思つておる。

○佐藤(税)委員 吉國さんに伺つておるのですが、あなたは酒なんかせいたくたというふうにお思ひになつておられるでしょうか、私は現在、たばこの一箱や酒の一合くらいは——私は酒もたばこもみませんけれども、少なくともそれは、いまの低賃金をとつておる人の生活の中の最大最高の低賃金とつておる私は思つておる。だから、これをある点まで、そういうせいたくたといううな感じを持つておられるならば、私は、これは人の生活を無視しておるといううに極言してもいいくらいだと思つておる。しかし、あなた方が酒やたばこをしょつちゅういじめるのは、やはり胸の中に、酒やたばこは絶対に必要でないという感じが、あると思つておる。私はそういう点で、自分酒を飲まない、たばこをのまない、それじゃ何も要らないじゃないかと言われるかもしれないが、これはたばこをのんでおる人——私はのみませんからいいけれども、この前も説明しましたように、たばこをのむ人は絶対です。たばこのみの心理というものは、たばこをのまなければ——そういう点についての思いやりが非常になさ過ぎる。しかし、税金が薬だといつてもこれはやはり六割近く酒もたばこも取つておるわけでしょう。それを何で一千億の穴が出たからといって、このところに目をつけるというところに、どうしても納得がいかない点があると思つておる。それはどうですか。

○吉國(二)政府委員 御指摘のように私どもは酒、たばこをせいたくたと思つておるわけではなくいわけでございます。これは嗜好品でございますから、好むと好まざるにかかわらず、人間としてどうしてものみたいものであるという点は、これは確かに認めておるわけでございます。せいたくたというつもりでやつておるわけではございませんし、従来から酒、たばこをいじつた点は、いまでも何となく高過ぎた戦時中の負担を、できるだけ下げていこう。先生御承知だと思ひます。昭和二十五年ころは特級酒が千五百円だったわけでありました。いまの値段よりも高かつた、それから二級酒にいたしましたけれども、七百元、いま五百五十円でございますから、これもずつと何回か酒税を下げてきたわけでありました。三十七年には、大体これで戦時的な重い課税がなくなる、平時としての酒の値段であるというところまで下げてまいりました。今度初めてといつていいくらい——實際前回の増税は、実に二十九年にまでさかのぼるわけです。けれども、特級酒と一級酒につきまして、これは三十七年に一度負担の調整を行なつて、現在の負担の基礎ができておるわけですが、今度はこの三十七年の負担というものを私どもは前提にして考えておる。三十七年の負担に比べると、この間申しましたように、これに対する負担が、特級酒の場合約五〇％だったのが四三％に下がつてしまつた、また一級酒の場合は約四三％のものが三七％に下がつてしまつた、こういう事態に着目いたしまして、その中間くらいまで戻していただこうというところで、最小限のことを涙をのんでやつておるわけでございます。その点を御了承願えればと思つた次第でございます。

○佐藤(税)委員 私たちが飲む酒としてはぜいたくだと思つておるのは外国からくる洋酒、こういうものは多少高くても大衆にその影響はない。パーやカプーあたりで飲むのは、これはある程度までは——上げていいと思ひます。サントリーとかニッカというものは今度お上げになるようでありまして、この問題とビールですね。ビールはこのごろ非常に一般に普及して、女の方がたくさん飲むようになって、ビールの工場も至るところにできておるようでありまして、しかし、何としても、ビールと酒くらいまでは——しう

の心理は知りませんが、そういう立場からいけば、何か政府が財政硬直化ということを、声をあげて、そうしてその口車に乗って、専売公社のほうへそういうようなしわ寄せがいったと思う。そういうことだったら少しは東海林さん、民間の出ですから、大衆の立場から、これは困る、たばこだけは値上げしないでくれと政府に言われたことありますか、どうですか。

○東海林説明員 ただいまのお話でございすけれども、この値段の改定の問題につきましては、もう両三年前から実は起こっておる問題でございまして、私どもの立場からいいますと、ただ単に財政事情の要請があるから上げるといふことじゃありませんので、先ほどから御説明申し上げたように、私どもの立場からいっても、これは早晩改定しなければならぬ問題にぶつかっておるんだということを申し上げたわけでございす。でありますから、消費者の、国民大衆のことを考えないかどうかと言われれば、もちろん考えております。その最大の配慮を払っているということを重ねて申し上げたいと思ひます。

○佐藤（観）委員 副裁に、あなたは大蔵省の出ですからちよつとお伺ひしますが、葉たばこが上がったというのは、これは上げる材料の一つだと思ひますけれども、しかし、そのほかに専売公社の立場からどうしても上げなきゃならぬという大きな事情がありますか。

○佐々木説明員 たばこは専売になっておりまして、その専売の目的が財政専売というところ、これは先生に申し上げる必要はないのでございすけれども、この財政専売としての専売公社の役目をどのように果たしていくかというのを振り返つてみますと、一般会計歳入中における専売益金のウェイトというものは、だんだん落ちておりますことは先生御承知のとおりでございす。価格面から申しまして、ほばいまの価格体系の基礎がきまつた昭和二十六年の状況を見ますと、専売納付金の一般会計歳入に占める割合は一三・三というウェイトだったんです。現在のところはそれが

四十二年度におきまして三・二%ということになっております。もつとも、これは地方消費税として国の会計以外に地方公共団体にいく部分がだんだんふえてまいりましたので、その分だけ調整しなければならぬと思ひますけれども、調整いたしまして四十二年度で六・五%程度となつておる次第でございす。ところが、先ほどから主税局長のお話にもありました、税制調査会等の議論を呼んできたゆえんであると考えておる次第でございす。したがって、財政需要の上からこれをみますと、ある程度の修正というものもまた当然考えざるを得ない時期が来てるものと思ひう次第でございす。

○佐藤（観）委員 私があなたにお伺ひしているのは、そういう専売益金がいまふえたとか減つたとかいふんじやなくて、どういう値上げの材料が——たとえば葉たばこが上がったということ、これは事実です。こういう理屈があるというが、まだそういう理屈があるかということをお伺ひしたんです。

○佐々木説明員 先生御指摘のように、原価のうちの六割を占めております葉たばこというのは、これは一般農産物の価格動向と同じであります。で、だんだん上がつてきております。御承知のように、労務費もまた賃率を見ました場合において、たいへんな上がり方をしております。二十六年から比べますと、おそらく七倍以上になつておるんじゃないかと思ひます。もちろん、公社といひましたしても、労働生産性をあげるように努力をしてまいりましたから、所要労働時間の面では半分近く減つておるかと思ひますけれども、しかし、やはりコストとして含まれてまいります労務費というのは、上がらざるを得ない状況でございす。その他材料費、小売り人に払う手数料というふうなものも上がつておりますので、先ほど總裁が申しましたとおり、原価、コストというものは、公社といたしましては極力努力したつもりでございまして、上がらざるを得なかつた情勢でありまして、御承知のように専売益金率と

申しますか、それは現在のところ六〇%程度に下がつてしまつておるという状況でございす。

○佐藤（観）委員 そうすると、専売益金がある程度まで成績が上がらぬということ以外に、専売公社自体としては、葉たばこも上がるし、労賃も上がるし、手数料も上がる、やはり上げなきゃならぬと思つておつたところへ、政府から上げよということを言つてきたから、ちよつどそれを幸ひに上げた、そういうことになりませんか。その点どうですか、總裁。

○佐々木説明員 専売が財政専売としての機能を果たしますためには、先ほどから總裁が申し上げおつたとおりに、上げざるを得ない時期に來ておつたと申し上げざるを得ないかと存じます。今回、予算編成上の要請もありまして、この値上げをお願いせざるを得ない事態になつたものと考えておる次第でございす。

○佐藤（観）委員 非常にあいまいで、何か奥歯にものをさまつたような答弁ですが、私が吉國主税局長を責めたのは、酒税の値上げについては多少良心のかけらもあるが、専売に至つては全部上げたでしよう。新生だとかピース、ゴールデンバットというのも上げたでしよう。そしてなおかつ、しばらく上げなかつたから上げたといふようなことで、私はたばこをのんでないからわかりませんが、少なくともバットとかピースとか、そういう一般的にみんながのむたばこは、やはり日常生活に影響するので上げないでもよさうだと思ひのだけれども、東海林さんなんか、大衆民間で苦勞してこれた人だから、そのくらい何か配慮がありやうなものだけれども、上げちゃえといふような調子でやられたんですか。あまりにこれは国民に対して踏んだりけつたりだ。この間、ちよつどその日は用があつてすしたのですが、専売監理官がとんでもないことを言つてゐる。どうも頭が狂つてゐるのじやないかと思ひほど無慈悲だと思ひますよ。東海林さん、そのところはどうですか。

○東海林説明員 ただいまお話がございましたように、——バットは今度値上げから除外してあります。それから新生の問題がしましたけれども、新生は売り出したのが昭和二十四年でございまして、当時これを六十円で売り出してございまして、翌年の二十五年にこれを四十円に下げまして、自來十数年間据え置きになっております。そういうように、その間におけるところの原材料の値上がりというものは、いま副總裁から申し上げたとおりのこととございまして、私としては非常に大衆に負担がかかるということは心苦しく思ひますけれども、しかし事情やむを得ないもの、この程度はごしんぼう願わなければならぬものと実は考えておるわけなんです。

○佐藤（観）委員 私は、たばこをのむものだからちよつとわからぬ点があるのですが、最近たばこの値上げがないということは、最近いろいろ新しいたばこができたでしよう。そういうものは上げないのが当然じやないですか、この間上げた値段でやつたばかりですから。私は、そういう点はどうも配慮が足らぬように思ひます。結局東海林さんといへども専売公社も、官僚の言うことならやむを得ず聞く、どうもしかたがないでやつちやう。国民大衆は困るだらうと思つてもおやりになつたのですか、どうですか。

○東海林説明員 先ほど申し上げましたように、私の立場といたしましては、両面があるわけなんです。ございすから、たいへん苦しい立場でございすけれども、たばこだけがこういふように十数年間にわたつて据え置かれたということは、これは公社の仕事業態からいひまして、少し無理がきてゐるんじゃないか、こういうように思ひます。したがつて、今度の値上げはやむを得ないものと私は考えております。

○佐藤（観）委員 これは、東海林さんはきよう初めて來られたので、くだいようですがもう一ぺん言ひますけれども、私は千八百人の軍隊の主計をやつておつて調べたことがあるのです。ところが、酒は十人に一人くらい絶対なくては困るけれ

ども、たばこだけは十人のうち九人までが絶対な
ければいかぬという統計が出たわけですから、そこ
で、そういうたばこのむ人の中には、おそらく
たばこの中毒もあるだろうと思うのですが、そう
いう絶対的なものを値上げする場合には、もっと
強い要求がなければ——少なくとも先ほど副裁
から、専売益金が頭打ちになつてゐるから、大蔵
省に悪い。大蔵省出身だからそう思われるかもし
れないけれども、どうもそういう考えよりも、の
む側になつて——たばこというものは毎日のまな
ければならぬもので、米と同じように、今は必需
品みたいなもので、生活と非常に関係が深くなつ
てきてゐる。今度の減税よりは、おそらく酒、た
ばこの値上げのほうがサラリーマンには痛いと思
うのですよ。そういうような観点からいへば、私
は、いつも政府の方針なり国でやることは、ある
程度まで自分の立場を考へて、国民大衆の
立場を忘れてゐるような形のものが多いと思
ふのですよ。私は、東海林さんは、少なくとも
そういう点ではわかつてゐるだろう、いい人が専
売公社の総裁になられたと思つて喜んでゐるの
だけれども、どうもそういう点の思いやりが——
ああいういい建物の中に入つてゐるとだんだんそ
うなつてしまふかと思つて、この間、阪田さんが
総裁をやつてゐるときにお伺ひしたのですが、
もつと悪いところへ総裁室をつくらぬと大衆を忘
れてしまふんじゃないか。東海林さんのようにな
りつぱな人でも、いつも大蔵省の役人と話し、そ
れから専売公社のあつた建物の中におると、結
局だんだん一般の大衆のことを忘れていけるよ
うな、そういうさもししい気持ちになるようです
が、そういうことはありませんか。

○東海林説明員 どうも同じようなことを御返事
申し上げて恐縮なんですが、私も、私が
さういふさもししい心でやつてゐるというこじや
ございませぬので、何といつても、われわれの需要
家というものは国民大衆なのでありますから、そ
の点を十分考へて今後もやつていきたい、かよう
に考へております。よろしくどうぞ。

○佐藤(觀)委員 先ほど東海林さんからも、たば
この値上げのことについて、あまり値上げをやつ
ていないと言われましたが、三十六年度の平均価
格を一〇〇としますと、四十年には一三八、四十
一年度には一四三、四十二年には一四七、四十
三年には一五〇と考へてゐるのです。だから、専売利益
金のことを考へるにあれば、やはりいろいろ政府
に、これだけの収益をあげなければ困ると言われ
ておりますけれども、私はたばこをのむ大ぜいの
人を考へれば、もう少しさういふところを緩和す
べき必要があるんじゃないか、こう思ふのです。
だから、たばこや酒の値上げといふことを、とに
かくできるだけおくらしていくことは、国民だれ
に聞いても、酒の値上げはおくらしてけつこうだ
か、たばこが少しでもおくらしたほうがいいとい
ふことの声を——ほかのことはさう言ひませんよ。
けれども、さういふ声が非常に高いといふこと
は、これはもう少し——もとより高い税金を取つ
てゐるのですから。さうでしよう。六〇%からい
まどれくらいにたばこのあはれはなつてゐるか、そ
れをちよつと副裁から答へていただきたい。

○佐々木説明員 たばこの益金率は、三十五年当
時は六六・七%でございましたけれども、四十年
は六〇・三%になつております。四十二年でも若
干落ちるかと思ひますが、六〇%前後といふこと
ではないかと見ておる次第でございます。

○佐藤(觀)委員 税の關係からいけば、日本より
たばこの高い国はどこですか。これは東海林さんで
もどちらでもいいですけれども……

○龜徳政府委員 外国におきましてたばこの日本の
益金率に相当しますおまな例を申し上げますと、
が、フランスが六五%、これは付加税を含みます
と七〇%になつております。それからイタリアが
七五%、イギリスが八〇%、西ドイツが、たばこ
の税率は五九%でございしますが、取引高税を含め
ますと六六・六%、アメリカが連邦、州税を含め
まして平均五一・四%でございまして、主要なる
各国の税率を比較いたしますと、アメリカが日本

より低いのでございますが、その他の国はいずれ
も日本よりは高いという実情に相なつておりま
す。

○佐藤(觀)委員 それは高いというのは、フラン
スやイギリスあたりと日本とは生活程度が違
つてゐるんですか、どうです。

○龜徳政府委員 これは、ただいまの御質問が税
率がどうなつてゐるかといふことでございする
で……もちろん、おっしゃいますように各国の所
得水準によつて判断しなければならぬと思ひま
す。大体たばこにつきましては、専売収入とい
ふことでほぼ同じような考へ方になつております。
国民所得水準と申しますと、最近よくイタリアの
水準に近づきつゝあるといふことがいわれており
ますが、そのイタリアが七五%といふことであり
ますと、いま先生のおっしゃつた点から見まして
もさほど無理だといふことではないのではなから
うかと考へております。

○佐藤(觀)委員 さほど無理ではないだろうとい
うのは大蔵省の一方的な観測であつて、この酒や
たばこといふものは、先ほど吉國さんに質問した
ように、大衆に非常に影響が深いものだと思う
のですよ。さういふ点で、たばこといふものを
いふ大衆に密接な關係のあるものを上げるといふ
ことは、これはいろいろなかの物価の値上げ——
あなたは官房長をやつておられるからわかると思
うのですけれども、大蔵省自体が物価値上げのお
先棒をかついでゐるんじゃないか、さういふよう
にいわれてもしようがないかと思ふ。まああなたは
政治家ではないからあれですけれども、さういふ
ことを考へになつたことありますか。

○龜徳政府委員 このたばこは間接税の中でも特
に逆進性の強いものでございまして、確かに所得
の低い方も、これは嗜好品でありますからどうし
てもおのみになるというもので、できればさうい
うものは据え置いたほうがいいといふことは間違
ないと思ひます。ただ、それにいたしまして、先ほ
ど来主税局長が申し上げましたように、相対的に

専売益金収入が少なくなつております。その前に
申し上げたい点は、これは全般の話に通ずること
でございしますが、本年の予算の規模は極力圧縮し
ていきたい、しかもその中でやはり公債の収入も
極力少なくしていきたい、それから片や減税も千
五十億をやつていきたい、それから歳出の要求も
あるといふことになりまして、どうしても若干の
増税を見込まないとやりくりがつかない。そのと
きにいろいろ振り返つてみますと、間接税のあれ
が相対的に非常に少なくなつております。同じ
間接税の中に占める比率も、専売益金が二十六
年には三九・八%と四割占めていたものが、先ほ
どの原材料費の値上がりその他もございまして
が、四十一年には一三・三%と、三分の一に落
つてゐる。それから新生なんかも、いろいろ御批判
はございしますが、当初六十円といふものが四十
円になりまして、今度上げても当初の六十円ま
でいふ、五十円にとどめておくといふことをか
がた総合的に御判断いただければ、この財政の苦
しい中でさういふ措置をしたといふ点は十分御理
解いただけるのではないかと。もちろん勇んで増
税をするといふような気持ちではございませぬで、
やはり日々ポケットからたばこを高く出すとい
ふことが、直接に一つの値上げ感を感じるとい
ふことで、決していいことではないと思ふのです
が、全体を総合的に考へていただきますればお許
し願へる話ではないか、かように考へておる次第
でございします。

○佐藤(觀)委員 非常にかつてな解釈で、吉國さ
んもあなたもさうですけれども、一番高いときの
標準がこうだから安くなつたと言われるけれど
も、そのときは取り過ぎたといふのですよ。自然増
収なんていつて、片方で税金納めてゐないのか
かわらず、税金を取り過ぎておつて自然増収だ
といふまいことばでございします。それで、
いまいどういふことでございしますかといふね、一番
入が多かつたときの年度と比較して、吉國さん
さうですが、あなたもさういふ同じ戦法できて
ゐる。さういふときと比べていまだたばこの収入が少

ないからというように言われるということ
は、私はどうも片腹痛いと思うのです。

そこで、いろいろ聞きたいこともたくさんありますけれども、いま小売り店の手数料の問題も、ほかの物価が上がってきたから上げてくれという声もあるし、同時に、たばこに対してはいろいろ注文があるわけですね。けれども、これは御承知のように大体が専売公社の許可制になっておりますから、なかなか小売り店ができない。同時に、いまの小売り店も人を使う場合に、人件費が高くなりまして、なかなか人を雇ってはいられないというふうな状態があるのですが、そういうふうな小売り店の問題についても、どういうふうな処置をとっておられますか。これは亀徳さんでも、専売公社のほうでも、どちらでもいいですから答弁をしてください。

○亀徳政府委員 基本的な考え方は述べさせていたしまして、あと専売公社にお願いいたしたす。

従来たばこの販売店には、一定の比率で手数料を出しております。今回値上げをいたしました、そのまま従来の比率で燃つて小売り人に返すということになりますと、これは必要以上に返す過ぎになりますので、その点の率の修正はしなければいけない。ただし、また同時に、値上げをいたしました、やはりこれもひとつよいにしていたきたというところで、これで売り上げが落ちてもいいかぬということで、小売りの方々にも御努力をいたさなければならぬ、その分もやはり販売努力を刺激するという意味でつけ加えなければならぬというふうなことも、かたがた勘案いたしましてきめたいということの基本線にいたしましたわけでございます。さような次第であります。詳細は専売公社のほうから御説明いたします。

○佐々木説明員 いままで専売公社の価格を修正いたしました経緯を調べてみますと、値段を上げました際には、これは財政収入をふやすため、税収をふやすためでありますから、それに便乗して小売り手数料をふやすというのは避けるという

考えがあったようでございます。値段を上げます際には小売りの割引歩合を下げるといふこと、そのかわり値段を下げた際には、小売り店の立場を考えまして割引歩合を上げるといふようなことをやってまいった次第でございます。今回も、財政収入を上げるために価格を改定するわけでございますから、その価格改定による増収分が、そのまゝ小売り人に入りますことはいかかかという観点が出てまいるわけでございます。先ほど官房長が御説明いたしましたとおり、本来ならば減すという観点、割引歩合を下げるといふ観点が出てまいりますが、販売努力もまた——先ほどから先生もお話のように、消費者のほうからあまり喜ばれないような環境のもとで努力をいたしましたかなければならぬという情勢にありますので、割引歩合をそのまゝにしておきますならば、四十億円のくらの小売り手数料の増というものが小売り店にはね返ってくるかと思ひますが、それを半分にしたいにいたしますように調整をして手数料率をきめることを考えておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 いろいろまだ質問をしたいことがたくさんございますが、どう考えてみますと、酒やたばこの今度の値上げは、人為的な、変な、なるほどしかたがないというふうな納得の値上げでない、よそからし寄せがきた増税だということを感じると同時に、専売公社もやはり私はもうちょっと消費者の立場、大衆が何にも言つてこぬから幾らどうしてもいいじやないか、こういう安易な気持ちじやなくて、やはり専売公社独特の、大蔵省はこう言つても専売公社はこうだという、理屈が立つようなことで値上げをやれば、なるほど国民は納得すると思うのです。

○委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席
しかし、酒やたばこの両方とも国民生活と非常に密接な関係があつて、これがいま値上げムードになつておりますが、そういうものと関連をして、政府みずから値上げをするのだからこれは当然じやないかという声が必ず起きてくると思うのです。そういう時期にこの千五十億という増税をや

ることは、いまの国民生活の中で、いろいろ電車賃、汽車賃の値上げその他のものと関連をして、私は国民に実に強い負担をかける増税だと思ふ。そういう点について私は納得できませんけれども、まあ同僚委員からいろいろ質問があると思ひますが、私はそういうふうな感じからしてもこの値上げだけはやめてもらいたかつたということ強く要望しまして、私の質問を終わります。

○渡辺(美)委員長代理 この際、水田大蔵大臣より発言を求められておりますので、これを許します。

○水田大蔵大臣 去る三日の本委員会の席上におきまして、前川専売公社監理官が不適当な発言を行ないましたことは、まことに遺憾に存じます。事務当局に對しましては、今後かかることのないよう厳重に注意を与えました。

何とぞ御了承を願ひたく存じます。

○渡辺(美)委員長代理 二法案についての質疑を続行いたします。広瀬秀吉君。

その点お許しを願ひます。
現在いろいろこういつた推計をいたします場合には、やはり総理府の家計調査というものを現在の段階では利用するほかございません。したがいまして、このベースには、総理府の家計調査の、しかも品目別にその内容が明らかになっているものを使つた次第でございます。ただ、その中の品目別の調査の中に、たばこ代とそれからもう一つは小づかい、つき合費という項目がございます、その中に一部たばこが入つてゐるだらうと推計いたしました。

○広瀬(秀)委員 一昨日に引き続き、製造たばこ定価法の値上げに關連をする質問をいたしたいと思ひます。
それで前回、私は、この定価改正によつていわゆる増税になるものが五百五十億だといわれておるけれども、その増税分がどの階層に、五百五十億のうち少なくとも所得税減税を受け得ない階層にどのくらいかぶるであらうか、こういう資料を要求したわけでありまして、手元に出されてまいりましたものを見ますと、私の要求の趣旨からはたいへんほど遠いものしか得られなかつたわけでありまして、専売公社もだいたう苦勞をされてゐるやられたことは認めるわけでありまして、非常に不十分だと思ひます。この点について、この表についてできる限り納得のいくように、まず概略の御説明をいたしたいと思ひます。

○亀徳政府委員 お手元に配りました数字についての考え方をまず御説明いたします。
前回、政務次官から申す申し上げましたように、非常に大胆な推計をいたしておりますので、

それからもう一つは、国民所得推計によりまして、家計調査の場合にはどうも奥さんが家計簿につける分だけが載つておりまして、これはどの家庭にもよくあることでございますが、御主人が、原稿料が入つたが、そいつは奥さんに渡さぬでポケットに入れて使ひ、そういうものが実は抜けておるわけでございます。また、そういうもので大御主人は酒を飲んだりたばこを吸つたりされておるといふのが実情だと思ひまして、国民所得推計の中で、そういった脱漏したものが幾らかという推計をいたしておるわけです。そこにまた大胆な推計が働くわけですが、その奥さんに渡さぬもののの中には、だいたたばこが入つておるだらうと推計いたしました、その分をつけ加えたものがたばこ代の欄でございます。それで、家計調査の世帯数とこの収入の欄の区分は、もちろん家計調査によりましてございまして、それから、いま言つた家計調査の中のたばこ代とつき合費、小づかい費の中でたばこ代は代に回していいんだらうと思はれるものをつけ加えて、さらにいま言つた脱漏の分を含めましてたばこ代を推計いたしております。また、家計調査で各階層ごとに大体どういうたばこを吸つてゐるかということがわかつておりますし、そのたばこに應じた現行の益金率と、それから改定後どうなるかということを出しまして、結局この増加額が、今度のたばこの定価引き上げによりましてどういふふう増加したかという額でございます。そしてその金額にそ

の世帯数をかけたものを次の欄に掲げておりまして、大体各階層ごとのたばこの値上げによる影響はこういう形であらわれるだろう。あとはその比率を五百五十億で配分したという、率直に申し上げて、非常に大胆な推計でございますが、現在特別にパネル調査その他やっておりますが、御質問の趣旨に沿う角度でやっておりますものから、こういう表にならざるを得ない。

それから、なおどの階層までが所得税のかからない階層であるかということは、事業所得者が給与所得税かによって違いますので、機械的な線を引くことはかえって誤解を招くのではないかと。したがって、事業所得者、給与所得者の大体どのくらいまでが所得税がかからないかということ、それぞれの線でおおよその感じをおつかみいただくという以外なかるうかと思ひます。

なお、この構成比の左にカッコに入っております数字は、ずっと累積の数字でございます。たとえば六十万から六十九万の欄までの人で三九・六%を占める、こういうふうにお読みいただきたい。

先ほど申し上げましたように非常に大胆な推計でございますので、これどうこうとおっしゃられるとやや危険な点がありますが、急いでつくりましたので、その点をお許し願いたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 そういふ非常に不備脱漏の多いデータをもとにしての推計でありますし、まあ官房長も言うように、大胆な推計であるということとありますから、この数字について、これを前提として議論を詰めようとは思ひません。そういうものだと理解するわけです。

しかしながら、十何年ぶりにたばこを全面的に増税をやる、定価引き上げをやるということにあつては、やはりその辺のところの、特にわれわれが前からそういう意味での資料要求もし、さらにまた、今日の国民大衆が、この問題について異常なまでの関心を持って、これは悪法であるといつていふような状況にもかんがみまして、もう少し大

衆にわかりやすい、大衆にどのくらい増税になるのか、その負担階層がどういふところなのかといふようなことを明らかにするものについて、やはり政策当局としてももう少し真剣に考えて、こういう状態になるけれども、かくかくの理由によつてどうかひとつ了承してほしいといううなものを示さないで出してくるのは、私はやはりいけないだろうと思ひます。かりに私の感觸として、少なくとも所得税減税を受けない階層に消費量の——銘柄で引き上げられないものもありまされども、大体六割くらいは所得税減税の恩恵に浴しない人たちが、この五百五十億——かりに五百五十億が正しいとしても、六割くらいはそういう階層が増税という形で負担をするのではないかと。これを大衆に台にいたしましたけれども、構成比の累積年取七十万から七十九万九千円というところ、ここあたりが五人世帯の課税最低限というやうなことをからみ合わせてみますと、四九・二%くらいの負担がそこあたりにくる。かりにこれを五〇%と大づかみにしましても、給与所得者の場合に、少なくとも五百五十億のうち半分近くはやはりこういう人たちのところにくるのだ。あるいは事業所得者の場合は一段落ちるくらいになるとしましても、約四割はそういう人たちのところにくるのだということがいえるだろうと思ひます。そうしますと、やはりかなりの部分、まるまるたばこの定価引き上げというのは低所得者にとつて増税である。かなりの部分——ここでは四〇%とか五〇%ということはかりに言わないにしても、この大胆な推計を前提にすれば、数字上ある程度そういうことにもなるということになつていくわけですね。いざれにしてもそういう低所得者にとつて非常に負担が大きくなる、こういうことだけははっきりいえるだろうと思ひます。この点どうですか。

○龜徳政府委員 つまり、先ほど申し上げましたように、やはりたばこは間接税の中でも逆進的な要素が多いものでございます。率直に申しまして、やはり税金を納めない方々も、これは嗜好品でございますので、どうしてもこれが上がったからむのをやめるといふものではない。したがつて、引き上げればその影響を受けられるという事実はそのとおりでございます。

○広瀬(秀)委員 そのような状況にどうしてもなるのだという点について、先ほど佐藤委員の質問にも答えて、財政的な必要、特に公債も減らしたいという面も考えた、あるいはまた、所得の向上に比較をいたしまして負担率が減少した、あるいは国民所得に対する間接税の負担割合が年々減つてきている、意図せざる減税が行なわれたということからこういうものをやられたわけですから、大衆に対する増税という印象はぬぐい得ないものと私も考えるわけでありま。そういうところから硬直化の過程において、必ずしも高度成長政策というやうなものによつて大きな利益を受けた階層ではないはずであります。それにもかかわらずそういう形の中で迎えた財政硬直化に、今度はまさに犠牲にされる、そういう点では全く納得ができません。

次に、数字について伺いたのですが、専売の国庫納付金について資料をいただいたわけでありま。純利益として五百五十億、これが増税分益が千八百九十八億、定価改定を見込んだ予算で二千四百六十一億になつてい。この差額が五百六十三億、さらに定価を引き上げなくても十三億くらい増収になったはずだということ、それを差し引いても五百五十億というように合致しておるわけでありま。一体この数字の基礎になつた売り上げの本数の見直しというものがどうもはつきりしないのですが、これをひとつ明らかにしていただきたいわけですね。

○牧野説明員 ただいまの専売納付金の算定に関

て、やはり税金を納めない方々も、これは嗜好品でございますので、どうしてもこれが上がったからむのをやめるといふものではない。したがつて、引き上げればその影響を受けられるという事実はそのとおりでございます。

○廣瀬(秀)委員 そのような状況にどうしてもなるのだという点について、先ほど佐藤委員の質問にも答えて、財政的な必要、特に公債も減らしたいという面も考えた、あるいはまた、所得の向上に比較をいたしまして負担率が減少した、あるいは国民所得に対する間接税の負担割合が年々減つてきている、意図せざる減税が行なわれたということからこういうものをやられたわけですから、大衆に対する増税という印象はぬぐい得ないものと私も考えるわけでありま。そういうところから硬直化の過程において、必ずしも高度成長政策というやうなものによつて大きな利益を受けた階層ではないはずであります。それにもかかわらずそういう形の中で迎えた財政硬直化に、今度はまさに犠牲にされる、そういう点では全く納得ができません。

次に、数字について伺いたのですが、専売の国庫納付金について資料をいただいたわけでありま。純利益として五百五十億、これが増税分益が千八百九十八億、定価改定を見込んだ予算で二千四百六十一億になつてい。この差額が五百六十三億、さらに定価を引き上げなくても十三億くらい増収になったはずだということ、それを差し引いても五百五十億というように合致しておるわけでありま。一体この数字の基礎になつた売り上げの本数の見直しというものがどうもはつきりしないのですが、これをひとつ明らかにしていただきたいわけですね。

○牧野説明員 ただいまの専売納付金の算定に関

しまして資料を提出したわけでございますが、一昨日、この問題について御質問がございまして、私いささか誤った答弁をいたしましたので、まことに申しわけないと思つております。きょうお手元に差し上げましたとおりの数字に私どもの検討の結果ではなつておりまして、五百五十億というものが増税による増収分だといふふうな考へております。

それからこのベースになりました売り上げ本数でございますが、公社で製造をいたしております一般の商品につきましては、二千三億本と私どものほうでは推計いたしておりますが、しかし、これは定価改定をいたさなかつた場合には二千五十億本売れるであらう、それは昭和四十二年度、数日前に終わりました年度は、一億九千九百六十億本売ると推定いたしておりますが、それに対して、定価改定がない場合には九十億本以上伸びるであらうといふふうに推計いたしました。出た数字がこの表にござい。数字の欄の縦に見まして三段目の「四十三年度定価改定のない場合」というときの基礎になりました数字でございます。それが五月一日から定価改定ということとを予定しておりますので、定価改定がございまして、やはりどうしても売り上げは若干本数が減るだろう、それからまた銘柄も、つい高級の銘柄から中級へ、あるいは中級の銘柄から下の銘柄へと移るだろうといふふうな存じまして、その推計は、昭和十一年度に一斉の値上げを過去においてやつた実績のいゝるんな関係の計数があります。そういうやうなものを使ひまして、さらに私どもでもできるだけ新しい、安い製品を出したり、いろいろな形で消費者に御迷惑をかけないやうにということ、販売の努力をするというのを考慮に入れますと、二千三億本というものを基礎にいたしました。

○廣瀬(秀)委員 それはわかりました。

そこで、この四十三年度の政府関係機関予算で専売公社のところを見ますと、製造たばこの売り上げ高が昭和四十二年度では五千六百六十四億、これは補正後だと思ひますが、それに対して昭和

四十三年度では六千六百六十二億、差し引きいたしますと九百九十八億ふえる勘定になります。それから製造たばこの売り上げ原価と販売費及び一般管理費、これを比較いたしますと、これで大体二百八十三億ばかり増加になっている。九百九十八億からその費用——費用というか経費というか、損金を引きますと七百十五億ということになっております。そうしますと、益金は七百十五億ふえておるはずなんです。それが昭和四十三年度のこの政府関係機関予算書から見られる数字なんです。一体この七百十五億と五百五十億という関係はどうなりますか。これは製造たばこの原価を拾うとこういうことになるのです。塩だとかあるいはその他そういうような営業外の収支というふうなものには省いてこういうことになるのです。そうだとするならば、この七百十五億というものは、収益がそれだけふえたということになるのですから、それだけやはり国民の負担になっておるのじゃないか、こういうふうに思われるのですが、その点の説明をいただきたいと思ひます。

○牧野説明員 ただいまの広瀬先生のあげられた数字は、これは定価改定をいたさない場合にもやはり売り上げの伸びがございまして、益金の伸びがございまして、それを私どもは、税のほうで申しますと自然増と申しますが、そういうようなものに対応するものと見まして、定価改定によりまして、本数は減るけれども単価が上ることによって増収になります分を、定価改定による増収といひますか、増収といひますか、そういうようなものとして五百五十億というものを私どもも見込んで次第であります。

○広瀬(秀)委員 七百十五億対五百五十億という数字について説明してください。

○高村説明員 予算の参照資料にございます四十二年度予算との比較は、成立予算との比較であります。売り上げ収入の面では、たばこ事業が九百八十億の増、それからたばこ事業のコストが二百億ちよつと増、そのほかに管理費、販売費、固定資

産償却費、そういうったものの増加がございまして、総損失の増加は三百億をちよつとこしてまいります。そういうものの差し引きの結果、先生御指摘のように、七百億を上回る益金の増加があるわけでございます。他の事業の損益等を差し引きました結果、納付金としましては、七百四億、四十二年の成立予算よりも多くなっております。そのうち定価改定によりまして増加すると推定されます分は、五百五十億、それから残りの百五十四億は、四十二年と四十三年の事業の伸び等によって出てまいると推定されます、いわば自然増が百五十四億程度見込まれる。その合計が七百四億というふうに分解できると思ひます。

○広瀬(秀)委員 どうもあなたの方の説明はわからないのだけれども、塩の赤字まで差し引きをして五百五十億増加ということになってくるのです。いまわれわれが審議をしておるのは増税法案ですよ。今度の定価改定によって、たばこの原料を調達し、そうして機械にかけて製造をしてそれを売る、そうしてその売り上げ高が幾らだ、そしてそのたばこを製造するために必要な経費を差し引いて残りが、それはたばこの益金がそれだけふえたということになるじゃありませんか。共通費なんかは販売費及び一般管理費に入っておると思ふのです。そのいわゆる益金、最後のところへ出てくる益金というのは、塩の赤字何十億なんというものも減して、それを引いて、そういうものが出てくる。これはたばことは関係ないので、すくなくとも塩なんかについては、それまで差し引きをされて、そこで出てくるわけでしょう。それじゃ実際定価値上げによって増収になる分というのは七百億に近いものじゃないのか、こういう感觸を私どもは当然持つわけですよ、この予算書を見れば、予算書がでたらめなのか、それともこっちの専売公社が出した資料がおかしいのか。単に二千三億本と、改定後のあれを予想した、そして、改定しなければおそらく二千五十億本が売れたであろう、そういうような差はわかりますよ。わかっても、なおかつその間に差があるではない

か。そうすればその五百五十億とそれとの差というものは、これはもう少しふえるのではないか、私はこう言っているんです。

○高村説明員 塩の事業の損失等による差し引額は、これはわずかと、言つては失礼でございますけれども、それほど膨大な変更をするほどのものではございません。大ざっぱにいまして、四十二年度予算に比しまして四十三年度の見込みは七億前後の収入ないしは利益の増加ということとは間違ひございません。厳密に計算をいたしまして、そのうち値上げによる増収分がどのくらいかというところは、計算の方法でいろいろあるうかと存じますけれども、一応五百五十億と算定をいたしましたその根拠をいたしましては、値上げをしなかつた場合は二千五十億本売れるでありまして、それから四十二年度と比べて平均単価も上がるのでありまして、そういう仮定の計算を入れまして、そこまでは値上げをしなくても増収がある、その分が百五十億ちよつとだという計算を間にはさみまして、その分を七百億から取りまして、残り五百五十億円というものを純粋の値上げによる増収効果だというふうに計算をいたしましたというところでございます。

○広瀬(秀)委員 どうもそのところ、私どもはつきりしないのですが、少なくとも今までの説明では五百五十億増税になる。定価引き上げによつて国民大衆が負担をするというのは、少なくとも五百五十億をかなりこえていくということだけは、私はどうしても納得のできないのです。五百五十億で見積もるのが正しいのだという数字がどうも合わないのです。私は、きょうは一時間以内でということですが、私は、きょうは一時間以内で、このことは、またあと質問者がだいたいおきまして、そのところをさらにやっていたら、この表を見ますと、確かにそれは合っているんですよ。去年の実績ないし予算が一つあつて、そしてことしの予算、それとの差額がこれだけある、そしてそこ

から、当然値上げをしなくてもいわゆる自然増という形で増収になる部分もあるだろう、それを引けば五百五十億になるということなんです、予算書との関連で拾つてみると、どうもその数字がびつたりこない。こういう疑問があるわけでありまして。その点はさらにひとつ明らかにわかるようにしていただきたいと思ふのです。五百五十億というものが、これは計算上も、見通しの数字の販売数量等の上に立つても、びつと合うんだ。しかもこの予算書を基準にしながらです。予算はもう通つて、間もなく確定するんですから。国会で方が出された予算というものはもう間もなく通るわけですから、そういう点、疑問を留保したまま先へ進めたいと思ひます。

それから去年の予算書には製造たばこの原価表が出ておたわけでありまして、ことしの予算書にはこれがないわけですよ。これは一体なぜ出さなかつたのですか。予定原価ですね、「日本専売公社製造たばこ予定原価」というものが四十二年度の予算書にはちゃんと出ておたわけですが、これは出なかつた。これは一体どういうことですか。値上げがきまらないうちに出さなかつたというのですか、そのところの……。

○牧野説明員 ただいまの御質問のとおり、四十二年度の予算書と四十三年度の予算書と相違しております。予定原価の表を四十三年度の予算書では省いております。この理由でございますが、実は私ども五月一日から値上げという案を組みまして、それに基つまして予算を一応編成したわけでございます。その際、四十三年の値上げ前の四月は古い定価で売られるわけでございます。それで予定どおり五月一日から、かりに値上げになるといたしますと、その後は何がしか上がった値段でものが売られるという形になりますので、その間の原価計算といひますか、そういうようなものが非常にややこしくなります。特に固定費、たとえば工場の減価償却その他、あるいは販売費というふうなもの、あるいは人件費、そういうような

もの、どういふふうにかかりに割らなければならないのかというところが、なかなか出にくうございます。しいて推計いたしますと、四月に売れるであろう数量に對してこういう原価計算、五月以降来年度の三月までにはこんな原価計算ということ、かなりフィクションと申しますか推定を入れまして、いろいろ計算いたしました。やってみても、これは予算はやはり二段がまえでお出しなさいと、これは悪いというふうに考えまして、どうもなかなか前年度との対比も困難に思われますし、私どももこういうあまりにも大胆な推定を入れたような予定原価の表というふうなものをつけるのはいかにかと思ひまして、実は四十三年度の予算書からは割愛させていただいたような次第でございます。

○広瀬(秀)委員 この表は、やはり私はかなり重要な表だと思ふのです。もちろん普通の年度の場合にこういうものが出される場合においても、いまの総務理事の答弁ならば、やはり同じような事情があつたはずですよ、今回は価格改定というものがあつたとして、しかし、原価がどのくらい上がるかどうかということについては、価格改定とは別に關係ないのです。そういうわけでしょう。それだつたらやはり親切にあけておいて、かりにその原案どおり定価値上げ法が通つたとするならば、その中でこのぐらゐの原価見込みになるのですというぐらゐのことは、こういうときこそ本来出すべきじゃないですか。それをわざわざ省略してしまつたというのは、やはり何か意圖があるのではないかと疑われてもしかたがないと思ふ。それはやはりこういうものについて、今年度も少なくともこの委員会の審議の間ぐらゐに見込みを当然出すべきであらうと思ふ。これはやはり重要な審議の一つのポイントになるわけですから、これを一つ審議中に出していただくように要求をいたしたいと思います。

それからもう一つ、あなたの方のほうで「たばこ小売価格の改定について」ということで、昭和四十三年二月、一番最初にわれわれがあなたの方から

説明を聞いたときに、これも数字の問題で恐縮なんだけれども、販売金額七千二百七十二億円という数字が、この中の二ページに書いてある。そして改定による増収額は五百五十億だ、販売数量も二千三億本という先ほどの説明で、これは合つておるわけですよ。それと、予算書におけるたばこの売り上げ、販売代金というのは六千六百六十二億円、こゝなつておるわけですね。この数字の差も、どうもわからないわけですよ。これもひとつ説明をしてもらひたい。

○佐々木説明員 初めの御質問の表は試作しましたが、非常に複雑なものになりましたので、省かせていただきました。先ほど価格の値上げと關係がないではないかという先生の御指摘があつたのでございますけれども、原価のうちには売り上げ金額によつて配賦するものがございまして、したがつて、売り上げ価格が変わりますとコスト面でも変わるといふものが出てくるものでございまして、それから、その点やはり原価構成上も変えざるを得ない問題も含んでおりますことを御了解願ひたいと思ふのでございまして。

それから、先生御指摘の「たばこ小売定価改定について」という書類で御説明にあらがりましたときの販売金額は、御指摘のとおり七千二百七十二億円と表示してございまして、これはカッパに書いてございまして、小売に定価で表示してございまして、予算書に書きましますときには小売りの手数料に当たる部分を差し引いたものが現実の公社の収入でございまして、実際の収入額を予算書に計上いたしました。つまり差額は小売りに支払うと申しますか割り引いて売り渡しますための金額でございまして、差が出ておる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 それじゃその数字の差はそれだけいいです。次にたばこの消費税。これは自治省来ていますね。——これがこし百五十一億円ふえるわけでありまして、この算定の基礎、これを伺つておきたいと思ひます。

○松島政府委員 たばこの消費税は、御承知のとおり単価を前年の二月からその年の一月までの売り上げ実績をもとにいたしまして、それをその期間において売り上げた本数でもつて割りまして一本当たりの単価を出すことにいたしてございまして。その一本当たり単価にその年の三月から翌年の二月までに専売公社が売り上げた本数をかけてそれに税率を乗じてたばこ消費税を出す、こういうことになつておるわけでありまして。そこで昭和四十三年度のたばこ消費税の基礎になります単価は、昭和四十二年の二月から昭和四十三年の一月までの売り上げ実績によつて出したものでございまして、その額が一本当たり三円十四銭七厘となつております。それに価格改定がなかつた場合に、こし三月から来年度の二月までに売られるであろう本数を二千五百億本と見込みまして計算をいたしてございまして。

○広瀬(秀)委員 まあたばこの消費税の場合にはたしか会計年度の属する月の二月ですか、二月から算定の基礎になるわけですね。今回の場合には二月、三月、二月以降ということになるのじゃないですか。

(渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席)
○松島政府委員 本数はこし三月から来年度二月まででございまして。ただ単価は先ほど申し上げましたように前年の二月からこし三月までの実績をもとにして出す、こういうことになつております。

○広瀬(秀)委員 そこで、いづれも見通しの数字で、税制調査会でも「明年度においては、たばこの定価改定に伴い、その消費される本数が減少すると見込まれるので、定価改定がない場合に予定される税収が確保されるよう所要の調整を加える必要がある。」という答申が出ておるわけですね。この文面から見ますと、この消費される本数が減少すると見込まれる、絶対的な消費本数というものが減少する、こういうふうに見通しての措置じゃないですか。

入見込み額を出します場合には、価格改定がなかつたとしたらばどれだけの消費量があるかというのを基準にして出したわけでございますが、現実の課税は先ほど申し上げましたように、こし三月から来年度の二月までに売り上げた本数を乗じて出すわけでございますから、そのまゝにいたしておきまして、三月、四月はともかくといたしまして、五月以降消費量は減ることが予想されるわけでございます。その分だけ税収入が見積もりといたしますか価格改定がなかつた場合に比較いたしました減少することが考えられるわけでございます。そこで、その分につきましては、地方税法の法律におきまして売り上げ本数を政令で補正することができるといふことにいたしまして、予定をされます価格改定がない場合に予定されます収入が確保されるように売り上げ本数を補正する措置を講ずる、こういうことになつておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 自治省では地方税法の附則ですが、これはどういふことになつておるわけですか。

○松島政府委員 いま申し上げましたように、価格改定がないと見込みますと、こし三月から来年度の二月まで二千五百億本ばかりの売り上げになる見込みでございまして。価格改定が行なわれますとそれが二千二百六十億本くらいに下がる、こういうことでございまして、その結果単価は先ほど申し上げましたように前年実績をとりましますで動きませんから、本数が少なくなつた分だけ税収が減少するということになります。その額が約二十三億四角見込んでおります。その二十三億四角に相当する部分が落ちないようにするために、売り上げ本数に一定率を乗じまして補正する、こういうことになつております。

○広瀬(秀)委員 その調整率を用いることによつて、地方税法に定めてある一〇・三と一〇・一あるいは市町村で一〇・三の一八・一ですか、まあ両方合せて二八・四になる、これがどの程度調整率によつて受ける勘定になりますか。大体

一・〇一三を調整率とするようでありすけれども、そのことによつてこの本則がどういふふうになるか、これはそれを越えても少なくてもお互いに文句は言わぬのだといふことになつたといふのでありますけれども、何か税法についてどういふ取りきめであつて税率が変わるやうなそういうことをやつていいのかわかるといふ点について私どもは疑問を持つたけれども……

○松島政府委員 補正の率は二十三億円を売り上げ本数に換算をいたしましてはね返すわけでありまして、売り上げ本数に対する率はたゞいまのところ御指摘になりましたように一・〇一三になるものと見込んでおります。税法について補正率をかけたつて適当に修正するのはどういふお話でございますが、税法どおりにはまいりますが現在の法律を変えない限りは単価は前年実績、売り上げは当該年実績といふことになりまして、当然たゞこの値上げによつて消費量が減つてまいりますと減収になるわけでございます。国のほうで増収をはかられますために、たゞこの価格の改定をしたその際にそのことによつて地方のたゞこの消費税がむしろマイナスになるといふことはやはり防ぐべきではないかといふのが税制調査会の御答申の趣旨であると思ひます。そこで、それをどういふふうに修正するかといふ技術的な方法として売り上げ本数に補正率をかける、こういうことにいたしましたものでありまして、これはことしの特種な事情に基づく臨時の措置でございます。

○広瀬(秀)委員 そのことによつて、基本税率といひますか、地方税法所定の二・〇三、一八・一といふこれにどういふ税率の変化が結果として出てくるかといふ見通しはどういふことになるかといふことを聞いてゐるわけなんです、わかりませんか。

○松島政府委員 税率そのものは基本的には動かすといふことと考えておりませんので、税率そのものが影響を受けるといふことはないと思ひます。来年度と申しますか、昭和四十四年度以降に

なりますとどういふ補正率もなくなるわけで、本則の税率そのまゝが——本年度も本則の税率でございすけれども、そのまゝ動いていくことになると思ひますので、特別な影響があるとは思ひておりません。ただ、ことし限りの措置をかりに税率でやつたとしたらばどうなるかといふお話でございすならば、本数の修正はせず税率で、市町村分を合算して二・八四に一・〇一三をかけたものが税率に相当することにも、考え方がございすけれどもと思ひますが、そういうことでございす。

○広瀬(秀)委員 時間がありませんからあと二、三問で終わりたいと思ひます。

専売公社の総裁にお伺ひしたいのですが、この間も申し上げましたように、公社と資材、たゞえばフィルター・プラグであるとか、あるいはアルミ箔だとか、巻紙だとか、その他たくさん資材があるわけでありまして、これらの購入の額も、予算書によつてもかなりの額のほつておるわけでありす。しかもかなり独占的に専売公社の元高級役員あるいは職員であつた人たちが、それらの納入会社に相当天下つてゐる。この資料をいたしたいわけでありまして、この物資調達関係だけでも四十二社くらいある。そのうち二十二社——実際はこれ以上に大きい資料も実は私ども持つてゐるわけですが、かりにこの表を正しいとしても二十二社以上にそういう人たちが、いわば最近問題になつておる天下りがされておる。こういうところはいずれも最低で二割二分くらいは配当をやつておる。最高は三割配当をやつておるといふやうな会社がある、こういうやうなことがいわれておるわけだ。

こういうものについて、この資材の買い上げ、購入といふやうな場合に、これはかつて武藤委員が、三十七年に東海林総裁がなされたときに質問をされたという記憶もあるわけですが、大体随契でやつておるわけだ。金額の非常に少ない二十万とか三千万とかいふやうなところは競争入札で、億をこえるやうなところは大体随契でやられてお

るといふやうな点を指摘して、こういうものを改善すべきではないかといふこともあつたわけでありす。この契約の方式はどういふことになつておりますか。

○三角説明員 お答えいたします。

契約の方式といたしましては、隨意契約と競争契約と二つございすけれども、私どもが主として使つておりましたはこの材料につきましては、これは御承知のように機械にかかる性質のものがたくさんございすので、そういうことで作業能力をそこなわないといふたてまえから特別な規格を課してゐるといふのがございす。そういうもののについては隨意契約をやつておる。機械にかからなくて一般でも調達できるというものについては競争契約をやつておる、こういうことでございす。

○広瀬(秀)委員 この物資調達額の大体何割が随契ですか。

○三角説明員 まず主要物品だけについて申し上げますと、四十一年度で大体総額二百五十八億円程度でございす。そのうちの九五・五％程度が隨意契約で、あとの四・五％が競争契約でありす。

○広瀬(秀)委員 総裁、いまおっしゃられたやうなわけでありす。この点はジャーナリズムにも取り上げられ、マスコミにも取り上げられるやうな形で、今回たゞこの定価を引き上げなければならぬ、そういう事態に立ち至つてゐるわけだ。これは専売公社の総裁も、かなりこれには抵抗もあつたらうし、また大蔵省筋でも上げると言つてみたり上げないと言つてみたりしながら、どこのつまり踏み切つたといふやうな事情もあるわけだ。そういう中で、やはり専売公社自身があるいは少くとも面々——職員をすぐ減らすとかあるいは少くとも合理化といふやうなことをやつて、職員に犠牲を負せたり、あるいは耕作者に棄たばこの収納価格を引き上げることを押えてみたりといふやうなことはよくやるけれども、こういうやうな面での企業努力といふものは、まだま

だ大きく改善しなければならぬ余地が非常にあると思ひます。これだけの増税をやる、定価を上げるといふからには、こういうものをきちんと姿勢を正してやらなければ、国民はとうてい納得できないと思ひます。公社のかつての幹部が天下つてゐるやうな会社からどんな随契で約九五％以上も納入させてゐるのだ。しかもその会社が非常に高収益、高配当をやつておる。こういうやうなことで、——もつとそういう面での企業努力といふものが国民的立場で要請をされるわけだ。そういう点について総裁の見解をひとつ聞きたい、それが一つです。

それから時間がないのでやめてほしいといふ再々の要請がありすので、あとまとめて総裁から御答弁をいただきたいのですが、総裁はかつて私どもとお会いをして、いま専売公社の合理化の一環だと思ひますが、葉たばこの収納場の統廃合の問題について、地元の方々の意向を無視して強行するといふやうな考えではないのだ、こういうことを言われたわけだ。ところが、地方局段階にいきますと、現在七百六十何カ所があるものを早く四百カ所にするのだ、こういうやうな大前提を置いて、ほとんど半強制的に計画を立ててこれを相当ゴリ押ししようといふやうな形で地元を提示をして、少しくらいの不満は強硬に突破しようといふやうななかまえて、あちこちで問題を起しておられます。こういうやうなことについて、やはり総裁の意図といふものが——これは総裁が、せつなく新しい公社のあり方を切り開こうといふやうな意味で民間から迎えられた最初の総裁であるといふやうなことで、何かどうも総裁のほんとうの意図が専売一家といふか専売官僚といふかそういう人たちの間にしみ通つていないんじゃないか。いまの随契の問題といひ、それからわれわれとの約束でそういう言明をされたにもかかわらず、そういう点がそういう形で下部にいつてはかなり強制的に提示をされる、こういう問題があるわけでありす。それについてひとつ総裁の御心境がいまでも変わらないかどうかといふ

ことをこの際はつきりさせていただきます。

それからもう一つであります、さらに専売公社の合理化の一環として、製造たばこの工場が現在何カ所あるか、確実な数字を覚えておりませんけれども、これを二十カ所近くも、あるいは十カ所くらいですか整理をして統廃合をしてしまうのだ、こういうようなことを考えておられるというところが新聞等にも出まして、その対象にあげられた固有名詞の工場なんかもそれぞれ出ているわけなんです。そういうことでこの町は非常に長い、たとえば栃木県の茂木であります、これは真岡線の行きどまりの町で、交通的にもかなりへんびなところであることは事実なんですけれども、長い伝統を持っている。町全体が専売公社がある、製造たばこの工場があるというところで、どうか今日のいわゆる過疎問題の中で生き延びておるような町なんです。そういうところを、いわゆる過疎対策というようなものもいま国全体の大きな政策として問題にされようとしている、過密対策と同時に過疎対策もやらなければならぬというのに、専売公社の独自の判断でその町全体の将来の発展なりというものがそれにかかっているというふうなところを、まさに血も涙もなくして専売公社の合理化計画だということと、どんどん進めて、その町をほんとにさびれた、置き忘れられた町にしてしまう、そういうようなことをやられるのか。私はそういうことであつてはならない。そういうところであつても、漸次交通も便利になりますし、交通が不便なところだというふうなことで、よつてそうしたいして不経済な運営がなされるとも思つておりません。そういうものを取りつづけていくというふうな血も涙もないようなことはよもややられまいと思つておりますが、いま申し上げた三つの点をまとめて、ひとつ総裁からお答えをいただきたいと思つております。

○東海林説明員 最初の物資の購入の問題については御指摘のとおりでございますが、ただ、私どもといましては、たばこの仕事というものの物資が非常に特殊なものだということに関連いた

しまして、どこでもつくる、どこでも売っているというわけにはまいりませんので、そういう点は御了承願ひたいと思つておりますけれども、一般的に申しまして、これは競争入札をやるべきだ、こういうふうな考へております。

それから、その次の収納場の統廃合に関しましては、これは私が再々申し上げておられるところの考へに変わりはございません。ただ、いま御指摘がございましたように、それが多少不徹底な面があるうかと思つたので、その点は十分調整していきたい、かように考へております。

第三点の問題につきましては、これは専売公社の企業としての立場からいいますと緊急の問題はございます。ございまして、いま御指摘になつたような地方開発というものを私はひとつ考へていきたい、かように考へております。そういう観点から、これは軽々にただ単にAとBが一緒になつたらいいのだというふうなわけにはいかないので、いやないか、そういう点から十分検討してまいりたい問題だと考へております。

○田村委員長 以上で終わります。

○田村委員長 ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○田村委員長 速記を始めて。

田中昭二君。

○田中(昭)委員 私は、酒税法並びにたばこ定価法につきまして質問をいたしますが、まず酒税法の改正につきましてお尋ねしていきたいと思つて

四十三年度の酒税法の改正でございますが、それによりますところの酒税の増徴から見ますと、かなり大幅な、戦後最大の規模であるともいわれております。この酒税の増徴は、同じ間接税であります物品税の税負担と比較してみますと、だいたい高いようでございます。案内のとおりに特級酒で四三・二%、一級酒で三六・五%、ビールで五〇・一%という高率の課税率になっております。ところが、現在酒はほとんど大衆化されておるのではないかと考へております。そうしますと、

常に政府がPRいたしますところの間接税、物品税等は大量品に課税するの、ぜいたく品、奢侈品に課税するの、そういう問題につきまして基本的な問題をお尋ねしたいと思つております。

○吉國(二)政府委員 御承知のように、消費税の中で酒、たばこ、人によつては砂糖も入れますけれども、いわゆる嗜好品に対する課税というものは、過去から、また現在におきましても、各国において、他の消費税と違つた扱いを受けていることは先生御承知のとおりでございます。なぜ、たばこ、酒に対する消費税が高率であるのかということについては、毎々申し上げておりますが、学者の間でもいろいろ議論がございますけれども、大体において定説となつておりますのは、嗜好品であるものは習慣性が非常に強い。そういう意味ではいろいろの社会費用を伴うものでもあります。そこで、一般にこれを普通の物品と同様な管理をするのは適當でない。ことに嗜好品でありまして、欲望の充足の度合いと、それに対するコストが非常に違つておりますので、これを社会的な管理をいたしませんで、放置いたしますと、非常に高収益が出たりあるいは非常に過度の消費が行なわれるということで、専売を実施するとか、あるいは免許によつた高い税を課するとかいろいろ、いわば従来からの財政の慣行になつておるというところでございます。したがって、わが国におきましても、御指摘のように、物品税に比べますと、酒税の税率はだいたい高くなつておることは事実でございます。しかし、これは、諸外国におきまして、いわゆる付加価値税、フランスなどは一七%程度の付加価値税を取つておりますが、酒、たばこについては、付加価値税と別に特別税を併課しておるような姿でございます。酒につきましては、種類がいろいろ複雑になつておりますので、単純な比較は困難でございますけれども、諸外国においても、大体日本の税負担のような他の物品との差が見られるところでございます。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

そういう意味で、ことしの酒税につきましてはその酒税の中で、大衆によく飲まれております種類をできるだけ避けまして、高級な種類を対象にした課税をしたいわけでありまして、ぜいたくという意味ではないわけでありまして、同じ種類の消費にいたしまして、高級な消費、たとえば特級酒、一級酒というものは相当高級なレストラン等でも出すものでございます。そういうところから、大衆の影響を考へて、それをできるだけ避ける形で増税をいたしたい、こういう次第でございます。

○田中(昭)委員 酒の税金は、酒の小売り値段から見ますと、二十七年より四十二年までは酒税の税率は変わつておりません。ところが、小売価格、特級酒においても、八百九十五円が千五百円に、そのほかの酒も同じでございます。ビールが百十五円から百二十円、これは五円くらいの引き上げになつております。そこで、今度の改正を見てみますと、特級酒で一・八リットルにつき六十円の売り値の引き上げ。その税負担額も結局上がつてきまして、その負担率は四三・二%から四六・三%に引き上げられます。同じく一級酒においても、三六・五%が三九・七%、ビールにおいては五二・一%から五五・一%から五二・八%にそれぞれ引き上げることになつておりますが、ここで問題になるのは、酒の税金は五年間据え置かれておりますが、小売り価格は年々上がつております。

〔渡辺(美)委員長代理退席、金子(一)委員長代理着席〕

言いかえれば、一般の大衆は年々高い小売り値で酒を買わなければならぬ。それに反して税負担は年々下がつておつて、これは好ましいことと思つておりますが、ところが、四十三年度になりますと、財政の要求もありまして、税率を調整しなければならぬという考え方で税率が引き上げられたというところがございますが、これはあくまでも政府の一方的な考え方でありまして、一般の消費者は、いまも述べましたように、小売り価格は

年々上がつて、そして今度またこの税率を上げるということになりまして、その両方を負担していかねければならない。そういうことになりまして、いまのこの公共料金のいろいろの問題と同時に、政府の施策によるこの重税感というものは強くなると思うのです。総理は、私に対して、日本の税金は安いと説明されました。そんなものの考え方で、ここでこういう重税感をおおるようなことになるならば、私は、この事実はどうしても隠すことはできないと思うのです。先ほどもお聞きしましたように、物品税に比較しても高い税負担になつてゐる。それをどうしてさらに引き上げなければならぬか、こういうことにつきまして、政務次官からお答えを願ひたいと思ひます。

○倉成政府委員 酒の税金につきましては、御承知のとおり、先ほど主税局長が申し上げましたように、諸外国でも同様でありますけれども、沿革的に、歴史的に、大体ある程度高い税がかけておるわけでありまして、その理由はやはりいろいろあるわけでありまして、過度の消費は保健上の弊害もある、だから自由に放置することは問題である、しかし麻薬や何かと違ひまして、これを全く禁止するほどの害はないということで、おおむね国が管理してゐるというのが実情であります。しかも嗜好品でございますから、限られた消費単位で非常に大きな欲望の充足を満たすことができる、また、その製造販売から非常に多額な利益が出てくるということから、これはやはり社会的な管理が必要だということで、諸外国並みに大体こういう高い税が課せられてゐる。この税負担が大体国民に受け入れられてゐる、今日なじんでゐるわけでありまして、したがつて他の物品税の税率よりは酒、たばこの税が高いということ、それは、そういう歴史的な、沿革的なものから出ているわけでありまして、

そういうわけで、ただいまの田中委員の御質疑は、現在までもかなり高い上に、これ以上値上げするのはおかしいではないかという御趣旨だと思ひますけれども、御案内のように、大

体昭和三十七年が今日の酒とよく比較の対象になるわけでありまして、確かに、御指摘のように、三十七年から特級、一級、二級というものが若干上がつてきております。しかし、その間の消費者物価の値上がりというのは大体三割近く上がつてゐる。また、一人当たりの国民所得も大体一八八%ということを考えてまいりますと、相対的には酒の値段は所得であるいは物価と比較いたしますと安いということでありまして、したがつて、物価や所得と比較して値上りが少ないから上げていいという理屈でもございませぬけれども、今日の財政事情、公債減額、また所得税の累進構造に對しまして減税をしなければならぬ、こういう要請からいたしますと、間接税、直接税のバランスをとるという意味からいきまして、酒の値段をある程度上げていくことが財政支出に見合う歳入として適當であると判断したわけでありまして、しかし、その場合でもやはり二級酒等につきましては、この消費量の相当大きな部分を占めておりますので、これは据え置きをする、またしようちゅう等についても据え置きをするという配慮を加えたわけでありまして、やむを得ざる処置として国民の皆さま方にも御了解いただきたいというのが政府の態度でございます。

○田中(昭)委員 大蔵省の言ひ分はよくわかるのですけれども、その中には、私たちから見れば、私、いつも申し上げるのですが、ごまかしみたいなものも隠されております。いまの政務次官の御答弁も、苦しい御答弁だと私は感じたわけですが、歴史的な沿革からお述べになりました。そのほかの物品税等の課税の問題に触れられましたね。歴史は変わるのです。大きく変わりましたね。ジョンソン声明においても大きく変わつたんです。そういう、ただ歴史的な沿革によつてしかたないのだ、こういう言ひ分は、私は大蔵省の頭から大きく転換しなければ、大蔵省自体が時代の流れに取り残されるのじゃなからうか、こう思ひます。もう少し専門的に、私申し上げてみますと、いま私は、酒がせいたく品であるか、

大衆品であるかということを目に置いて聞いていたわけなんです。それに対する明確なお答えはなかった。ところで、物品税はせいたく品に課税しておる。内容を見てみますと、高級乗用車でも四〇%の課税です。貴金属でも二〇%、三〇%という課税です。そうしてだれもが使うような化粧品のクリームにも免税点なしに課税してゐる。免税点なしはちよつと言ひ過ぎでございますか、普通二百円以上のものにはかかつてゐる。そういう自己矛盾は考えないのでしょうか。——主税局長、それでは日本のビールの税金は高いと思ひますか、安いと思ひますか。

○吉田(二)政府委員 ビールの税金は、日本は外国に比べると率としてはちよつと高いということがいえるわけでございます。

○田中(昭)委員 ですから私は、これはあなたの責任だとは申し上げません。高い税金は総理あなたにもよく教えてください。総理は安いと言ひんだ。私は、この問題は大臣なり政務次官なりとまたの機会によく検討したいと思ひます。それども、あまりにもわが国の総理としては税金に對するもの考え方違う。ですから、そういうことについては、事務当局が筋を立てて、国民には物品税はこのようにせいたく品には課税するといつてアビールしてゐる。ところが、その実態は違ひ違ひというところは総理に言う必要はないでしょうけれども、日本の税金は高いんだ、高いものもあるんだ、これを安くしていくのが為政者の責任じゃないか、それがどういふ歴史的な事実があるうとも、私はそれを覚えていくのがわれわれみんなの力ではないか、こう思ひます。

一応ビールの税金は高いということはお承知いたしたいわけでございますが、そこで、ビールの税金を見てみますと、御存じのとおり三十七年からずつと下がつてまいりましたですね。今度、べつて一番上がる。三十七年よりも上がるのです。そうでしょう。なぜビールだけそのように上げなければならぬか。ビールが一番売れるから一番

税金を取りやすいのか、私はいまここで極端な意見を言つておられますけれども、事實はそうとしか解釈できない。また、ビールが現在ほんとうに大衆品として消費もどんどんふえておる、そういうものに対する、いわゆるビールの負担率から見ただけの場合の今度の値上げの実態——ただばく然と、財政要求に応じてそれに見合う税金を見込んだのか、それとも、このように大衆化されたビール、売り上げの伸びておるビール、ビールをつくつておる企業もばく大な利益をあげてゐる、そういう関係において、どういふところを検討してビールの税負担がきまつたのか。また、小売り価格においても、私、いつも申し上げる。私も第一線で少し苦労いたしましたから、一本百二十七円というビール、これによつて困る者はだれですか、まあそれは後の議論といたしまして、そのような税金を上げることは、それは大蔵省としてもいまの御説明のとおりでございますからまあ多とすると、その上げることがどのようによ影響し、どのような混乱を來たすのか、だれが困るのかというようなことについては、十分なる配慮がなされて当然だと思ひます。私が前段に申し上げたことについて、主税局長なり政務次官からお答え願ひたい。

○倉成政府委員 ビールの値段を中心に最初にお話し申し上げたいと思ひます。

ビールの負担率が非常に高い。現在でもかなり高いわけでありまして、今度、先ほど田中委員から御指摘のように、税負担率が五〇・一が五二・八になつた。これは諸外国と比べますと、確かに税率として見ますと高いわけでありまして、これは御案内のように、ヨーロッパ各国を見てみますと、これらの地域は水が悪いということも一つの理由でありますけれども、ビールというものが水と匹敵するように非常に大衆に親しまれて飲まれておる、わが国と比較すると大衆に消費されておる、こういう性質がございまして、それから、日本の場合には明治にビールが日本に伝わつてきたわけでありまして、外来酒という性格を持つてお

る。それからもう一つ、大衆的なものであるかどうか。確かにビールは大衆に親しまれておるわけでありませうけれども、やはり家庭で消費する部分と料理屋あるいは高級の料理屋で消費される部分をいろいろ調査をいたしてみますと、相当部分が高級料理店でも消費されておる、こういう面があるわけでございます。

同時に、ビールの税金は高いけれども、ビールの小売り価格というのは、田中委員よく御承知のとおり、世界各国と比べて決して高いものではない。これは御案内のように、日本のビールが数社による寡占状態であるわけでありませうから、非常に生産能率がなくて、コストが安くついている、それだけ担税力があるということがいえると思うのであります。私どもビールの勉強をしてみまして気づいたことでありますけれども、ドイツのようなどころのビールの工場の規模というのは非常に小さいわけでありませう。もうほんとうに驚くほど小さいという数字が出ておるわけでありまして、たとえばビールの本場である西ドイツで申しますと、日本を一〇〇といたしますと、ビールの一工場当たりの生産は西ドイツにおいては三である。極端に低い。どこでも町でつくっておるという状況である。そういうことで、コストの面から見ると決して国民に大きな負担をかけるような形になっていないというのが実態であります。

それと同時に、やはりわれわれが税を少しでも増徴する場合には担税力があるかどうかということが一つの目安になるかと思うわけでありませうけれども、御案内のように、最近の三十七年から四十一年までの間をとりましますと、ビールの伸びというのが年率で九・五％というもので、かなり伸びておるわけでありませうから、この程度の税率の増徴によって国民に迷惑がからぬ———と云うと言ひ過ぎでありませうけれども、その程度の負担はお願ひしてやむを得ないではないか、こういう考え方でおるわけでございます。

○吉國(二)政府委員 いま政務次官が詳細に話されましたとおりだと私も思っております。先生の御指摘のように、確かにビールの引き上げがきついでないかという点はあると思いますが、ことのこの酒類の税率の引き上げは一〇％ないし一五％というものでございまして、ビールは清酒特級、一級あるいはウイスキーというものを増徴いたしますと、酒類間のバランスという意味で、どうしてもビールがそのままとするわけにもまいりません。そこで一番無理のないところで小売り価格の上がり方等も検討いたしまして五％程度にとどめるといふことで、税率の引き上げとしては一・六％の引き上げ率というもので清酒よりやや低目に押えたというのが実情であります。その結果、三十七年度の場合に比しまして〇・五くらい高くなりましたが、大体当時の負担を越えないことを目途として税率の引き上げを考えたわけでございます。

○田中(昭)委員 よくわかりましたが、問題はビールの百二十七円という今度の値上がりした場合の小売り価格でございますが、この百二十七円というものが消費者に渡るまでにおいて、どのような困難があるか。また、どのような売れ行きとの見合いにおいて問題があるか、そういう点をお聞きしたいと思つております。———国税庁次長、実行面と申しますから、国税庁のほうから大蔵省の主税局長のほうから、百二十七円にビールを上げることにまつてどういふことを考へておられたのか、お聞きしておきたいと思つております。

○高柳説明員 いまのところ的確に申し上げるわけにはまいらない面もあると思つてますが、いまの程度の増税の幅ならば、従来の販売量の伸びはカバーできるのではないかと、そんなふうに見通しております。

○吉國(二)政府委員 田中先生の御指摘、おそれく端数の問題だと思つております。私どももこの点はぜひぶん苦慮したわけでございますけれども、そうかといふて端数があるからたくさん取つてしまふわけにもまいりませんし、ビールにもダースで買ふとかいろいろな面がございます。そういった点

でやや消費者の不便ということもございませうけれども、それを無理に上げるといふこともいかになものかといふことで、キロリットルでまいりますと一万一千円の引き上げなんですけれども、ビールは一番多い大びんだと百二十七円になつて、小びん、かんビールといふことになりまして、またそれぞれ違つてまいりまして、端数というものがびたりと全部なるような税の引き上げというのには実はないわけでございます。各種類を考えますと。そういうことで逆に負担の適正化ということから、ほかの種類との関係から七円ということに踏み切つたわけなんです。

○田中(昭)委員 いまの主税局長のお答えのほうで、私の質問したことに對する問題に觸れてあるようですが、実行面においてはやはり国税庁のほうでもう少し掘り下げたことがいえるのではないかと申すのです。いわゆるこの大びんで百二十七円というものは、いまの主税局長のお話のように端数の問題ですが、いままで実際の小売店に行きましていろいろ問題を聞いてみますと、卸売りから小売りにいく段階、ここにおいてよりペートの問題もあるわけですね。また企業は、生産者のほうは生産者のほうで、聞くところによればこの百二十七円ではどうしようもない、七円の値上げではどうしようもないというふうなことで、政府にもコスト高を理由にもう少し上げてくれないうかというふうな話があつたと新聞にも報道されております。これは事実ですか。

○吉國(二)政府委員 この増税とは別に、酒の米の引き上げと同様にビールの麦の価格も上がつておりますので、それと流通過程の手数料等が上がつておるといふことで、価格の引き上げをやりたいといふことはだいぶ前から話がございます。前回のビールの価格の引き上げは四十一年の十月でございまして、それ以後ビールはずつと上げておりました。そんなことからいろいろ要求はございましたが、この税率をもつとあげてくれという要求はなかつた。ビールにつきましては、御承知のとおり、先ほど政務次官おっしゃいましたとお

り、大体年率一〇％ぐらいで伸びておりまして、片一方においては生産性の向上があり、同時に、かなり生産がフルになつてまいりましたから、新設の設備の投資の關係から生じます減価償却の増大という問題もありませう。いろいろ複雑な要素がございまして、国税庁では清酒と同様にやはりビールについても現在価格の適正化といふことで検討を進めてはおりますけれども、いまだ結論を得る段階ではないといふことでございませう。

○田中(昭)委員 時間がございませうから、次に次に、ウイスキーの税率の上がりについてでございます。内容を見てもみますと、国産品の特級と一級酒ですね、これを比較してみますと、たとえば七百二十ccの四十三度の特級の小売り価格は約三千円ですね、平均で。そのうち税負担が千三百五十円、この負担率が四五％、同じくウイスキーの国内産の七百二十cc、四十二度の一級品になりますと、価格が千二百円、税負担が二百九十五円三十銭、その負担率が二六・八％でございませう。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕
ここで問題なのは、このアルコールの度数を四十三度未満に押へておるわけですが、そのことによつて税負担が特級酒の二分の一くらい、はなはだしいのは五分の一くらいに減るようですね。そのように税負担がずつと低くなつております。そのために———ここから問題ですが、そのために生産者は四十二度の一級品を多く商品として出しておる。しかもその原料の品質も、よいものを使つておるようですね。相当に高価な価格になるわけですが、その高い価格のもの、ただアルコール度数が四十二度と四十三度未満であるといふことによつて売られておる、消費者がそういうものを好んでおる。そうしますと、税負担の負担率の低下をもたらしておるわけですが、あくまでも消費者にとつてみれば、ウイスキーというものはそういう税金がどうあろうとこうあろうと、度数がどうあろうとというふうなことはあまり關係ないんですね。そのウイスキーの選別というのは、大半

が銘柄とその価格によって高いものがないんだ、
こういうやはり感じがあるわけです。そういうこ
とになりますと、ここでもいままでのとつてきまし
た従量税の問題が取り上げられるわけですが、消
費者が買入値段の価格から考えてみるならば、税
負担率をかける、その負担をかけるためまえから
いえば、どうしてもこれは従価税にしなければ
ならないと思うのですが、このことにつきまして
いま申し上げたそのようないわゆる生産業者
が消費者に受け入れられるためのそのような作用
といえますか販売の実態といえますか、こういう
ものと、今後、従量税と従価税についてはどのよ
うなお考えがあるのか、お聞かせ願いたいと思ひ
ます。

○吉田(二)政府委員 いま御指摘のありました点
は、私も非常に痛感をしていて問題でございます
。

ウイスキー類は一番早く、昭和二十七年ころに
公定価格をはずしてしまひまして、全くの自由価
格で推移してまいりました。その間に税制改正等
がございまして、その価格が自由であるというこ
ころからいろいろな企業努力が行なわれまして、
いま御指摘がありましたように、ウイスキーの税
率は度数とモルトの混入割合でまわつておること
は先生御承知のとおりであります。度数が四十
三度以上のものは特級で、四十度以上のものが一
級、三十七度以上が二級となっておりますが、そ
の税率は御指摘のとおり特級は八十四万五千円、
一級は三十九万五千円、半分以上でございます。そ
れから二級になりますと十四万八千円という非常な
差がございまして、ところが、いま御指摘のよう
に、四十二年度の一級あるいは三十九年度の二級
というものになりますと、むしろ一級、特級にそ
れぞれ近いという感じがございまして、したがっ
て、またそれ相応のコストもかかりますから、かな
り高い価格で売られます。ところが、度数が一度
違うだけで半分以上の税率で出るということか
ら、いま御指摘がありましたように、ウイスキー
一級の中には小売りの負担率が非常に低いものが

出てきます。二級の中でも高いものほど負担率が
低くて、しようちゅうなどよりもっと低い負担率
のものが出てくる。これは安いにこしたことはな
いといえ別でございませうけれども、全体の酒類
の均衡としてははなはだ不適当である。これを直
すためにはどうしたらよいかと申しますと、おっ
しやるとおり従価税に直すということが一番早道
ではございませうけれども、従価税というのは、現
在清酒、ウイスキー、ブランドンについて特級の
上のほうに実行しておりますが、従価税は物品税
等ではやっておりますのでございまして、できな
いことではないのでございませうけれども、何しろ
酒のように品質の同じものが多量に出るときは従
量税が課税しやすいくということから従来なかなか
従価税に踏み切れてなかつたわけでありまして、
そこで今回は、まず、ウイスキーについては、
少なくとも、今後ますます級別の消費者選択が行
なわれにくくなる、おっしやるとおり銘柄、価格
が選択ができるだらうということ、とりあえず
今回の改正では二級、一級につきましても、たと
えば二級で申しますと三百円をこえる蔵出し価格
のものは六五%の従価税率がかる、一級で五百
円をこえるものは一〇〇%の従価税率を使うとい
うこと、さらにその系統から申しますと、特級の
一五〇の従価税率を、さらに二二〇のものにつく
るといふことで、従価税の体系を現在の級別の中
でやるように企画をしたわけでございます。しか
しこれは非常に大きな負担がかかってまいりま
すので、三年間この従価税の実行を待ちまして、そ
の間全体の生産がそれにマツチすることを期待し
てゐるわけでございます。しかしそれにしても、
いまおっしゃつたような種類をそのまま置いてお
くわけにまいりませぬので、ウイスキーの度数加
算、一度上げるときに、二級でございまして一度
当たり四千円、つまり基本税率を三十七度で割つ
た一度当たりを加算することになっていまして、
これは上の、たつた三度で倍になる税率であるの
に、度数加算が下のほうの一度当たりでやつてあ
るということは非常に無理がございまして、そうい

う点で今度は度数加算を暫定的に引き上げまし
て、二級については四千円を一万八千円に上げ
る、一級の度数加算も一万九千円に上げる、特級
は、ほんとうは度数加算の意味がございませぬ
が、二万円に上げるという形で権衡をとつたわけ
であります。これによりまして、大体いま従価税
で申し上げました三百円のところの蔵出し価格の
ウイスキーについてはその負担が三〇〇くらいに近
づきます。それで清酒二級の二八・一より高く
なります。五百円くらいの一級につきましては三
七くらいになりまして、清酒の一級とほぼ権衡が
とれることになるといふことで、三年間は度数加
算の税率を引き上げて、三年後には新しい従価制
度が適用になって、こういう問題が恒久的に解決
できるといふ体制をとつたわけでございます。

○田中(昭)委員 いろいろ説明をお聞きしまし
たが、ここで私、感じたことを率直に申し上げてみ
たいと思ひますが、政務次官もひとつよく聞いて
いただきたいと思います。

政府は、いつも口では物価抑制ということと言
われまふ。ところが、このように消費者に直接影
響を及ぼす値上げをどんどん続行するようであ
れば、いまの従量税、従価税をもう少し詳しく聞い
てみなければわかりませぬが、いずれにしろ、高い
もの、ぜいたくなものに税負担を多くしていくと
いうたてまえからいけば、そういう方向にい
くべきではないか。政府は口では物価抑制と言
いながら、実際やつてゐることは物価値上げに大
きく影響することがたくさんある。また、その内容
を見てみると、私はいわれるでたらめと申し上げ
ましたが、ほんとうにおかしいような問題がたく
さんある。ぜいたく品に課税するというならどん
どん上げればいいのです。そのほうが政府の政策
と政府の実際やることと同じになるんじゃないで
すか。ことばでは物価抑制と言ひながら、やるこ
とは値上げが現実起こつてくる。どうせ起こつ
てくるんだつたら、もう少しぜいたく品、高いも
のにうんと課税して、負担力のあるものから取
っていくという方向にはつきり割り切つたほうがい

いのではないか、このような感じがするわけだ
す、どうでしょうか。

○倉成政府委員 ウイスキーについての税の調整
は、先ほどから田中委員が非常に専門的に話
していただきました。また主税局長からお答えしたと
りであります。そこで一挙にこれを従価税率に切
りかえるというのが一応理論的には非常にすつき
りしますけれども、やはり税というものは継続する
ことが必要でありますから、一ぺんに大きな税の
激変を来すことは適當でないといふことで、一
応従価を取り入れて従量を併用する、こういう形
でいつておるのが今回の改正でございます。

○田中(昭)委員 どうも質問の二割くらいしかお
答え願つていない感じがします。あと、ほんとう
のところ八割くらいの問題が残つておりますが、
次に移ります。

次は、広告費の問題でございます。酒類の広告
は、世間では薬と同じく多額な広告宣伝費が使
われております。販売促進の上に大きく役立って
おることは認めますが、広告費の中の相当な
ウエートを占めておると思ひますが、大手酒造
会社の広告宣伝費がどのくらいになつておるの
か、ここで御聞かせ願ひたいと思ひます。

○高柳説明員 お答えいたします。
国税庁で調べました昭和四十一年度におきま
す広告宣伝費の概要であります。四十二年の四月
から四十二年三月までの当該会社の決算に基づ
いた売り上げ金額とその経費として支出された広告
宣伝費の内容でございます。

御質問のように、大手メーカーをとりますと、
ビール関係では、パーセントで申し上げますが、
売り上げ金額対広告宣伝費は、キリンが〇・四%、
サッポロが一・四%、アサヒが一・四%、サント
リが一・五%。清酒関係で申し上げますと、同
じような対比で、月桂冠が二・六%、白鶴が三・五%、
白鶴が二・四%、大関が二・六%、日本盛が
二・六%、こんなふうな姿になつておりますが、
広告宣伝費の率は売り上げ金額に対してどの辺が
妥当かと思ひかという御質問もございましたが、た

だいま申し上げましたのはただ実績を申し上げただけでございます。国税庁といたしましては、広告宣伝費の制限とか何とかというようなことは考えておりませんし、また、これは企業の態様にもよりますし、後発性のある商品売り込もうとする会社またはその会社の販売政策の性格といひますか考え方、いろいろな要素が合いますので、一律にどの辺が妥当だということでは申し上げにくいと思ひます。

○田中(昭)委員 ほんとうはずっとその内容を聞いてみせんと、私がここに調べましたものよりだいいぶん率が少ないようでございますが、これを一々やっていますしたら、もう時間ございませぬから、それはまた後ほど国税庁のほうで調べられた数字を見せたいだいて検討してみたいと思ひます。しかし、私たちが家庭また外に行つた場合に相当目につくのは、酒造会社の宣伝といひのは大きいですね。新幹線にずっと乗っていきましても、ほんとうにネオン広告等も酒のものはりつぱなものが多いのです。また、テレビのコマーシャルなどを見ましても、しよつちゅうやっておりますね。そういうものから、われわれ何も知らない者の常識から見た場合、いまのような数字になつておるといふことについて疑問があるわけなんです。まあそれはいま言ったように後ほどにいたします。酒はどうかでしょうか。これは政府が製造から販売まで相当の権限を持つてなされておるものなのです。そうでしょう。酒の製造場に行きましたら税務署の収税官吏といひのはたいしたものですよ。もうおやじが出てきて、あの冬の寒いとき土間にひざまづいて——昔はそういうことがありました。右向け右と言へば全部右を向くのです。それはなぜかといへば、製造の原料から販売まで全部政府の手に握られておる、監督下にあるわけなんです。それは自由販売価格になつたといひましても、販売業者に言わせればたいへんな言ひ分があることは、これは私が申し上げるまでもないわけなのです。広告費といひのは、もちろん販売促進の意味もございしますが、会計学上から見れば利益

の留保というやうな面も多分にうわさされております。また事実でございます。これは大企業だけがもうかつて、そのおれを受けて中小メーカーは悲惨な状態にあります。私も地方へ行きますと、昔は大きな酒屋さんがいまは没落して、あの大きな蔵のさびしい冷たい状況を何回も見ることがございしますが、いわゆる大企業のおれによつて中小企業が大きく倒れて、そうして見る影もないやうな状態になつておる。こういうものをさておいて、その製造から販売まで握つておる政府の国税庁なり主税局が広告費については野放しの状態であるといふやうなことにしては、おとといでしたか、頭隠してしり隠さずといふやうな話が出ておりましたが、なるほどそうだと思ひます。これは私だけの見解じゃないと思ひます。が、そういう面から酒の大手メーカーの現在の広告宣伝費に対する主税局の何らかの考え方、今後検討がなされるものなのか、そういうことについて意見を伺ひたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 広告費一般についていろいろの問題がございしますが、酒造業の広告につきましても、私どもも過度の広告といふものをアルコール分の強い酒についてやるのがはたしていいのかどうかといふ問題は多分にあると思ひますが、嗜好品といふものはある程度広告によつて伸びるという面もございします。そういう点、いろいろ業種間の実態を考へなくてはいいないと思ひますけれども、もしも、広告の非常に多い酒類は実は相対的に税が案である、そのためにそういうことになつておるといふことであれば、やはり税負担についても考へる必要があると思ひますが、実際の広告費についての具体的資料は国税庁で個別におやりになつておると思ひますので、何と申しましても高い税金を国民から出していただいておりますのでありますから、私どもとしてもその点は十分自覚をしております。私どもとしてもその点は十分自覚をしております。私どもとしてもその点は十分自覚をしております。

○田中(昭)委員 約束の時間が来ましたからこれでやめますが、いま主税局長から、国税庁としては個々に資料をやつておるといふことをお聞きしましたが、できましたならばその内容をあとで教えていただきたことを申し添へまして、質問を終わります。引き続き午後からさせていただきますようにお願いいたします。

午後一時二十九分休憩
○田村委員長 本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後四時十九分開議
○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中(昭)委員 先ほど酒税のことにつきまして、業者が支払つております広告宣伝費についてお尋ねしておたわけでございますが、もう一回広告宣伝費について、今後課税の税制上の措置といひますか、税制上の考え方についてお尋ねしたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 広告一般についての課税問題につきましては、先般も御質問がございしました。広告といふものがあまりに過度にわたつていく場合、いろいろ大企業が力をふるい過ぎるといふやうな御指摘もございします。ただ、この広告費といふものは、交際費とよく並べて論ぜられますけれども、交際費の損金否認の規定が、基本的には交際費といふものが事業用に使われない、社用消費に便乗されておるといふところ、一つの問題があつたわけでございます。広告費についてはそういう問題は非常に少ないといふこと、それから、広告費そのものは事業収入の拡大といふことを目的とした経費でございまして、新しい製品の開拓あるいは新しい企業の発展のために必要のものでございします。これについては将来の問題として私のほうとしても慎重に検討する必要があると思ひますが、よく言われますように、交際費によつて事業を拡張しなければならぬ業態もございします。広告費一般で事業の拡大をはかる業界もございします。それらを考へますと、交際費の課税の今後のあり方とも関連して、広告費の問題は検討を要する問題だと思ひますが、先ほど申し上げたやうな次第で、非常に慎重な検討を要する問題だと私も思つておる次第でございます。

○田中(昭)委員 酒類製造業者につきましては、相当な数があると思ひますが、その全体の製造業者の中で、利益をあげておる企業は大体何%くらいあるんでしょうか。また、コスト高でいろいろ困つた問題もあるとも聞いておりますが、いわゆる採算がとんとんとおるのか、わかつておればお願ひしたいと思ひます。

○泉政府委員 いまお尋ねの、酒類製造会社のうち、清酒製造業でございしますと約三千六百七十程度の業者数があるわけでございますが、私どものほうの調査いたしましたところでは、そのうち約百九十程度が赤字であるといふやうになつております。それから、しよちゅう乙類の製造業者につきまして調べてみますと、やはり同じ程度、一、二、三%のものが赤字である、こういうふうになつております。しよちゅう甲類のほうになりますと、この調査は業者がおりましてなかなかむずかしいのでありますが、やはりしよちゅう甲類でも小さな業者の中には赤字であるものがあるやうであります。しかし、その数は比較的少なく、一割にも満たない程度でございします。

○田中(昭)委員 清酒のほうからとつてまいりますと、相当原料米も値上がりしておるやうでございしますが、また、そのほかの人件費、輸送費も上がつて、中小メーカーは困つておるやうな状態だと聞いておりますが、これは間違いないでしうか。

○泉政府委員 先ほど私が申し上げました数字は、昨年の九月、十月ごろ調査いたしました数字でございますので、その後、御承知のとおり四十二年産米を酒造用米に使うわけでございますが、

もの、それについては蒔置場に追加課税させるそれから販売業者の手持ち並びに料理飲食店の手持ち品に対して一定量以上持っている場合に課税になる。こういう形になっているわけでございます。

○田中(昭)委員　酒の業者が持っております手持ち品についてはわかるのですが、いわゆる店頭へ

出ております、販売市場に出ております手持ち品の課税が幾らで、飲食店あたりが持っている販売品の課税は幾らの増収を見たのですか。二十億をこまかく計算してみてください。

○吉國(二)政府委員 手持ち品の推定は、対象別に通常ストックを推定いたしました、それから卸売り業者、小売り業者別に過去のストック課税の際の課税割合を推定いたしました。それによって計算いたしましたので、むしろ清酒の種類別の計算をいたしております、卸売り、小売り別に、あるいは料理店別にこまかい計数は出しておりません。

○田中(昭)委員 いまの局長のお答えでは何を言っているのか、はっきりいたしません。いままでのストック課税の状況を見てそういうことも勘案してみた、こうおっしゃるのですが、酒税は三十七年に一ぺん下がって、それ以外の年にいつストック課税するような準備をしたのですか。その二十億は間違いないですね。そうしますと、二十億増収分を見た、いわゆる製造場に保管されておける酒類に対する増収分は私はすぐわかんと思うのです。ところが販売に出された、また特に料飲店に一定額以上の額が確保されたものに対して事実増収分を見たとするならば、実際それを見る場合、私は事務的にたいへんな問題だと思つて、これはひとつ、後ほど私が理解できるようにその積算を教えていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○吉國(二)政府委員 後ほど、具体的に計算した例をお持ちしてお話を申し上げます。

○田中(昭)委員 それではその二十億の増収分は、製造場にある酒に対して、今度の値上がりによって幾ら、いわゆるビール七円値上がりする分が何ぼで、そして全国の小売り店にある一定額以上の品物に対する増収分が幾ら、このように私はわかるものと思っております。そのようにひとつお願いします。

○吉國(二)政府委員 それは法律で九百リットル

以上といたしております。

○田中(昭)委員 その九百リットル以上というのは約五石とも聞いておりますが、五石の数量を持つてゐる小売り店は、その五石という数、九百リットルを出す場合に、一事業単位で見ると、いわゆる本店、支店関係がある場合に、それはどうなっておりますか。

○吉國(二)政府委員 それは一人格当たりと申しますか、一社当たりということ、事業場を二つにすれば通算をして考えるということになっております。

○田中(昭)委員 そうしますと、そこいらんな問題が起こってくると思うのです。一社当たりといふと、数店舗持つておるところもあるわけなんです。たとえば同じ管轄内であればけっこうなんです。管轄が違ったような場合には特に私はいろんな問題があると思うのです。それからまた、かりにそれと逆に五石未満、いわゆる四石九斗九升持つてゐる店舗は旧価格で買入れて、そして五月一日になれば、課税された新価格で売られるということになることは間違いないですね。

○吉國(二)政府委員 数カ所に分かれてゐる場合には、それぞれが税務署に申告をいたしまして本店に集計をいたしますから、これは全部確実に捕捉をされるわけでございます。

それから、ストック課税の単位未満のものについては、これはストック課税をいたしません。ただし、酒の価格は自由価格でございますから、それがいかなる価格で売られるか、価格引き上げの直後に安売りをする可能性もあるわけでございますが、これは大体は値上げ後の価格で売られるかもしれないということはいえると思つて、

○田中(昭)委員 そうしますと、昭和四十三年度の酒税の見積もり額でございますが、これは施行期日が一月延びたことによります減収額はどのようになるのですか。

○吉國(二)政府委員 まだその法律の修正を拝見しておりませんので、私もまだ一月というのを

断定的に申し上げるわけにまいりませんが、御質問でございますので一月と仮定をいたしまして、約四十億は予定よりも減収になるということになると思つて、

○田中(昭)委員 値上げによる売れ行きの低下による減収はお見込みになっておりませんか。

○吉國(二)政府委員 理論的には見込んでゐることになります、きわめて少額でございます、ただ一級から二級に転移をするという分を若干見ております。

○田中(昭)委員 結局いまのやつは、その値上げされることによる売れ行きの低下による減収額は見ておらないということですね。

○吉國(二)政府委員 理論的には見たと言へるのか、値上げ後の移出額というものを推定をしてやつておりますから、その意味では織り込んでおりますが、それが幾らであるかというよう最終的な計算では、来年度の数量として全体として織り込まれておる。ただ、一級酒を引き上げました関係で二級酒に需要が若干移るということで、二級酒が増加しておる分は、これは数字的に見込んでおります。

〔発言する者あり〕

○田中(昭)委員 静肅に願ひます。

○田中(昭)委員 そこで当初お尋ねしましたことの予算の見積もり額でございますが、いまの話の総合いたしますと、ほぼ五千五百三十三億でございますか、この酒税による収入確保はあぶないのじやないですか。といふのは、課税実績ということになりまして、昭和四十一年度の実績に見てみますと、当初予算額に対して約百六十六億も減収しております。これは四十一年度の補正で落としておりますから、当初予算額から見れば百六十六億、これは決算額がそのようになったという事は、いづれにしろ売れ行きが悪くなつた、こういうふうには私は、全体の酒類の上から見

て考へるのです。

そうしますと、いまの施行期日の問題は、これは、当然見てなかつたということだけでござい

ざいます、いわゆる酒類の値上げによる減収額は、これは私は、いままでの経過からいふならば、昭和四十一年度の酒税収入にしろ、先日主税局長は、大体現時点において四・九％—五％は予算額よりも割るのじやないか、こういうお話を

ございましたね。そうしますと、それが当初予算に対して約九十二億ですか、補正後にしますと、何と二百八十九億、約三百億ぐらゐの減収になるのです。そういふ、かりに四十一年度の減収額を、あなたが認められたように、約三百億の減収とした場合に、四千三百億の酒税の歳入額になります。それと四十一年度の、いまも申し上げましたような、いわゆる予算額を割つた、補正で落としたのだけれども、まだそれよりも売れ行きが悪くなつた、そういう状況のもとに、私は、昭和四十二年を四千三百億の歳入額に見た場合でも、ことしの五千五百億の改正案によるところの税収はどうかと思うのですが、この点いかがでしょう。

○吉國(二)政府委員 四十一年度の欠損を生じた分は、もちろん実績が出ておりますから、そこは見込んで落として、換算しておるわけであり

ます。

四十二年度は、見込んだときは、その実績が出ておりませんが、若干見過ぎていたという気持ちであります、四十一年度の実績を勘案いたしましてやつておりますので、いまの段階では、まあ心配がないということで申し上げた次第でございます。

○田中(昭)委員 そうですから、四十二年の歳入はそれでいいと思つて、先ほどから話しましたように、いわゆる四十三年の手持ち品の課税に対する二十億の明細はつきりしない。いいですか、値上げによるところの減収額というものはつきりしない。手持ち品の課税の二十億というものが出している以上は、それはちゃんとある程度の積算の基礎もあつて、それがいわゆる予算見積もり書には、前年の課税実績をもとにしてとか消費状況を勘案して書いてあるのですか

ら、当然そういう売れ行きの悪い状況と、それにプラスの酒の税金が上がることに伴う値上げの部分、上がることもあって起るころの売れ行きの低下ということも勘案してみなければ、これは本年度の予算が総合予算で補正も組まないということになりますと、私はここだけの問題ではないのじやないかと思うのです。実際それは四十四年のいまごろになってみまうとつきりしますよ。そのときになって、そういうものが見てなかったために総合予算がくずれということになるならば、これは問題だ、私はこう言っておるわけです。

まあこういう議論をしておりまして時間もたつばかりでございまして、時間がありませんから次の問題に移ります。

酒の小売り業者の免許、いわゆる新規小売り店舗の問題でございまして、これもいろいろたくさん問題がございまして、これまたやっておりますと時間がございまして、一言だけ聞いておきたいと思ひます。これはひとつ政務次官も十分聞いておいていただきたいと思ひます。

いわゆる酒の消費される量というのは、その前の年の三割も四割も抜くというところは考えられない。それにもかかわらず小売り店舗というのは毎年二千軒、三千軒ふやしていく。これは行政指導の上において、こういう人口問題もございまして、しかたないと思うのですが、このような状況で、今後長期的な計画に立つた場合に、小売り業者がだんだんふえまして、酒のマージンというのは、これは政府の指導で、一定限度変わらせない。酒であれば、平均して、荒のものが一割くらいいじかない。そのもうけは変わらぬのに業者はどんどんふえて、そのふえる量はもう無制限に、年がたつにつれて大きくなっていく。ところが、消費量というのはそうふえない。そうなるべくと、また結局小売り店舗の一番零細業者が苦しくなってくる。これは常識的に考えてもわかると思ひます。こういう問題に対してどのような長期的な計画があつていまの小売り店の免許

を許可してあるのか、それが一つです。

小売店免許の問題につきましては、いろいろ問題がございまして、これはまた国税庁のほうに、私こまかくお尋ねしていきたくと思ひます。ただ、ここで申し上げたいのは、その小売り店の免許を許可する問題について、いろいろな社会不安を起してゐる。といひますのは、一つの例をあげますれば、ある県の警察の捜査課長をしてゐる人がいよいよ退職することになりまして、奥さんが酒の小売り店の免許申請をした。そうしますと、小売り店免許については一定の条件がございまして、いわゆる酒を売つたという経験がなければならぬ。ここでは詳しく言いませんが、何とこの経験が戦時中に、戦争中というのですからもう二十何年前ですが、奥さんが酒屋の手伝いをしておつた、正確には何年しておつたかわからないう、そういう人に免許がおりてゐる。その事実については、許可した官庁のほうでは、そのように経験があると認めました、それから、それによつて困つてゐる業者のほうは、それは全然うそです、こう言つてゐるような問題があるのです。私がここで申し上げたいのは、そのように許可制、免許制度が一つのいろいろな問題を引き起してゐるわけですね。その市の市会、選挙の問題、政治的問題、それに発展してゐる。また、そこには中間的に小売り商組合というのがある。組合のほうも初めはいろいろ味方してくれたのですけれども、そういう県の警察部長でしたか、部長というそういう政治的な何かつながらあつて、とうとう小売り商組合のほうもさじを投げてしまつたというやうなことになる。また、

そういう問題を、少し調らべてみましたところ、毎年免許を許可する何千軒の中の一人一人を見てみまうと、ものすごく不合理があり、矛盾がある。たとえば法人にしておりまして、何の経験もないけれども、法人の一つの役員である、その酒類販売業に關係があるというので、免許がおりる、いろいろな問題があるわけですね。それで大体何千軒かの許可がおりるその人たちのい

ゆる経験年数といひますか、そういうものは一つも公表されないうえ。そういう問題で、これは大きな問題だと私は思ふのです。ですから、こういう問題を、許可を与える場合には何かそこに中間的な、第三者的な審議会とか、そういうものがあつてもいいのではないかと、これは私の試案でございまして、そういうふうにも思ひます。これは時間がありませんから、後ほどすることにいたしまして、そのような免許制度を今後残していく場合、さつき申しました第一点の問題から今後の検討事項にしたいだきたいと思ひますが、政務次官、いかがでしょう。

○泉政府委員　いま酒類の小売り免許についてのお話でございました。製造業者の場合と違ひまして、小売り免許の制度は昭和十三年から導入された制度であります。この免許の問題はなかなかむずかしい問題であることは御承知のとおりだと思ひますが、私どもといたしましては、大きな方針といたしましては、現在小売り免許を受けておりますものが十二万有余ありますが、それは戦前小売り免許を受けておつた業者の数からいいますと、御承知のとおり、これは戦時中企業整備などもございまして減つた關係があるわけでありまして、戦前の数字に比べると、まだそれに達してゐない。したがつて、年々基準をきわめてゐるわけではございませぬけれども、結果的に見ますと、二千軒程度ずつ小売り免許がここ数年ふえております。それでもまだ戦前の数字に達してゐないという状況でございまして、私どもとしましては、お話しのように、小売り業者が一定数量減るのでもない利潤の確保ができませんから、したがつて、その地域で特に業者が不足で、そのため住民が不便を感じてゐるというやうな場合は別といたしまして、免許をおろす場合は、できるだけ、人口が増加する、たとえば団地ができたために急激に人口がふえた、そういう場合には既存の業者だけでは住民が不便になりますので、その団地に近いところに免許をおろす、こういうことの方針としてやつてまいつておるのであります。

いまの酒全体として見ますと、年々やはり一〇%まではまいりませぬけれども、六%程度から八%程度はふえてまゐる。しかもビールのごときは、年によつて若干の変動がございしますけれども、四十二年におきましては一三・六%も伸びてゐる。こういう点からいひますと、やはりある程度住民の便利という点から考えると、小売り業者をそういう人口のふえたところではふやしていくかなくちやならぬだろう。ただ人口がふえないところでは、それじゃ免許を取り消すかということになりますと、これもまた問題があります。免許を取り消すわけにはまいらない。そういうことから、全体として年々二千軒程度業者数がふえております。しかし、それによつて業者が立ち行かないというやうなことになるように、十分配慮してまいつておるつもりでございまして、

それから、いま具体的な事案についてのお話でございまして、おことばでは、何か警察部長とかんとかいふやうなお話でございしましたが、別段そういう人の奥さんだから免許をしたということではございませぬ。私どものほうでは、御承知のとおり酒税法第十条に適格条項というのが定められておまして、この十二条の条項に該当するものに對しては免許を与えることができないわけでございますが、免許の申請をするものは、もちろんそういう十二条の条項には該当しないものである。そこでだれに免許したらいいかという点から、人的要件といたしまして、酒の販売について酒の販売をうまくやつていく能力があるというところ、それから地理的条件といたしまして、酒屋同士の営業所があまり近過ぎないやうなこと、それから第三といたしまして、需給上の要件といたしまして、その地域における酒の消費が、新しく一店舗を認めてもお互いに利潤をある程度確保できるやうな規模で消費が行なわれておること、こういうやうな条件をよく勘案して免許を下すことにしてゐるのであります。いまお尋ねの点につきましては、酒類販売の経

驗年数という点で一定の基準をきめておるわけでありませんが、これはもちろん絶対的なものではございません。できるだけ優先順位をつける關係からいたしまして、酒類の販売経験が一定年数以上あることが望ましいというのでありまして、具体的なお話の事案の場合には、その経験年数が若干不足しておった、それに対して免許を付与したために、他の業者から文句が出ておる、こういうふうな聞いておるのではありません。そういう点からいたしまして、経験年数が一応きめておる年数に若干不足したということをもって、すぐにその免許が違法な免許というわけにはまいりかねるのであります。もちろん新規免許することによって、既存の業者がどういふ影響を受けるかということなどは十分考慮して免許をしなければなりません。また、政治的な力とかいったようなものに押されることのないように、十分適正にやっていたいかなければならないことはお話のとおりでございますが、私もどなたもいたしまして、今後ともそういう点において小売り免許のやり方については考慮いたしてまいりたいと思ひます。

なお、小売り免許について適正を期するために審議會を設けたらどうかというようなお話、まことにごもっともではございますが、どうも過去の経験からいたしまして、そういう審議會を設けますと、むしろその委員になった人が非常に迷惑する、お互いに引っぱり合いになって非常に困るというたようなお話がございまして、そういう審議會を設けるかどうかにつきましてはなお十分慎重にしなければならぬ、このように考えております。

○倉成政府委員 国税庁長官から一応技術的な免許の答弁がございましたのに尽きていゝと思ひますが、酒税は御承知のとおり国家財政の中で非常に大きなウェイトを占めておりますから、製造については明治時代から、それから販売については、先ほど長官が申しましたとおり、昭和十三年の四月から免許制度をとつておるわけでありまして、これは、販売業者というのは、酒が製造場か

ら移出されて消費者の手に渡るまでの流通部門を担当している、いわば酒税の中間の徴税機関、こういう性格を持つておるために、乱立を防止してその取引の混乱を防ぐ、また、酒税の徴収について不安のない監督を行なう、こういう立場をとつておることは御承知のとおりであります。しかし、先ほどからのお話のように、非常に人口の移動が激しい、団地などが急激にできるといふことで、免許が最近非常に多くなつてゐる。その辺のところは普通の状態と若干違ふ。その間においていろいろ御指摘のような問題が起こる可能性があるというところは、われわれもこれから十分注意しなければならぬ。したがって、だれが見ても適正であるというようないふ免許のやり方をやるように、これからはひとつ十分指導してまいりたいと思つております。

○田中(昭)委員 いまの私が具体的な例を申し上げたことについては、後ほど別の委員会でお話したいと思ひます。

時間もございせんので、同僚委員の方の約束の時間がございせんからやめますが、きょうは残念ながらこの問題については入りませんでした。いま酒の問題についても、まだ約二、三割の質問が残つておりますが、この次にさせていただきますようにお願いしまして、これで終わります。

○田村委員長 次に阿部委員の質疑に入るのでございますが、参考人として松隈税制調査会長代理が御出席になつております。

阿部助哉君。

○阿部(助)委員 まず、一番最初に専売公社の總裁にお伺いをしますが、公社は国民のために、たばこを国民の需要にこたえてできるだけ安く、またその供給を確保するという大きな使命を持つておると思うのですが、いかがですか。

○東海林説明員 お説のとおりでございます。

○阿部(助)委員 そうしますと、この供給を確保するということが大事であるが、それが、いままでの論議の中でもありましたが、財源確保のために吸つてない人たちにたばこを吸わせるとか、

吸つてゐる人にさらによけい吸わせるというようないふ宣伝はいまはやつておらないと思ふのですが、いかがですか。

○東海林説明員 そういう吸つてない人に吸わせるというようないふ宣伝はやつておりません。

○阿部(助)委員 公社は、年間今度は大体二千五十億本ですか、という大きな見込みを立て、販売金額も七千億をこえるというやうなことであります。また、これを吸つておる成年男子が八十何%、あるいはまた女子が一八%というやうな、非常に多くの人たちがたばこを吸つておるということになつてくると、このたばこというものは、急にこれをなくするということとはもうできない状態だ、こう思ふのですが、いかがですか。

○東海林説明員 お話にございましたように、成年男子の八三%、成年女子の一八%程度が喫煙者でございます。しかも、最近需要の鈍化は来たしておりまして、この伸び率というものは現在でも五%程度以上に伸びております。そういうことからいいますと、これは急激に減少していくということは考えられないのじゃないか、かやうに考えております。

○阿部(助)委員 戦争中のあれだけ物資がなくなつた、また一方では物資を節約しなければいけぬというときで、たばこは確保し、めんどくさい手続をしながら配給をしてきたということを考えて、もういまの時点では、これは生活の上で必需品と、こうみなさざるを得ないのじゃないかというふうに私は考えるのですが、いかがですか。

○東海林説明員 たばこは、お説のとおり嗜好品ではございませうけれども、国民生活の中に非常に密着しております嗜好品でありますから、ある意味におきましては、必需品的な性格を持つてゐると申しても差しつかえなからうかと思ひます。

○阿部(助)委員 米に似たところで、何もそれを食わないから死ぬというわけではありせんし、パンにして生きていくこともできる。また、吸わ

ない人にとつてはたばこは何も必要でないかもしれぬが、全体の国民的立場で見れば、もうたばこというのは、今日の時点では私は必需品だ、こう思ふのですがどうですか、もう一度……

○東海林説明員 重ねて申し上げるようですけれども、これは厳密にいいますと必需品というものはいえない、かように思ひますが、生活の密着度からいいますと、たばこを吸つてゐる方がなかなかやめられないといふことから見ましても、ことばの上で、変でありますけれども必需品的な性格を持つてゐる、こういうやうなことは言い得るのではないかと思ひます。

○阿部(助)委員 大臣にお伺いしますが、これは必需品であるかどうか、必需品といふのは一体どういふ定義づけをするのかということになると、いろいろ御意見があると思ふのですが、いまのやうにたばこというものは嗜好品であるかからぬが、もうなくするわけにいかないという点では、必需品あるいはまたそれに近いものだといふやうに、いま公社の總裁もおっしゃつておるのですが、大臣のお考えはどうですか。

○水田國務大臣 嗜好品でございますが、一ぺん嗜好すると、やはりなかなかやめづらいい嗜好品だといふふうに思ひます。

○阿部(助)委員 私のお伺ひしておるのは、個人的な問題じゃなしに、国民全体という大きな面から見た場合には、もうこれはなくすることができないのじゃないか。それならばそれにいたしました、非常に多くの人たちが吸つておる、なかなかやめることができない。その証拠は、戦争中も、国があれだけの戦争をしながらもこれをなくすることができなかった。また、いまの専売法を見ましても、どうしてもそれを吸う人には、何か輸入も特別に認可制をとつておる。普通は許可を受けた営業をする人が輸入をしておるやうであります。健康上欠くことのできない製造たばこについては、その自用者は、公社の許可を受けなければ輸入もできないといふやうに認めてゐるあたりを見ますと、私はこれはもう必需品とみなさざるを得ない

のではない、こう思うのであります。大臣いかがですか。

○水田國務大臣 いま言いましたように、一ぺん嗜好するとなかなかやめられないというものはございましょうが、そうかといって、そう無理に奨励すべきものでもございせんので、やはり本質は嗜好品ということだろうと思ひます。

○阿部(助)委員 私がこれをしつこく伺ひしますのは、私はこの前本会議で、これが提案されたときに大臣に質問いたしました。そうしたら、大臣は冒頭にこう答えています。「間接税は逆進性を持つておりますので、日本におきましては、日常生活必需品にはたゞいま間接税を課税してはおりません。」こう断定しておられるわけですが、これは大臣、委員会においてもそうでありまして、本会議の答弁においても、私はどうも合点がいかない問題が多いのでありますが、いまここで、これは速記録であります、これのとおりいまでもそうお思ひになりますか。

○水田國務大臣 日本では御承知のとおり、日常生活に必要な必需品というふうなものに、無差別に間接税をかけるというふうな税のかけ方はとっておりません、物品税という形で、特別ぜいたくなものと、そのほかのものへ税をかけるという形をとつて、いわゆる逆進性というものを避ける方法を日本はとつておる国でございます。酒、たばこは、これは御承知のように、昔から嗜好品として特に大きい税金をかけて財政に寄与させるというところが、各国でもこういう制度を採用して、常識的なものになっておるので、これは、そういう意味から例外として扱うべきものだと思ひます。おりましたが、概して日本は、いわゆる生活必需品というふうなものには課税しない方針をとつておるといふことは、間違いないと思ひます。

○阿部(助)委員 そう長くおっしゃらないで、外国との比較はあとでお伺ひしますからあれですが、端的に言つて下さい。物品税というのは間接税じゃないのですか。

○水田國務大臣 これは間接税でございます。

○阿部(助)委員 だから、そうしますと、本会議で言つております、さつき読み上げましたように、「日本におきましては、日常生活必需品にはたゞいま間接税を課税してはおりません。」こう断定しておられるわけですが、私はこれは間違ひじやないかと思ひます。たとえば、砂糖はこれは必需品じやないのでございませうか。

○水田國務大臣 そのことばは無差別に……。

○阿部(助)委員 いや、無差別にと書いてないです。

○水田國務大臣 だから、そういう意味で言つたことばであります。舌足らずだと思ひます。

○阿部(助)委員 舌足らずだと思ひます。これは何ともしようがないのですが、どうも私はこの委員会でも本会議でも、ことに本会議等は、再質問というのがなかなかありませんから、そこで言ひつぱなし、答へつぱなしという中ですから、なおさらそうだと思ひます。ところが、どうも答弁が的はずれだと思ひます。場合によれば、故意にいかげんだと思はれるような答弁が多いわけだとして、私はたいへんそういう点では遺憾だと思ひます。

大臣のこのくだり、さらにその次に、まだ私は非常に不満点があるわけでありまして、「もし課税してはる物資がございまして、生活必需品と認められる一定の」云々というおっしゃつておるのですが、「もし課税してはる物資がございまして、」とおっしゃるとなると、この質問をした三月五日の時点では、大臣は間接税をかけてはる物資をお知りにならなかつたんじゃないか、こういう感じがするのですが、これじゃ大臣として少しどうかと思ひますが、それはどうなんですか。大臣御存じなかつたんですか。間接税をかけておるのを御存じないのですか。

○水田國務大臣 マッチか何かの話であります。

○阿部(助)委員 いや、一般論で私、言つておるのですが、日本においては間接税をかけません、もし課税してはる物資がございまして、「云々

と言つておるのですが、もしかけておるならと言つたつて酒だつてガソリンだつて私は必需品だと思ひますが、課税をしてはる。ところが、大臣のここに載つておる答弁は、「ございまして」といふような答弁なんですよ。まことに何か人をばかにしたというか、とほけたというか、そういう御答弁としか私には受け取れない。

これは国民に対してお答えになっておるのだ、こういうことになる、ますますこれはもう一ぺんたださざるを得ないという気持ちに私はなるわけです。それは大臣もつさの質問で、とつさというか、あそここの質問で答えになるのですから、一々あげ足をとるうと思はれぬけれども、しかし、この答弁はあまりにも的はずれだといふか、失礼だけれどもおそまつな答弁だ、こう私は思はざるを得ないのです。どうですか。

○水田國務大臣 それは私の頭にいわゆる付加価値税というふうなもの、欧州でとつておる間接税——必需品でも何でも全部無差別に間接税をかけてはる、これを頭にに入れておりましたので、いろいろそういう発言になつたんじゃないかというふうに思ひます。

○阿部(助)委員 私、あげ足とりみたいな形になつてもいいかぬので、その点はこれ以上あれしませんが、けれども、お願いをしたいのは、やはり国民のために質問も答弁もお互いに真剣に受け答へをしていていただきたいと思ひます。大臣これをひとつ一ぺんお読みになつていただくことを私は希望を申し上げておきます。

大臣、たいへん忙しくて参議院のほうもあるそうですから順序立てて、あとでお伺ひしたい問題がございまして、それを先に伺ひしていただきたいと思ひます。

本会議で、酒の税金が今度どうやって上げられるという場合、酒屋の業者からはいろいろな原料米の値上げであるとか生産コストの、労働賃金の値上げだとかいろいろ理由でいま値上げをして、これという運動が行なわれておることは大臣もお認めになりましたね。それでなるだけ上げない方針で

検討する、こうおっしゃつておる。だけれども、このいまの情勢の中で私は少しは上げざるを得ないではないかという感じもするわけですが、そうしますとやはり国会で、また国会の論議の中で、私はこの方針をある程度出すべきだ、こう思ひます。

何かいままでの、たとえば、余談のようですが、インドネシア借款だとか、そういうふうなむずかしい問題になると、国会がある間はほかほかをしておいて、国会が終わつた時点でこれをばたばたとやつてしまふという例がこれまで多過ぎるわけですが、これはやはり国会というものの、また民主政治というもののからそういうことははずれるんではないかという点で、私はもうここへくれば大臣の方針もある程度腹ができておるだろうと思ひます。

三月の五日の時点ではおっしゃつておつたわけですね。いまだどんな方針でございませうか。

○水田國務大臣 あのとくに申しましたが、いまの業界のいろいろな陳情や何かは便乗値上げという性質のものではない。原料が上がり、労賃が上がつておる関係で、今度の税制の改革はなくては、もう独自に主張しておつた、要望しておつたこととございまして、今度の増税に便乗した要求とは私は思ひません。だから、ある程度の理由があるんだ。理由がある以上はこれはやむを得ないものと思ひますが、ただ問題は、この前にも物品税の全面的な改正を取り扱つたことがございまして、やはり税がかつた場合には上がった税だけか、やはり当座に物価にはつきりあらわれてくる。それに余分なものが加わつてくるということ

は好ましくないというところで、この前は税が上がつた分だけ物価が上がるのはいいが、これに便乗していろいろしたことがございまして、今回も税が上がつてもそれと混同されるようなことを避けたいというのを考えておつただけでございまして。

○阿部(助)委員 大臣のお話はわかるのですが、しかし、いまのように現実にもうかり過ぎておる

ということではないというならそれもわかります。また、上げにやいかぬのだ、ただ税金と混同されて国民に疑惑を与えるのは困るということなら、上げにやいかぬものならば、こういう席上で国民の前にはつきりさせるといことが、国民の理解と協力を得る道ではないか。ところが、国会というものが終わってしまつてからもやもやとして上げられては、これは国民をも無視し国会をも無視することになるのではないか。上げるなら上げるで、ここでぴしやつと方針を出す。そうすれば私のほうは物価問題との関連でものはいいますけれども、上げにやいかぬものならしょうがない。そういう点で検討する検討すると言いが、ただ国会での追及をのがれるために、国会が終わつてからやるというやり方が私は気に食わない、こういう気持ちでお伺いしておるわけです。

○水田国務大臣 検討するということばあまり適切なことばでなかったかもしれませんが、これは自由価格でございまして、いま政府が統制することのできない価格でございまして、そこでこれを上げるとか上げないというようなことは、いまわれわれの側から言えない、こういう事情にございまして。

○阿部(助)委員 いや、その点は統制令がなくなつておるのですから、何も大蔵省が決定するんじゃない。そうすると何で業者は陳情などといって運動をするのですか。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕
実際は大蔵省というところが、酒税の関係、いろいろ認可の問題、いろいろな点でやはり行政指導しておられるから、ある程度の皆さんの御意向を伺わないで、業者はきめかねておるといのが実情じゃないですか。私も酒の小売り価格を統制する法律がないというところは調べて、お伺いして存じております。だけれども、それじゃ運動するということはどういうことなんですか。だからその辺で、大体大蔵省の方針としてはこうだというぐらゐのことが言えないのか。そうしなければ、

どうも国会というものはから論議をしている場所だ、こういうふうにししか私には考えられない。その点は私もわかつておるのです。

○水田国務大臣 私どものほうでは、できるだけこういうふうにしてくれというふうな要望をいままで出しておつた関係で、向こうは届けてくれないことになつておるのですが、こちらで受け付けないというふうなこともやつておりますので、そこで実情を訴えるという行為が出てきていゝというところでございます。早晩いずれにしてもこれは実情から見て、一定の値上げはこれは無理からぬことと私も考えております。

○阿部(助)委員 できるだけこうしてくれというのは、大体いまここで大臣からこの程度と言つてそれが既成事実になるから、できるだけ上げないように、しかし何ばかの要求を聞かずにいかぬ、こういうことですか。たとえば業者のほうからは、少なくとも大体四十円ぐらい上げてくれ。私の聞くとところによると、大蔵省のほうは何とか三十円ぐらゐにおさめたいということらしいのですが、その辺はいまそれを言つと、業者との交渉がむずかしいから言えないということなんですか。何ばかは認めざるを得ない。だけれども、交渉だからその辺で何とか多少安く押えたい、こういうことなんですか、どうなんですか。

○吉田(二)政府委員 これも所管外の発言になつて恐縮でございしますが、国税庁では御承知のとおり、いま大臣が言われましたとおり、本来自由な価格ではございまして、何と申しましても免許のもとに製造している酒類でございまして、適正な価格というのを實現するようにいろいろ指導を加えておるのが事実でございまして、今回も昨年の米価の引き上げによつて、それから計算いたしますと七、八円の増加がございまして、それと生産性その他を勘案して、この酒造年度のちようど終わりに近づいておりますが、実績をとつて検討しているわけでございまして。私の聞いたところではまだ検討が最終的に終わつていない、したがつて幾らという額を国税庁として判定

する段階にまだ立ち至つていないということでもう少し様子を見ておるといふことであり、まだ結論が出ていないというのが真相のようでございします。

○阿部(助)委員 それはいつごろ結論が出るのです。

○佐藤説明員 現在コストアップによります値上げの点につきましては、生産者、卸、小売り、それぞれ相当な額の値上げをしたいという気持ちを表明しております。これを合計いたしますと、二級で四十七円何がしになるというふうな、そういう計算になるような状態であります。私のほうとしましては、昨年の九月あるいは十月ごろから醸造をいたしております酒の原価というものがどの程度になつておるか、参考として現在いろいろ検討いたしております。これはできるだけ早くやりたいと思つておりますけれども、何しろ資料が相当な社数にのぼるわけでございまして、まだ相当な時日を要するといふふうに考えております。

○阿部(助)委員 相当な時日なんというふうなことで、一年ほつたらかしておくわけじゃないでしよう。それをいつごろか聞いておるのです。そんな正確な日にちを幾日ということじゃないのですか。

○佐藤説明員 これは私も参考的な資料として現在いろいろ検討を続けているわけでございまして、価格そのものはやはり自由価格のたてまえになつております。その問題とは別に切り離して、私も参考的にいろいろな検討をいたしておる次第でございまして。

○阿部(助)委員 あなたそこにおられて、いままでの論議を聞いていないのですか。何を聞いておつたのです。いままで私が言つておるのは、大臣も言つておるうちに、統制令はなくなつたのだからやろうと思へば無理すればやれるのだらう。だけれども、陳情したり運動したりしながらやっておるの、皆さんのほうで産業指導というか行政指導をやつておられる。そこで、皆さんの御意

向を全然無視して酒屋さんがやるわけにいかないから話し合つておる。だから皆さん検討する、こゝう言つておるのでしよう。それだけでは、皆さんも検討も何もしなくていいじゃないですか。法律がないから関係しないのだ、こゝうおつしやるならば、何も私はそれは聞かないし、酒屋さんも運動しない、話し合いをしないでしょう。その話し合いをいままでやつていらんだ。時間つぶしのようになそんな答弁をしないで、もつと的確な答弁をしてくれなくちゃ困るんだ。どうなんですか。

○佐藤説明員 できるだけ早くやりたいと思つております。

○阿部(助)委員 できるだけ早くというのはいつごろかと言つていらんだ。(はつきり答弁しなさい、重要な問題だから政務次官が大臣が答弁だ)と呼ぶ者あり)

○毛利委員長代理 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○毛利委員長代理 速記を始めて。

○佐藤説明員 いままで出ておりますいろいろな生産者、卸、小売り、それぞれのものは、これは組合の中央会としてまとめたものでございまして。実際に値上げをいたしますのは個々の業者になるわけでございまして、そこで、私も参考資料として検討いたしておりますが、値上げそのものは個々の業者が役所のほうに一応届け出という形をとつておりますが、そういうことで値上げをいたすことになると思ひます。

○阿部(助)委員 それではそういう個々の届け出があれば、大臣としては何ばかは上げざるを得ないというお気持ちでおられるわけですね。

○水田国務大臣 届け出て、届け出を受け付けられ、そのとおりの値段になるということでございます。

○村山(喜)委員 関連。

それともこの前企画庁長官は、物価対策特別委員会、ビールの値上げは、三円ほど値上げをしたいという業界の要請に対して、それを認めません、それについては、三円で二百億の利潤がメーカーのほうに渡ることになる、そういうようなことで、今度は税込みで百二十七円ということになるけれども、それを百三十円にしたいという業界の要望にはこたえることはできません。これはそういうような申し出があつても、これを押えつけるように努力をいたしますということを答弁しているわけです。これに対して大蔵大臣としてはどういう感覚で指導されるかということが大事なことで私は思うのです。その点を明確にお答えを願いたい。

○水田国務大臣 いま申しましたように、届け出があつたらこれを受け付けざるを得ないということになりますと、もう指導の余地も何もないということになります。そうじゃなくて、実際問題として、いま国税庁で言われましたように、いまの物価問題もございまして、また、そのコストアップの実情から値上げが多過ぎるというような問題は、これは指導して避けなければなりませんので、そういう点で、組合が言ってきたものについて十分検討、指導をする。やはり一応そういう大蔵省の裏指導というものが行なわれて、その後、個々の業界の届け出というようなことが、実際問題としては起こってくるということになってくるのだらうと思います。したがって、私どもは手放しではなくて、できるだけそういう面の指導

○阿部助 委員 大臣にお伺いしたいことが一ぱいあるのでありますが、参議院のほうのあれがあるそうですから、やむを得ず、じゃ次官にお伺いしますが、酒、たばこは特に逆進性が強という点は、もうたびたび質問が出述べられ、そうして皆さんのほうもこれを認められておりますね。

C阿部助委員長 それを認めておられて、なおかつこのように高い税をかけるということは一体どういうことなんでしょうか。こういう形で間接税を広げていけば、税の体系というものがぐずれるのではないですか。これは松隈先生もお越しになっておられますが、税調の中間答申では非常に明快にこれを述べておられるわけです。ちよつとその大事なところだけ読みませうか。「所得税を中心

配機能は応能分担の原則からいっても高く評価されるべきであるし、「云々」ということで、これはこの答申だけじゃなしに、税金の本というものを見れば、どの本にもみんなこのことは書いてあるのです。その原則は、間接税をだんだん広げることによつて税の体系がくずれる、こう思うのですが、あえてそれをこうやつて酒、たばこを値上げするということできずされるということを承知の上でやられるわけですか。

論なれば、あるいはいまのような御議論が成り立つかも知れませんが、税制として見ますと、やはり直接税と間接税とバランスをとることが必要である、そういう意味から見ますと、阿部委員よく御承知のとおり、日本の税制は、アメリカ、イギリスを除きますと、大体ヨーロッパの各国の間接税の負担からいたしますと、日本の間接税負担は決して高くないということになっております。したがいまして、税制が逆進的であるかどううかということは、単に酒、たばこだけの税では

パの各国で考えてみますと、付加価値税、すなわち生活必需品その他全部を含めて付加価値税がかかっておるわけでありますから、そういう意味からいうと非常に逆進的である。日本の場合には個別の消費税を、体系をとっておりまますから、それらの物資について担税力その他きこまかく考

高いことについて、酒、たばこについて税が高いということについては、しばしば各委員の御質問にお答えいたしましたように、沿革的な、歴史的なたばこについては財政物資として成り立つ過程がございます。酒についてはやはり酒の性格上高い税が世界各国で課せられておる、こういうことでございます。

じやないですか。間接税は逆進的でないなんてことがあのですか。これは逆進的なのですよ。ただ所得税との何ほかのバランスがあるという点だけならば私は認めるが、間接税そのものが逆進的でない、外国に比べてどうかと言われておるが、間接税そのものは逆進的ということ、これは認めざるを得ないのじやないですか。

○倉成政府委員　私の申し上げたことは、間接税が逆進的でないとは申しておりません。そういう

であります。また、酒、たばこについて御質問ございましたので、これもまた逆進的であるということとは認めておるわけでございます。しかし、やはり税制が逆進的であるかどうかという見地から議論すべきものではないかという考え方を申し上げたわけです。

○阿部(助)委員　だから、税制全体を考えた場合に、この中間答申、これを次官お読みになったらはつきりするのじやないですか。これはほくだけじやないのですよ。税金の本を書いておる人たち

なんです。それでこの答申にも、松隈さんを出
 になっておるが、税調答申はあまり好きじゃない
 けれども、この部分に關しては、原則に關する
 限りは、これはどの教科書見ても同じだ、これ
 は認めざるを得ないのじゃないですか。それを
 税制全般をとつてどうか、外国との比較は

ば私もそれは認めますけれども、月給のほうは安くしておいて、それで別のほうだけをおつしやつてみても納得ができないわけです。

〔発言する者あり〕

○毛利委員長代理 静粛に願います。

○阿部（助）委員 だから、私の申し上げておるのは、この所得税を中心として相続税を捕完とする

制の基本なんだ、こうおっしゃっておるが、これは認めざるを得ないのじゃないか、こう私は言っておるわけです。

○倉成政府委員　税制調査会の中間答申を根拠として御議論になっておると思いますが、全体を通じて私も読んでおります。読んだ感じでは、やはり直接税と間接税とがバランスをとることが必要であるという思想で書かれておると思うわけであります、ごくその一部分だけを強調し

かろうかという感じがしておるわけでありますけれども、どの部分についておっしゃっておるのか、御指摘をいただくと非常にわかりやすいと思うのですが……。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

○阿部（助）委員　私は、その次にたばこの問題に入ろうと思うのだが、まず税制の根本は何か、当局ははっきりしておるのかどうか、それを聞きたかった。時間がありませんので私のほうから申し上げますと、これに書いてありますし、いろいろ

な本に書いてあるのは、一つには生活費に食い込む課税はいかぬ、元本に食い込む税金はいかぬ、公平な原則をそこで打ち立てていかなければいかぬということ、そのまゝとて、そのための税制というものは、これは所得税を中心として相続税で補充していくのが本体であつて、そのほかに、今度はいろいろな問題が、そのときの政策や何かで特別措置であるとかいろいろなものが出てくるだらうけれども、原則はこれなんだということとをここでつきりしておるわけです。と私は思うのですが、松隈先生、どうなんですか。

○松隈参考人 税制のあり方として、直接税と間接税と比較した場合に、直接税のほうが税の理論に合つておるから望ましいということについては御指摘のとおりでございます。税制調査会も、さきの長期答申においてはその点をかなり強く強調されましたので、たゞいま阿部委員がそれを御指摘になったとおりでございます。ところが、四十一年の秋に出しました中間答申におきましては、直接税のよい点を認めつつも、現状はあまりにも直接税偏重になり過ぎておる——その例はいろいろございしますが、たとえば初任給が上がつたために、未成年者でありながら所得税の納税義務が発生しているのじやないか、一方において選挙権を与えないで、一方において強制的に税を取るといふような所得税のあり方になつてくると、これはもう行き過ぎだから、やはり所得税が中心であり、これを補充するに相続税をもつてする税制を中心とするけれども、税制改正をするとするならば、直接税減税を中心に減税を考へるべきである。その際、間接税については逆進性を認め、これをあまりに強めることは望ましくないけれども、間接税のうち従量税体系をとつておるものは、所得水準、物価水準の変動に伴つて相対的に減税になっているから、そのゆがみは直しても差しつかえない、こういうふうに答申しておりますので、おっしゃること、半分は確かにそのとおりでございますが、それと同時に、いかにいい税であつても、やはり行き過ぎは困る。そして、財政需

要が税によりかかつてこなければ間接税の増徴はできるだけ避けたいのですけれども、財政需要があるということになつてくれば間接税のゆがみを直すことによって増収をはかることもやむを得ない、というか、踏み切らざるを得ない、こういう趣旨になつておることを御了承願ひたいと思ひます。

○阿部(助)委員 松隈先生、だいたひ先回りまでされたやうであります。それでは松隈先生にお伺ひしますが、四十三年度の答申の二ページ、この下から五行目からいろいろお書きになつて、分析すると、私、五つの項目になつて思ふのですが、財政硬直化は時間がかかるからこうだとか、国債発行のあれを云々だとか、いろいろなことをおつしやつておる。そこで最後に「この際としては、他の租税について増収を図つてこれに対処すること」もやむを得ない。こうおつしやつておるが、この場合の「他の租税」というのは今年は大体酒、たばこをさしておられたわけだと、こう思ふのです。が、いかがですか。

○松隈参考人 四十三年度の答申においては、その意味でございます。

○阿部(助)委員 そうしますと、私一つ一つ聞く時間がありませんのであれしますが、たとえば「国債発行額の縮減が財政の健全性を保つたために優先的にとられねばならない措置」と考へたとすれば、こうなつておるのですが、国債発行とたばこや酒の増税というものはどういふ関係があるのでございますか。

○松隈参考人 税制調査会が政府から諮問を受けておりますのは、経済の安定成長に資する税制を考へてほしい、したがつて、四十三年度の財政経済の状況はどうあるかということ念頭に置いて、しかも一昨年の暮れに出した長期税制のあり方も頭に置きつつ立案をした、こういうわけでありまして、したがつて、四十三年度の特色といふたしましては、もう私から説明するまでもなく十分御存じのところでありまして、自然増収が約九千五百億円あるけれども、財政の当然増の金額が相

当多い。一方現下の財政経済の情勢からいへば、国債の発行額はできるだけ減らすほうが財政の体質改善上望ましい、こういう情勢になりましたので、実は事情を申し上げますと、先ほど申し上げましたような事情でありますから、税制調査会はいま所得税の課税最低限は是非でも実行したいといふのを先にきめたわけでありまして、そうすると、千億円で上をこえる金が必要なのですが、それが自然増収でまかなえるというのであれば、酒、たばこの増税、もしくは値上げに当たる部分はあつて見送る、もう一年待つというやうなことも考へられたのであります。財政需要がどうしても財源を必要とする、そうなれば四十三年度の財政の健全化ということに頭を置きつつ、そして先ほど申し上げた酒の税については、相対的な負担率の軽減をしておる。一方たばこについても、やはり同様の事情があるということから、酒についてある程度の増税をはかる、それからたばこの価格についても、これは引き上げてもらふを得ない、こういう結論を出したという事情でございます。

○阿部(助)委員 あなたの話を聞いていますと、国債を減額する、だから財政のあれがまかなえないからこつちをふやす、こういうことではどう。そうすると、この国債は建設国債ではなくして赤字国債というふうな断定せざるを得ないじやないか。名前はなるほど公共事業費のワクのうちに国債を出したとか何とかいつておるけれども、実際はいまの論法からいへば、私はこの考へ方は赤字国債と建設国債との区別はもととない、私はそう思つておる。案の定いまのお話からいへば、これは赤字国債だといふ観点でおつしやつてゐるんじゃないですか。

○松隈参考人 税制調査会は直接国債の発行額を議論しておりますけれども、税制調査会が結論を出します前に、政府の諮問機関であるところの財政制度審議会というのがございます。これが財政の規模はどの程度に押さへべきであるか、国債の発行額は六千億程度にとどむべきである、そし

てこの際減税をするならば、一方に増税をして、増減税差し引きゼロが好ましい、こういうやうな答申も出されて、これは権威ある政府の諮問機関が財政制度について審議をした結果の結論がそう出ておりますので、それを相当参考にして、一方において減税をしたけれども、増収ははからざるを得ない。その場合に何に目をつけるかといへば、先ほど来申し上げたとおり、物価水準、所得水準に比べて相対的な負担率の下がつてゐるものを上げるという以外に手はないな、こういうわけでございます。

○阿部(助)委員 まあおたくのほうは権威がなく財政何と云う権威があるのが先に立たからそれに従うというお話であります。が、次官、それでは税制調査会というものは何のためにこれはつくつてあるのですか。

○倉成政府委員 税制調査会は総理府の機関として設けられておまして、内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本事項を調査審議するということになつております。

○阿部(助)委員 それはわかるのですが、何といひますか、たとえば世論をお伺ひするためであるとか専門家であるから意見を聞くとかいふことで委員が任命されておると思ふのですが、この委員の任命はどういふ観点で任命をしておるわけですか。

○倉成政府委員 各界各層の学識経験者をもつて充てております。

○阿部(助)委員 その学識経験者というのにもいろいろありましてね。ここで世論を聞くといふならば、国会の論議を十分聞いてむしろきめるべきだ。専門家であるといふならば——まあ私、時間がないからしやべりますけれども、専門家であるといふならば、ここにどれだけの資料と調査機関を持つておるのか、私はほんとうはお伺ひしたい。私が、調査会はどういふ形で資料を集めてどうなんだと聞いたところが、これは個人的に聞いたわけですが、主税局のほうに資料を出して御検討願つておりますと云うことになつておる。

大蔵省にこれだけのメンバーがおつて、しかもこれだけの者がおつて、専門家が不足とは私には思えない。世論を聞くというならば一番いいのは国会じゃないですか。そこで特別措置をもつと減らすべきである、交際費にはもつと課税すべきであるという意見が、もう昨年私がこゝへ当選して来てからこの委員会では一番よい発言されておる。そういうものは一つも聞かないで、これは世論を聞くということには私はならぬと思う。専門家であるということならば、専門家はとにかく一ぱいいるでしようが。何で国の金を使つて調査会のようなものをつくらにやいかぬのですか。私はその意味がわからない。それは何か内閣の設置法によつて云々という形式的なことじやなしに、内容はどうかと聞いておるのです。

○倉成政府委員 税制調査会の委員の皆さん方、それぞれのやり専門家であるし、またそれぞれの御意見を十分承つて、税制のあり方について御検討いただくこととであり、また、もちろん、国会でいろいろ御議論をいただくことはこれは十分参考にして、この税制調査会と相まって税制について遺憾なきを期すべきものと考へております。

○阿部(助)委員 まあ私、この問題あまり深く入りませんけれども、おたくからもらった資料を見ても、八つも九つも審議会に一ぱい入つておるわけですから、これは予算委員会や何かでもありましたから私は申し上げませんけれども、こういう形で受ける。その審議会が世論を代表したような形で受け取られておつては、むしろ国会は何のためにあるのかわからなくなつてしまふ。国会ではなるだけ、私が先ほど言つたように、いかげんな答弁をして時間がたてば採決に入る、そういうことで法案ができていくのではこれは困る。それよりもむしろ国会で十分に議論をし、国会で出た発言や速記録をよく検討した上で政府は政策を立てるといふのが私はほんとうだと思ふ。ところが、いまのあり方から見ると、この四十三年の答申を私は

何べんか読んでみるけれども、非常に失礼だけれども、こう葉のようであつちにもひつつくしこつちにもひつつくという文章なんだ。中間答申ではある程度原則が打ち出されてゐるのだ。しかし、ここでは相対的に酒、たばこのあれが下がつた。なるほど相対的に下がつたか知らぬが、絶対的にはこんな高い税金はないじやないですか。なぜそういう問題を考えないのか。税金は酒、たばこは高いのですよ。それを考えないで、相対的に下がつたでございとかいろいろおっしゃつておる。それで所得税は下げなければいかぬ、異進構造がいかに言つてゐる。それならばそれをもつと直せばいい。ところが、今度は三条の何とかだからといつて特別措置をまたつくつてゐる。酒、たばこは相対的に十六年間で下がつたかも知れぬけれども、絶対的にはほかの課税と比較して大体安いのですか高いのですか。

○倉成政府委員 酒、たばこの税というのは他の物品税その他のものと比較すると高いものでございませう。これは、しばしば申し上げておりますように歴史的な沿革的なものでございませう。たばこについては財政物資として成立するまではいろいろな過程を経て今日に至つておる。酒については、これもしばしば申し上げておりますように、やはり特殊な性格を持つておりますから、これを自由になかしたら非常に大きな利益をもたらすといふことから世界の各国においても高い税金をかけておる。こういうことでございませうから、やはり財政需要を満たすという意味からいって、洋の東西を問はず酒、たばこの税は高いものである。これで受け入れられてきておるということがやはり酒、たばこの税金が高い理由だと思ひます。決してこれが高いほどいいということとは申ししておりません。しかし、ある程度の高率の税金といふのがかけられても妥当ではないか。これによつて適正な歳入、いろいろやらなければならぬ財政需要を満たしておるわけでありませうから、その辺のところはひとつ御理解をいただきたいと思ひわけでありませう。

○阿部(助)委員 沿革はいろいろありましよう。たばこの場合にはこれは禁止的な意味もあつたようでありませうけれども、一番最初私が御質問したように、現在も国民にはこれはなくてはならないものになつてきておる。そうすると、禁止的な意味といふものはそれほど大きなウェイトではないじやないか。禁止的だといふのなら酒の場合はどうなんですか。これは神代の昔からあるフランスのとにかく農民が自分でつくつてゐる自家用のブドウ酒といふものはどのくらい税金を取つておるのですか。

○倉成政府委員 フランスのブドウ酒については、いま手元に資料がないようでありますからあとで御報告いたします。

○阿部(助)委員 イギリスのジョニー黒であるとかスコッチとかいふのは外国へ輸出するといふこととでいふんなあれもあるようです。だけれども、自家用のブドウ酒はそんなに高い税金がかかつておつた。日本の場合、沿革だとかいふんなことをおつしやるけれども、じやあなせ日本の農民がつくつておるどぶろくといふものを取り締まらなければいかぬのですか。これは自家用です。なぜこういうものを取り締まらなければいかぬのですか。

○吉國(二)政府委員 ただいま御指摘がございまして、フランスではブドウ酒は一種の地酒でございませう。そのためにかなり安いことは事実でございませう。しかし、イギリスに参りますと、これは輸入酒だといふことで非常に高く課税されておる。日本の場合、在来酒としましては、しようちゅうについては非常に安い税率を使つてゐるのには御承知だと思ひますし、それからブドウ酒につきましては農民の保護といふ意味で、これは純粋果実酒であるブドウ酒は非常に安く、模造のポットワインよりも安い税率で課税しておることには御承知のとおりでございませう。フランスのブドウ酒は非常に安いと申し上げましたが、三%程度の低率でございませう。日本の場合にはややそれよりも高うございませうが、果実酒たるブドウ酒は非常に

に安い税率で課税してゐる、こういうことでございませう。

○阿部(助)委員 時間がないのでそれから私のほうから言ひますが、では日本の場合に、農民が自分で生産した米を自分で加工することを許さないで、それで多額の税金を取り上げる。農業投資はさっぱり行なわれない。財政投融資の大半は企業へいつておる。そういう中で困つてきた農民がやっかい者だみたいなやうなことを言ひますけれども、米の統制もなるべく間接統制に移そうなどといふ考えをお持ちのやうだけれども、それならばなぜ一番もうけのあるところの酒を農民自身につくらせないのですか。また、自分のうちで飲む自家用のどぶろくくらいは、自分のところでつくつて飲むくらいのことかなぜ悪いのですか。これはどういふことなのですか。

○吉國(二)政府委員 自家用酒を免税にするといふ制度も外国ではないわけではございませう。しかし、この自家用酒といふものは農民だけがつくつておるわけではなくて、たとえばお医者さんがアルコールの中に調合すればウイスキーもできるわけでありまして、こういう高い高い高いのはいかぬとおつしやいます。高い税金をかけて一般の消費者に飲んでいただく酒を、特定の個人に自家用であるからといつて免税にするという制度をとるといふことは、やはりこの酒の税率が高いものであるだけになかなか問題が多い。しかもまた、自家用であるからといつてそれが販売されるということは、先生もよく御承知のとおり、終戦後にはいわゆる密造酒といふものが八十萬石もはびこつておつたことがございませう。これはまさに自家用酒から出た酒といふわけではございませう。そういうことから、やはり全体の順法という点から現在日本では自家用酒は困る。そこで、一応委託醸造とかといふ形で税を払つていただくといふたてまえをとつておるわけではございませう。たばこもその点は同じだと思ひます。

○阿部(助)委員 いろいろおつしやるけれども、私が言つておるのは、自分のうちの米で自分でつ

くって自分で飲む、販売したら販売したでその税金を取ればいい。それは技術的にむずかしいだけの話であつて、農民自体の損得からいけば別の問題じゃないですか。農民が自分のうちでつくる米で自分でつくって飲むくらいのことを取り締まるのは、私はまだ勉強していいけれども、どうも憲法違反だと思ふ。

○吉國(二)政府委員 これは憲法違反とは言えないと思ふので、酒自体は製造業を免許にしておりますから、自家用であつても免許を受けなければならぬ問題はないわけでありまして、製造業自体免許営業であるということが一つございします。

それから、いまも申し上げましたように、免許ではないから幾らつくってもいいということになれば、これは免許制度がくずれます。したがつて、自家用酒であるとするれば、自家用酒については幾らまでという制限をまたしなければならぬ。それが実は密造酒の検査というふうな非常にいやな問題を起す原因にもなるかと思ひます。そういう意味でございしますので、わが国としては——フランスに若干自家用免税というふうなものがあるかもしれないが、それは私も十分つまびらかにしておりません。大体各国とも同じだと思ひます。

○阿部(助)委員 私の申し上げたいのは、技術的な点。そういうものはそれで人数も要るかも知れぬけれども、税金の根本的な原則的なあり方からいけばおかしい、こういう意味なのです。それと、農民だけがなぜ自分でつくつた酒やたばこ——たばこは多少別な面もあると私は思ふ。ただ沿革だけだとおっしゃるけれども、沿革なら、昔はちゃんと自分でつくつて自分で飲んでおつたじゃないか。沿革だとおっしゃつたから私はこの問題を出したので、それならばいまの時世に合うように変えればいいのじゃないか。また、技術的にむずかしいのは、それは取り締まるほうの問題であつて、農民の問題ではないじゃないか。農民が自分でつくつて自分で飲む、売つたら税金を取ればいい。これは少し乱暴のような意見ですが、

農民の立場から見れば、自分でつくつた米を自分で加工できない、しかもたんぼへ行つた疲れを直すのに、自分のところでつくれば安くできるものを高く買つてこなければいけませんという不合理はおかしいのではないかと。私はこれはあんまり聞こうと思つていなかったけれども、次官が沿革だなんて言うから私は言うので、農民にじめの政策じゃないか、こういう感じがするわけです。免許制度ならば、いまの酒屋はみんなやめさせてしまつて農協につくらせて、農協が農民の団体として酒製造をわたらわす営むとすれば、農民に還元していくということになるのじゃないですか。何も免許制度だからいまのような酒屋にやらせなければならぬということとはどこにもない。その点はどうなんですか。

○吉國(二)政府委員 酒が米からできるといふ点で御指摘のような問題があると思ひますけれども、いろいろな原料によつて酒はできるわけでありまして、また、蒸留酒などになりますと、不完全な蒸留をやりましてフーゼル油のような危険な分子も入つてくることは御承知のとおりであります。そういう意味からは一律に自分がつくつたものはいいいとすることは、衛生上非常に危険な面もあります。そういう点から自家用免税ということには、私もどうもしてはいまの段階では考えないといふこととございします。

○阿部(助)委員 次の問題に移りますが、衛生上どうだこうだなんというものは、少し大げらにつくらせれば、そんなものはすぐに農民は技術を会得して、いまの二級酒なんかよりよっぽどじょうずに私のほうの農民は酒をつくつてみせますがね。そういう点でそういう御心配はあまり要らぬのです。

私は先ほどお伺いしましたけれども、相対的に税金が安いといふこと、これはどうもおかしいと私は思ふのでして、相対的に云々といふのはあと回しであつて、それより先にまずこれが絶対的に安いのか高いのかという論議がなされた上で、ほかの税金とのあれがあらつていいのじゃないです

か。私がそれを申し上げるのは、こういう形で間接税がどんどん出てくると、低所得者が非常に苦しくなつてくるといふことを申し上げたいのです。というのは、今度千五億の減税、千五億の増税、それで政府のほうのバランスシートはゼロかも知れない。しかし、取られるほうにしてみれば、これは低い所得の人たちにとっては増税でしょう。これはいかがですか、局長。

○吉國(二)政府委員 いま仰せられましたとおり、相対的という前に絶対的といふようなお話はよくわかるのですけれども、この酒の税あるいは何に対する税といふのは一応そのときの状態で、なるほど酒は重いかもしれませんが、そのときフランスができておつた。ところが、片一方のほうは従価税をとつておるために、たとえば二割の負担のものは価格はどう動いても二割の税金だけは必ずそれについて回る。ところが酒のほうは従量税で、価格が動いてまいりますと、最初五〇%であつた負担が三〇%になつてしまふといふような現象が次々に起つてまいります。それが従価税をとつていたものに比べると相対的に減税になるといふことを言つてゐるので、絶対的な税のあり方がどうあるべきか、これは一番大事なことでと私も思ひます。三十七年に酒税を減税したときは、まさに絶対的な重さといふものを考へて、平常的な負担まで戻そうといふので、相当大幅な減税をやつたわけでございますが、それからあと、たとえば五割であつた負担率がいつの間にか三割五分とか、あるいは三割五分だつたものが二割八分とかいふふうに変つてまいりますので、それは、二割のままずっと据え置かれてゐるものに比べれば、相対的に減税になつてきてゐるという事実を指摘してゐるわけでございます。もちろん絶対的な高さがどうかという判断は、税制調査会もその前に十分をやつておるといふふうに御理解をお願いしたいと思ひます。

○阿部(助)委員 私、そういうことを聞いておるのではないのでして、今度は増税、減税ゼロである、こつちやつておるけれども、びしやりゼロになる人はあるかも知れぬし、一人もいないかも知れぬ。増税になる人たちと減税になる人たちと全部ひつくるめたら、皆さんのところへ、大蔵省に入る金がゼロになるであらう、こつちのことであつて、そうすると、バラバラに増税、減税があるのじゃないに、やはり階層別に見て、低い所得の人たちにとっては増税になるし、高い人たちにとつてみれば減税になる。それで全部ひつくるめたらゼロになるであらう、こつちのことなんですよといふことを念押ししておるわけなんです。

○吉國(二)政府委員 差し引きゼロと申しますのは、減税財源がゼロといふ意味で言つてゐるわけでございます。本来、税種が違ひますと、その税種同士では総合的に通算するといふ性質のものではないといふことはもちろんでございます。○阿部(助)委員 どうも言ひにくいと見えて、なかなかずばりお答えにならぬ。そうすると、具体的に申し上げたいのですが、私、皆さんの資料からいろいろ自分であれして見ましたが、たとえば、一番簡単なのは、先ほど来話があつたように、所得税を納めてゐない層にとつてはこれは増税だ、こつちのことをお答えになれば、私は次へ発展するのですけれども、なかなか言ひにくいようであります。

松隈さんに一言だけ、これはたいへん皮肉になるかも知れぬけれども、会長の東畑さんが、差し引きゼロといふのは非常に芸術的な云々といふことを幾通りかの新聞で拝見したわけですが、松隈先生も、あれを読んで、穴があつたら入りたてい気持になつたと思ふのですが、どうです。

○松隈参考人 税制調査会が最終的に答申をまとめるにあつて、大体所得税の減税を優先的に考へまして、それで千五億程度の減税になるといふことは計算いたしました。次に、先ほど来申し上げるような事情によりまして、酒の増税——これは大衆負担を避けるという意味で清酒の二級あるいは合成清酒、しょうちゅうのようなものは除くといふようなことにして、ある程度の増収を

あげる案をつくってほしい、増収するものについては二〇％から一五％ぐらいの間で、こういう注文を出しました。続いてたばこについても特別な下級品を除いて値上げをしてほしいという要望を出したのでありますが、たまたま出てまいりました数字を見ますと、酒の増税、たばこの増税、それに物品税が五十億加わりましたために収支ゼロという数字になってしまったので、全く結果的に偶然の一致と、こういうわけでありす。途中の段階におきましては、ある程度差し引き純減税が出たほうがいいではないかという意見は相当ございしました。ことに所得税の減税の中には、物価上昇に当たる調整部分もあるんだから、差し引きゼロはまずい、こういう意見も出たことは事実であります。先ほど申し上げましたように、財政制度審議会が、四十三年度としては財政の体質改善のために必要な減税はやつても、また一方増収をはかるべき面があれば増収をはかつて、増減税ゼロであつてもしかたがないというような意見を発表しましたし、その前に宣澤構想、これは御承知のとおりですが、四十三年度は場合によつて減税は見送つてもしかたがない、こういうふうな意見も出ておりましたので、各委員も減税は望ましく増税は必ずしも歓迎すべきでないという頭は持ちつつも、そういう四囲の情勢から所得税減税を優先させ、そして酒、たばこについての増税ははかつた。数字の一致は全く予想していなかつたところで、偶然の一致というはかないと思うわけでございます。

○阿部(助)委員 これで終わりますけれども、最後にこれは要望をしておきます。

私はいままで聞いておりましたが、何か行き当たりばつたりな、輸出の振興は必要だ、それ輸出の特別措置をやれ、いやこうだ、何をやれ、足らないから間接税、酒、たばこというふうな感じを受けるわけです。その政策一つ一つにはそれなりの意義があるだろうし、プラスマイナスがあることも想像はつきます。だけれども、何といつてもやはり一番大事なのは、行き当たりばつたりじゃ

なしに、税制の体系をきちんとするということが先行しなければ、またそれへの努力があつてもいろいろな力関係の要望が私にはあろうかと思う。しかし、そのまゝ原則を忘れておつては、波に流されるような形でいまの税制のようにめちゃくちゃになつてくるのじゃないか、私はそれが心配なんです。だから、どうですか次官、今度これからの一年間でひとつ税の体系をきちんとする、理想的な体系とはどうあるべきかというものをひとつ税調に答申をするとか、あるいはこの委員会でお示しをいただくとかいうことで、やはり常に原則に、基本的なものに返るといふ努力を示してもらいたい。そうでないと、これはもうくずれる一方で、あつちからの要求、こつちからの要求でくずれてまいりますので、それを私は強く要望して終つてまいりたいと思ひますが、次官いかがでしょう。

○倉成政府委員 現在の日本の税制は、それなりに一つの体系を持つておると思ひます。ただ阿部委員の御指摘は、おそらく租税特別措置に関する点に大きなウエートをかけて御質問だと思ひます。この点は私も所得税につきましても、先ほどからのお述べになりましたように、やはり非常に経済の成長に激しいものでありますから、果進が非常に激しいということ、この点で所得税をどうするかという問題、また法人税の性格の問題、あるいは特別措置については特定の政策目的があるわけでありましても、やはり租税の公平の原則を害する、絶えずこれは洗い直していかなければならないという点を基本として考えていくべきだと思ひます。先般からの委員会でもいろいろと傾聴すべき御意見も出しましたので、こういう御意見を踏まえながら、税制調査会も今度の七月が一応任期になつておりますので、国会がある程度一段落しますれば、主税局も大いに勉強しまして、ひとつ税調のほうにいろいろと基本的な問題について御検討いただきたいと思つておるわけでありす。

○阿部(助)委員 私がいま間接税、酒、たばこのことに関連して特に申し上げたいと思つておつたことは、一番最初に広沢委員からいろいろと話がありましたように、この次には売り上げ税に移行するのではないかとこの心配があるからであります。どうも再軍備政策というふうなものが進んでくる段階では、どの国でも間接税の増徴という形に移行していくというのが通例であります。それだけに、私は売り上げ税に移行しやせぬかという不安を強く持つておりますから、ほんとうはその問題もお伺いしたいと思つておつたわけ、私が一番心配するのは、一つはその点でありま

す。もう一つは、いま次官からお答えのような点で、体系があるとおっしゃるけれども、もう体系もくずれ果てようとしておる段階でありますから、その点で要望して、私の質問を終わります。

○田村委員 松隈参考人には、御多用中のところ長時間にわたり御出席をいただき、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。御退席いただいてけっこうでございます。

平林剛君

○平林委員 後ほど大臣が見える予定だそうでありますから、私の質問をしたいと思つた順序を多少変更いたしましたので、本題については大臣が見えられたときにお尋ねをすることにいたします。

そこで、まず初めにたばこの小売り店に関する問題についてお尋ねをしていきたいと思ひます。まず専売公社にちよつとお尋ねしますけれども、たばこの小売り店というのは現在何軒くらい全国にありますか。

○斎藤説明員 数字のことでございますので、お許しただきまして私からお答え申し上げます。一番最近の状況でわかっておりますのが、四十二年度上半期、七月末で、全国で十八万八千七百六十七人になつております。

○平林委員 このたばこの小売り店は、取り扱い規模別でいきますとどういう分類になつておりますか。

○斎藤説明員 手元の資料でチェックすることができませんが、大体先生の仰せのとおり数字だと思ひます。

○平林委員 間違いないと私も思ひます。そこで、五千万円以上の売り上げをする小売り店は、ただいま確認をされましたように二百四十五軒。この二百四十五軒のたばこの小売り屋さんの売り上げ額は幾らですか。

○斎藤説明員 実はいま手元に資料がございませんで、至急取り寄せましてお答え申し上げます。二百四十五軒というのは、全体の十九万九千近くの小売り店から申しますと非常に少ないわけでございますが、この部分で占めます小売り金額、売り上げ金額と申しますのは、たしか全体で二百億程度にはなつてゐるのじゃないかという気がいたしております。ただいま資料を取り寄せてまいります。

先生のおっしゃいました小売り店の規模別の数はチェックできました。対応いたします小売り店の売り上げ額は、手元に資料がございませんで

でチェックできませんが、大体、先ほど私の申し上げたような見当じやないかというふうに思いますが。正確な数字が御要求ございましたら、調べてお答えいたします。

○平林委員 私も推計ですから、あなたのほうが商売なんだから一番はつきりしなければならぬわけですが、それじゃ別な角度から聞きます。

たばこの小売り店、ただいま申し上げました大口の小売り業者、東京地方局管内あるいは大阪支社管内、名古屋地方局管内、大都市を三つくらいあげまして、ベストテンに入る小売り業者というのはどんなぐあいになっておるかということ、皆さんにもちよつと御紹介をしていただきたい。

○斎藤説明員 昭和四十一年度の数字で申し上げますと、全国で申し上げますと、一番大きな小売り店、これは東京でございますが、売り上げ額で約四億七千万円、それからベストテン十番目の小売り店、これは京都でございますが、これは売り上げ額が、端数を切り捨てまして二億八千万円程度になっております。ですから、全国一位が約四億七千万円、十位が二億八千万円、その間に二位から九位までのものがある、そういうふうになっております。

各局別に申し上げますと、東京地方局管内の一位は、いま申し上げました全国一位で約四億七千万円、第十位と申しますのが二億一千九百万円程度でございます。それから大阪支社の管内について申し上げますと、実は資料が間に合いませんので十位までとれませんでしたが、第一位が京都にございまして小売り店で三億一千七百万円、八位までわかっています、八位が一億二千五百万円というふうになっております。それから名古屋でございまして、一位は名古屋市内にございまして三億二千五百万円程度、これも八位までしかわかっておりませんが、第八位が、やはり名古屋にございまして小売り店で約八千万円、こういうことになっております。

○平林委員 私があらかじめいたしておいた東京地方局管内の小売り店の売り上げベストテンに

よりまずと、第一位が四億六千九百九十七万六千円、十位まで入れました十軒で売り上げているのが三十億六千五百十五万円、名古屋の場合には八人の資料しかいたっていないので、七億八千六百万円をこえておる。大阪支社管内でも八人で十七億円をこえておる。五千万円以上の売り上げをする小売り業者の中には、一軒でもかように巨額のたばこの売り上げをしておるということがわかるわけでありまして。

そこで、私はさらにお尋ねしますが、今取りまとめましたベストテンの中では、最高が四億七千万円程度になっておられますけれども、ほんとうはもっとたくさん、二十億円も三十億円も売っておるという小売り店があるのじゃないですか。

○斎藤説明員 実態的に申し上げますと、たとえば鉄道弘済会のようなものがございまして。これは御承知のとおり、全国にたくさん営業所を持ちましてそこでたばこを売っております。ただ、専売法上のたばこを売ってはいません。各弘済会が当然にあるわけでございます。その弘済会の売店ごと、一つの営業所になっております。したがって、弘済会全体でまとめました場合は、おそらく百億円以上のたばこの売り上げがあると思いが、法のたてまえからしますと、小売り店、小売り人ということになりますと、ベストテンにも入ってこないといったようなことになるわけでありまして。したがって、先生の御質問のありましたような企業体として見た場合に、それを総合いたしますと大きくなるような、これよりも大きな小売り人というものはあり得るかというふうに考えます。

○平林委員 これはかつて商業新聞でも問題になったことがありますが、昭和三十三年から三十八年ぐらいの間に、六年間で百億円も売ったたばこの小売り屋さんがある。名古屋あたりでも二十億円から三十億円売った小売り業者がある。専売公社の前の販売部長でしたか、国会で答弁なさったときには、一番大きいのは年間十億億

円売っているのもありますと答えておるのですけれども、あなたのほうが私の依頼でまとめたものは最高四億七千万円。いまはそういう大きな小売り業者はない、こういうわけですか。

○斎藤説明員 確かに先生の御指摘になりましたように、当時そういった大きな小売り人がございまして、後ほどお聞きがあるかと思いますが、定価外販売ということを取り締まったことがございまして、私どもの統計によりまして、こういうふうになっておるのが実情でございます。

○平林委員 この真偽はまた別問題にいたしました、私がこれから取り上げたいと思っておりますのは、こうした大口の小売り業者、いまあげましたベストテンのものが必ずしもそうやっているといたしても、一般的にいってこれら大口小売り業者は、たとえてみればパチンコ屋さんに大量に売り渡す、あるいは料理屋、大口消費者に小売り手数料を値引きして販売をしておるというのが実態であると私は承知しておるわけでございますけれども、この実態について専売公社はどの程度承知しておりますか。

○斎藤説明員 ただいま申されました個々の小売り人につきましてはどういうふうになっているかというところにつきましては、個々の調べは実は手元にございせん。ただ、先生御指摘になりましたように、一般的に申し上げまして、パチンコ店その他遊技場に大量に販売しているというのがほとんどではないかというふうに思っております。

○平林委員 全般的なことはおそらく公社もつかんでいないと思いますが、犯則事件として検挙された中の実例をお話しになっていただければ、その実態がどういふものであるかがわかるかと思うのです。それをひとつおっしゃってください。

○斎藤説明員 犯則事件として定価外販売で検挙されたもの、いろいろあるわけでございますが、その中で調べましたもの、これもケースケースに

よって多少の違いはあるわけでございます。ただ、大体のことで申し上げますのは、小売り店からパチンコ屋に、場合によりましては五分引きあるいは四分引き、少ない場合は二分引き、そういう程度で値引き販売をしているというのが実態であるように承知しております。

○平林委員 私の承知している資料によれば、昭和四十一年度におよむ定価外販売として表に出てきたもの、これは六十一件であります。定価外販売あるいは所持犯として処分された三百五十七件のうち、六十一件が歩引き販売に該当する。中には現在六分の手数料を一度程度で売り渡しておる、こういう実例である。専売公社の手数料がきめられておる、それを大幅に割って、一分程度で売り渡しておるというところもある。たくさん売ればそれだけ利益があるわけでありまして、そういう歩引きをして売っておる実例もあるわけですが、これはしかし表に出てきた犯則事件でありまして、専売公社がつかむことができない件数というのは、もう膨大な数になるのじゃないだろうか、こう考えられるわけでありまして。そこで、こういうふうにして歩引して売るのは専売法の違反になると思うのですけれども、法律上の解釈をまず明らかにしたいと思います。

○斎藤説明員 先生も御承知かと存じますが、たばこ専売法三十四条第三項に「小売人は、第一項の小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない」ということになっております。したがって、値引き販売と申しますのはこの条項違反になるわけでございます。

○平林委員 もう一つ焦点に入る前に聞いておきますけれども、最近専売公社は出張販売といって、いろいろな小さなお店にケースを置いて出張販売を認めるような制度をとり始めました。ところが、そういうところから取り扱ったばこは、ある指定された小売り人のところから特別に相談をして出張販売をする形式をとっておりますために、その歩合というのは三分とか四分というふうになっておると聞きます。こういう事実があるのを

知っていますけれども、こういうことは一体どう
なりますか。

○齋藤説明員 出張販売が最近かなりふえてきて
おります。これは先生御指摘のとおりでございます。
出張販売の法律上の根拠と申しますのは、や
はりたばこ専売法三十条の四項に「小売人が営業
所以外の場所に出張して製造たばこを販売しよう
とするときは、二云々」という条項がございます。こ
れに基づいてやっておりますわけでございます。そこ
で先生の御指摘になりました出張販売の場合に、
もとの小売人が出張販売先に対してある程度の
手数料を払っている、その実態がどうなっている
か、二分なり三分なりの手数料を払っているでは
ないかというふうな御指摘でございます。事実極
端な場合はただの場合もあるようであります。そ
れから御指摘のございましたように、二分とか三
分とかいうようなものが多いように聞いておりま
すが、これは小売人と出張販売先との合意と申
しますか協議によりまして、いかようにでもきめ
られるというのが実情でございます。

○平林委員 この制度についても私も疑問があ
りますが、あとで問題を提起していきたいと思
います。しかし、国税庁長官にこの機会にお尋ね
しますけれども、このように大口のたばこの販売を
する小売業者は歩引きをして販売をする。専売
公社が定価外販売を禁止して、そしてまた六分と
いう一つの歩率をつくってやっておりますのを、違反
を承知でこっそりとこれを大口消費者に売って
おる。この場合、国税庁、税務署は、歩引きで販売
をした場合に、これはリベートだということに
いたしまして、利益分を引いて課税をしておると
いう実情だと聞いておりますけれども、現在はどう
なっておりますか。

○泉政府委員 その件は、お尋ねのように専売法
違反でありますけれども、現実にはたばこ小売人
としての収益はないわけでございますので、収益
のないものに課税をいたすことは適当でございま
せんので、そういう歩引きをいたしましたものは、
他の一般の歩引きの場合と同じようにリベ
ー

トとして、それに対しては課税しないということ
をいたしております。しかし、それが専売法違反
になるといふことはもちろん問題でありますの
で、私どももいたしましては、専売公社に協力い
たしまして、課税は課税、専売法違反は専売法違
反ということで処置するようにいたしておるの
でございます。

○平林委員 大口の小売業者がたばこ専売法に
違反して歩引きをする。税務署はこれを損金とし
て認めて、小売人はその収益がなかったという
こととして収益として認めぬ。つまり違法行為を
認めるといふことになるわけですね。そこで、い
まちよと変わった点は、それはそういう課税の
しかたをするけれども、公社に協力して、そうい
う場合があったときには専売公社に通知をして
おるという趣旨のことをおっしゃったように聞きま
した。つまり専売公社に協力をしておる、こうい
うふうに聞きましたけれども、そういう場合には税
務署は専売公社に専売法違反をやっておりますとい
うことを通知しておるのですか。

○泉政府委員 これは、問題といたしましては、
税務職員は所得税あるいは法人税の調査によつて
知り得た秘密を保守する任務が課せられておりま
す。他方、先ほど申しましたように、専売法違反
があるという場合に、税務職員としてどうすべき
かという点について刑事訴訟法第二百三十九條第
二項の規定があるわけでありまして、従来の各省
間のいろいろの打ち合わせをいたしました結果に
よりまして、税務職員が税務調査の際に専売法違
反を知りました場合には、刑事訴訟法第二百三十
九條第二項の告発義務はないというのが従来の解
釈になっておるのであります。こういった事件に
つきましては、昭和三十八年、たしか私が国税庁
次長をいたしておりましたとき堀委員から御質問
がございました、こういう事件があった場合には
国税庁の課税はそれでいいにしても、専売法違反
ということとは重大な問題であるということであ
りましたので、その後専売公社と国税庁のほうで覚
え書きを交換いたしました、専売公社のほうから

依頼があります場合には、国税庁のほうでそれに
協力して、専売法違反の点については是正をはかる
ように協力をしてまい、こういうことになって
おるのでございます。

○平林委員 国税庁と専売公社との間に協定を結
んで、そういう場合には専売公社に通知をするとい
うお話はわかりました。

○平林委員 専売公社にお尋ねしますけれども、今日までそ
ういふ依頼をして、この問題について実際の行動
に移ったことがありますか。また、行なった結
果、現在の状況はどうなんですか。さっきのお話
からいきますと、どうも具体的に実行しておらな
いように聞こえるのだけれども、いかがです。

○齋藤説明員 これは先ほど国税庁長官から御説
明ございましたけれども、税の申告制度その他い
ろいろな国税庁のほうのお立場もあるように了解
しております。そういう結果、国税庁と専売公
社の間で、この件に関して覚え書きというものが
昭和三十八年にできた。そこで専売公社として、
たとえば特定の小売人が定価外販売をやつてい
るという端緒というものをある程度つかんだ、そ
ういった具体的なケースにつきまして国税庁のほう
の資料を拝見するといったような、その点で御
援助をいただくという覚え書きになっておりま
す。そういうわけで、いろいろと国税庁にお助け
をいただいておりますけれども、どの程度
の具体的な事件がどうなつたかということにつ
きましては、実は手元に資料がございませんので確
かなお答えをいたしかねますが、いろいろとお助
けをいただいておりますことは事実でございます。

○平林委員 専売公社の言うことと国税庁の言う
ことはみな違うじゃないですか。国税庁長官は、
その依頼があった場合にはその協定に基づいてお
知らせする。専売公社のほうに聞くと、国税庁の
ほうがその端緒をつかんだときに協力してもら
う。これじゃすれ違つてちつともその実態をつか
むことができないじゃないですか。

○齋藤説明員 はなはだ説明がまずくておわかり
いただけなかったかと思ひます。おわびいたしま

すが、専売公社のほうで、御承知のとおり監視の職
員がおるわけでございます。定価外販売の取り
締まりということに留意しておるわけございま
す。専売公社の監視の場で特定の小売人が定価
外販売をやつておるといふような端緒をつかま
したときに、その点につきまして国税庁のほうに
資料を見せていただくということを私のほうから
御依頼するわけでございます。

○平林委員 いずれにしても、この問題について
はお互いにしり込みしながら触れ合つていない。
だから実態はつかめない。そこでまたこういうこ
とが白昼公然と行なわれても取り締まることもで
きない。これが実態だと思ふのです。同時に、私
は、たばこ専売法違反というものは従来の一般の
国民の感覚から国税法の違反と同じように考え
る。たばこに税金がかつておるといふ考え方か
ら、国税法もたばこ専売法も国民は同じように受
け取つておる。ところが、実際は大口の小売業
者につきましては、協定はできたかもしれないけ
れども、片一方のほうは、公務員としての秘密の
保持があるからそれはどうも通報できにくい。専
売公社のほうは専売公社のほうで、端緒をつか
んだ場合は協力をしてもらうというようなことで及
び腰である。それで実際はそういう違法行為が
あつても放置するという結果になっておる。私は
ここに根本的な問題があると思ふのです。結局、
現在の専売法からいいますと、これは明らかに専
売法違反です。これは国税法の違反であらうと専
売法の違反であらうと、やはり税についての犯則
という点については変わりがないはずだ。いか
に職務上の秘密があるといつたしましても、たと
えば税務署の職員があるところに調査に行つて、
そこで横領という問題を見つけた。これは職務上
の秘密だから通報できない、こういうしかけにな
るのですか。あるいはその調査に行つたら、た
またま密室において殺人が行なわれていた。職務
上行つて知り得た秘密だからこれは通報できない
ということになるのですか。たまたま調査に行つ
た、そこにいま世間をにぎわしておる放火犯人が

いた。これは職務上知り得た秘密であるからそれは通報できないのですか、極端なことをいえば。職務上の秘密を守るためにできないということであると、結局専売法違反を見つけても専売公社に積極的に通報することができない。こういうことは私はどこが間違っているのではないかと、思うのですけれども、国税庁長官いかがですか。

○泉政府委員 私我先ほど申し上げました刑事訴訟法第二百三十九条第二項の規定は、職務を行なうに際して犯則ありと思考するときは告発すべしという規定になっておるのであります。その職務を行なうにあつたての規定のほかに、もう一つ、「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができ」という第一項の規定があるわけでございます。したがって、いまの殺人とかいうような場合におきましては、何人といえども刑事訴訟法第二百三十九条第一項の規定によつて告発ができるわけで、二項のほうの規定は職務規定になつておるわけであります。この規定は、従来の解釈からいいますと、税務調査の際に専売法違反を知つたからといって、告発しなければならぬという義務はないんだということになつておるわけでございます。

そこで、やはりいま申し上げましたように、専売法違反の事実のときには、専売公社のほうからこういうものについてどうかとお尋ねがあつたときに資料を差し上げて御協力申し上げる。それは、はなはだ不十分ではないかという御指摘だと思ふのであります。しかし、やはり税務職員としましては知り得た秘密を漏らすということ、専売法違反だからいいじゃないかということではなかなかまいりかねる場合が出てまいりますので、いまのような取り扱いにして、できるだけ専売公社が監視の仕事がしやすいように御協力をいたしておるつもりでございます。

○平林委員 国税庁長官、ちよつと私はそこが問題だと思ふのです。いま、酒にしてみればこにしかく税金をよけい取るという法律案が審議をさ

れていります。そうしてその理由は、財政上の理由で値上げをせざるを得ないというのが偽らざる告白ですよ。こういうときに、明らかに専売法違反——あなたと同じ税を取り扱う専売法違反というのがあることを知りながら、それは商取引上のリベートだということで損金に認めてゐる。一種の法違反をあなた方認めておる。これはおかしいんじゃないですか。あなたはそれを認めて、あとは通報すると言つたけれども、さっきの通報の仕組みは、私に言わせればしり抜けだし、完全ではない。やはり税務署は、大口小売り人がそういうことをやつた場合には専売法違反として、定価で販売されたものとみなして更正決定するというのが、税務署が国民に忠実なゆゑであるし、酒やたばこの値上げまでして国民に迷惑をかけるという際には、そこにやはり踏み切るべきだと思ふのですが、いかがですか。

○泉政府委員 御意見は承りましたが、やはり税というものは収益のあるところに、その収益に對して課税するというのが本来のたてまえであると思ふのであります。利益として自分の収入になつていないものに対して、あたかもそれは専売法上は六分の自分の歩合があるんだということで、その六分の歩合があるものとみなして課税する。これはもう裁判になれば一ぺんにアウトになると思ふのです。したがつて裁判になつてアウトになるような課税は私のほうとしてはできかねます。

○平林委員 それじゃ、専売公社にお尋ねしますけれども、専売法で六分のもの、一分で売つても、二分で売つても、三分で売つてもいいというふうにしなればばつじつが合わない。でなければ徹底的にそうしたものを取り締まるということにしなればならぬ。白昼公然と行なわれているのに手をこまねいておるということでは、専売法を守るほうの大將として今度はどうしますか、専売公社はどういうふう処置するか。

○斎藤説明員 確におつしやいましたように法律違反があるわけですが、その違反に對しては取り締まる。少なくとも現実あります以上

は取り締まるべきものでございますし、また、取り締まりをやつておるわけでございます。立法論といたしまして、そういう取引というものが現実にあるわけでございますが、そういうものを合法化するかどうかという問題は、これはまた政策の問題として考える必要があると思ひます。

○平林委員 いずれにしても矛盾をしておることは間違いないと思ふのです。これは国税庁長官も、公平な立場で見れば矛盾をしてゐるということはお氣がついておると思ふのです。腹では、ちよつと問題があると考えてゐるのは、顔色を見ればすぐわかる。専売公社だつてやつぱりそうですよ。白昼公然とそういうことが行なわれていても、実際には国税庁の協力がなければできない。これだけ大口の販売業者が白昼公然とやつてゐることに對して手も出ない。こういうことを許すということになれば、専売公社というのはそれではどういう責任がとれるのか、どうしたらいいと思ひますか。これは総裁とか政務次官、どうしたらいだらうなどというのをちよつとお知恵をこの際出すべきでしよう。矛盾したことをお互いに認めながらほうっておく手はない。どういうふうにしたら解決できるとお考えになりますか。もちろんわれわれも意見はあります。ありますけれども、ひとつ専売公社の総裁並びに政務次官、それぞれどうしたらいいか、お答えを願ひたいと思ひます。

○牧野説明員 ただいま平林先生の御指摘になりました点、これは最近、昔と違ひましてパチンコ屋というふうなものが非常にあちこちにできまして、景品としてたばこを出すというふうなことから起きた問題でございます。ただいま御指摘のありました専売法自体が、昔、あちこちに店を持ちまして、それで直接吸う方が幾つかずつ買いくるというのを前提にいたしまして制度ができておりますが、それがそのまま現在まで大筋として

は続いておるという形で、そこへ御指摘のありますような新しい商売、新しい取引のよ

うな形ができてきますと、その間にいろいろ矛盾が起きてきて、私どももいろいろ検討しておりますが、実はあつちへ行こうとすればあつちの問題があり、こちらへ行こうとすればあつちの問題があるというふうなことで、正直申しまして非常に検討に苦慮しておるところでございます。事態もおおいにわかつてまいりました。私どもも何とかこれは早急にはつきりした処置をとつて、それでパチンコというものの自体は、これは庶民の娯楽として現存するもので、そこでたばこが景品として出るといふことは、これは何もけしからぬことでも何でもありません。ごく普通のことでござい

ます。私どもも専売の制度とパチンコ屋の娯業、庶民の娯業というふうなものがもう少し合法的に結びつきますように、ただいまいろいろ苦慮しておりますので、なるべく早い機会に結論を出しまして、何らかの方法を講ずるようになつてまいりたいと思つております。

○倉成政府委員 私ども実態をよく把握しておりますので、ここで確定的な御意見を申し上げるわけにはまいりませんけれども、やはりたばこ専売法をつくりました過程においては、こういうことを予想してなかつたと思ふのです。したがつて、新しい事態に即して、やはりこれは法律をもし改正する必要があると改定するといふように、実態とたばこ専売法の目的、また精神といふものをどう調和さしていか……（発言する者あり）そういうやり方は実態とたばこ専売法との調整をとるべきだといふ意見でございます。

○平林委員 私は、やつぱりいつまでもこの問題をほうっておくといふのはおかしいと思ふ。いま不規則発言があつたように、専売公社も検討するといふ約束をしておるわけですが、いまだにそれをやつておらないといふのは間違ひです。私はやつぱりこれは、いまの場合には、国税庁は定価販売があつたものとみなして課税をすべきだ。あるいは酒やたばこを値上げして、税収が足りないなら、ないといつて一般国民に迷惑をかけていながら、専売法違反といふのを承知しながらこの措置を

とつておるといふのは矛盾がある。それからもう一つ、専売公社でもちゃんと小売り手数料という歩率をつくつておる。それならそこを検討しなればならぬ。これはあとで私やりますよ。実態に即して直すなら、そういうところも検討しなればならぬ。もう一つは、この専売法の取り扱いについて、大口のこうしたものに對してこんな状態でほうっておきながら、次に私は問題を提起するつもりでありますけれども、一般の國民に對しては専売法が非常に脅威的になつておる。こういうことを放置しておるといふことも私問題だと思ふ。これはひとつ近い将来にその結論を出すといふことを約束してもらいたい。

○牧野説明員 近い将来に結論に到達するようにいたします。

○平林委員 もう一つ問題は、いま総務理事からお話がありましたように、また、政務次官も述べられたように、パチンコ店というのができて、小売り業者が大量にそのパチンコ店に品物を流していくという事態はかつて想像できなかったことと、これが新しい事態において再検討を余儀なくされておるといふことになるのはわかるのであります。最近、このパチンコ屋さんも方々からたばこを大量に買入れ、何十万も買入れ。このために、たとえばその地域のたばこの小売り屋さんから買うのではなくて、わざわざ遠距離から買つてくる。東京のパチンコ屋さんだつたら、埼玉県からもあるいは神奈川県からもあるいは買つてくる。一面、こうしたたばこの販売についてはたばこの消費税というものが設けられておりまして、各市町村、各府県における責任者は、できればその地域でたばこを買つてくれれば、その地方財政に占めるたばこの消費税の割合が多くなつて財政も豊かになるから、できるだけ皆さんこの地域で買つてくださうといふことをやっておる。ところが、大口の消費者は、そういうことにおかまいなしに、リベートをたくさんくれる、専売法違反であるが何であらうか定価を引いてくれるところへ買い付けに行きますから、そういう

ところがあればどこへでも買い出しに行く。また、そのあべこべに、たばこの小売り屋さんのほうもそうです。わざわざトラックでもつてそこへ届けでやる。こういうようなことはいまでも行なわれているのですけれども、これについては一体どう取り扱うつもりであるか。

○斎藤説明員 確かに先生の御指摘になりましたような事実がございしますが、たとえば東京都内あたり何区から何区、A区の小売り人がB区のパチンコ屋にたばこを届けるというようなことは、東京都内の実態として、お互いに密接した区分のつげにくいところでごさいます。なかなかそのことを防ぐといふのはむずかしいわけでありまして、極端な場合には、かなりほかの県に、あるいは数県飛んだ先の県にこういう取引を通じてたばこを販売するといふような事実があるといふことは承知しております。

そこでこれは、私も専売公社のほうでそういうことに對して規制をするという手は実はございせん。地元の出張所あたりの事実上の指導、あるいは地方消費税確保の立場からいたします地元府県なり市町村の指導というようにすることにまつよりしかたがないのじやないかというふうに思っております。

○平林委員 これもおかしい話です。自治省はこのたばこの消費税というものが府県に与える影響というものを十分御承知だと思ひますが、いまのような事態が行なわれていることに對してどういうふうに処置したいかとお考へになつておりますか。

○松島政府委員 たばこの消費税は小売り店所在の市町村あるいは府県でもって徴収することになっておりますが、たばこの売り方について県や市町村が指導をするというようなわけにはまいりませんので、その問題につきましては、やはりたばこ専売を取り扱つておられるほうにおいて適切な御指導を願ふことがいいのではなからうかと思ひます。

○平林委員 地方消費税という制度を設けた理由

は、その地域のたばこの消費があつた場合に、ある率に應じて地方財政を助けるという意味で消費税制度がしかれておる。ですから、本来まさかトラックであるパチンコ屋に卸す——いや、卸という制度はないのだから、大量に販売をするというようないふことを想像しなかつたと思ひますが、現実にはそれが行なわれているわけですが、現状にはそれが行なわれているわけですが、そうなる、どこからでも買つていいということにはなるかもしれないが、一面消費税という制度を設けたことから見ますと矛盾しておるわけですね。これはやはり新しい事態に即して何か解決しなければならぬ。それでは解決の手は何もないかといふと、必ずしもそうではない。たとえば最近のパチンコ屋さんといふのは非常に数が多くなつて、全国至るところたくさんありますし、その消費といふものも、あとで御ねしますけれども、たいへんな額になるだろうと思ふのです。こういうことになつてきたならば、たとえば大口に買つたといふ場合には、その住所、氏名くらいは——これもたいへん問題で、あまりこまかい個数にするとも國民に迷惑をかけますけれども、しかし、何十万も何百万も買つていくといふような場合には、やはりその買手がだれであるかといふことをチェックするくらいのことでも小売り店にある程度義務づけるというようなことも必要なのではないだろうか。そういうことをやれば、先ほど国税庁長官は専売法違反といふことを知りながら脱税を助けておるようなことを言つておるが、そういうことが今度は不可能になつてくる。専売公社もそれを知りながら手をつかぬておるということとがなくて、それを通じながらチェックすることと可能ではないだろうかと思ひます。私は、いまここでちょっと知恵を出したにすぎませんけれども、あなた方はこういう事態に即応してどうすべきかといふことは絶えず御研究になつておると思うのです。これも私は前々から結論づけるように言つておいたのですけれども、どういふふうにするつもりか。全く知恵がなくてきょうここに臨んだのですか。何か意見があつたら、どういふ

ふりしてこの問題については取り扱うかといふ見解を述べてもらいたい。

○牧野説明員 いろいろない知恵を出しまして検討はいたしておりますけれども、やりたいといふ、こうやたらどうかといふ案は実は四つ、五つございしますが、それぞれいろいろ障害がございましてなかなか最終的な案といふことに至りませんで本日ここに臨んだような次第で、まことに申しわけないと思つております。早急に勉強いたしたいと存じております。

○平林委員 私は、この問題が提起をされて依然として放置されているといふことは非常に怠慢だと思ふ。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

専売公社の総裁も、これは渡辺委員にもお約束なさつてはいます。いまだにこの結論をつけないで、——私もこの問題についてきょうは結論をつけたといふことで、内々専売公社に研究するようにといふことを要請しておつたわけなんです。はなはだ怠慢じやないでしょうか。公社の総裁の御見解を伺いたいと思ひます。

○東海林説明員 平林さんから非常に怠慢じやないかといふおしかりを受けたのですが、そう言われますと、まことになんでもございですが、研究しているといふことで、まあ、いま牧野から申し上げましたようにいろいろな案がございします。ございしますけれども、これがきめ手になる、絶対にいふのだといふような案は出てこないものであります。今日まで延びております。でありますから、たとえばパチンコをやるところをそのまますべて小売り店と認めたらどうかという考え方も出てくるのでありますけれども、そうしますと、これは問題がまた広がつてまいりまして、パチンコ屋だけじゃないといふことになりまして、それらの点を考へて、これはぜひぶんにちがつかつていふじやないかといふおしかりは仰せのとおりであります。どうか一日も早くひとつ結論を出すように努力さしていただきたい、かように考へております。御了承願ひたいと思ひます。

○平林委員 いずれにいたしましても、この問題がいままで放置されていることはまことに遺憾なことでありまして、お話しのとおり早急に結論をつけるべきだと思います。

そこでもう一つ、こうした問題をそのまま放置して、矛盾をそのまま野放しにしておきながら、一面、たばこ専売法の誤った解釈と運用で罪のない人間が罰せられていくという問題、これも渡辺委員がかつて指摘をしたことがございますが、私も、たばこ専売法が新しい時代に進んでいく、新しい時代に即応させるというためには、現在のたばこ専売法をただいま申し上げました観点から見直していかなければならぬというふうに考えておるわけでありまして。現在の状況であります、このたばこ専売法の誤った解釈と運用で、多くの国民がたばこ専売法そのものをおそれ、日常生活におきましても不当な拘束と、いわば一種のふかしな慣習に置かれておるといふ現状を私は是正をしなければならぬ、こう思うのでございまして、次の点を提起をしておきたいと思うのであります。

それは、われわれが日常生活において、喫茶店でコーヒーを飲んでおる、あるいはレストランで食事をしておるといふときに、たばこがほしくなる。結局、たばこを買ってきてもらいたいというところで、その女の子に用を頼む。そのときに女の子はまず現金を要求しますね。そうして、しかたないから食事をやっておる間にふところからさいふを出して、ピースを二つ買うならば百円玉を出して、それで買ってきてくれ、しばらくたつて買ってきまして、おつりを二十円くれる。チップをやるかと思うと、おつりながって手を出しませんわね。御苦労だからといっておつりは要らないよと言っても、いや、これは違反になりますからと言う。たばこ専売法はそういう形で国民の日常生活において一つの拘束、ふかしな慣習の中に置かれておる。また、われわれが国会においても、普通の場所においても、会議をしていたばこを買ってきてもらう。この場合も、ピースを

二つ買ってきてもらって百円渡せば、これは厳格に言えば専売法違反というところでやられます。かつて渡辺さんも言っておられましたけれども、人にたばこを買ってきてもらって、それにおだちんを出すと云うのがなぜ悪いのだ、こういう疑問を呈せられなければならぬ、そのとおりだと思ふ。旅館や料理屋でお客さんがたばこがほしいということになる、そのお客さんはやはりお金を出して買わなければならぬ。かりに女中さんが、しよつちゅうたばこを請求されるから、自分で百でも二百でも買っておいで、それをお客さんが来たときに、これは税金かかっておらないわけですから販売というわけじゃないけれども、その人に譲るわけですね、その代償としてお金をもらう。こういうようなことを実際として行なわざるを得ない。それを反復して行なえば、いまの裁判所は、これは専売法違反だといって罰則を加えるわけですね。こういうような事例があるわけございまして、私は、この現在の専売法というものが国民生活から見た場合非常な矛盾、そうしてふかしな慣習、そしてまた、時代に合わない拘束をしておるといふように思うのですけれども、この問題については、専売公社はその後どういう検討をして、どういう結論に達しましたか。

○斎藤説明員 旅館あるいは喫茶店、料理屋あたりはたばこの買い置きでございまして、いみじくも先生が御指摘になりましたように、たまたまお客からたばこがないかと要求されますと、そこでお客からお金をもらいましてたばこを買ってくる、そういった取り次ぎをするわけでございますが、旅館、喫茶店あたりでたばこを買い置きいたしまして、それをお客さんにサービスとして提供するというものは、さつき申し上げましたように、た取り次ぎの発展したものというふうに考えております。したがって、実は最高裁判所の判決もございまして、旅館とか料理屋あたりでお客様の便宜のためにたばこを正規の小売り店から定価で仕入れまして、そうして定価でもってお客様に提供するというような場合に、それもそういうい

た必要最小限度の行為をやっておる場合、そういうものは専売法にいう販売というもののじゃないのだ、そういうものを取り締まるのが専売法の趣旨ではないというふうな判決がございまして、その趣旨にのっとりまして、公社といたしまして、そういうものを取り締まりの対象とはしないことにいたしました。

○平林委員 それじゃ、こういうことですか。あの旅館、大きなホテル、そういうところで接待をする人たちがいて、当然お客様からたばこないかと、こう言われますね。それをしよつちゅう日常、たくさん不特定のお客さんが来て請求をしますね。そのつど買いに行つたんで、はともめんどくさいから、百でも二百でも買っておきまして、定価で、ピースなら四十円、ハイライトなら七十円、これで売る、毎日売る、そうして連続して売る、これは罪になりませんか。

○斎藤説明員 これは売るといふ場合、私どもの立場から申し上げますと、たとえば旅館なり喫茶店なりにはたばこの売り場というものを置きました、あるいは陳列というものをしまして、別にその施設と申しますか、そういうもののあるものは販売をしておるといふような考え方というものをとっております。したがって、不特定多数のお客さんの前にたばこを見せないで置いておきまして、お客様の注文がありましたときにたばこを提供するというふうなものは取り締まる必要はないのだというふうに思っております。

○平林委員 お客さんの見えないうちに買っておいで定価で売つたらいいけれども、表に出して売つちやいかぬというその理屈がおかしいのですよ。たとえばお酒などは、普通の小売り店で税金を取つちやええ、あとは料理屋へ行けば、それを二百円で売ろうが三百円で売ろうが自由と同じように、もう一たん、たばこを買つてきた瞬間に一般の消費者はその小売り店に税金を納めてしまったんだから、あとはそれをどういふふうにか売ろうと、それはかつてじゃないですか。見せちやいかぬ、隠れてやるならいいというふうな理屈はちよつ

とおかしいと思いませんか。これは専売公社副総裁あたり、知恵のあるところどうですか。

○佐々木説明員 平林先生御指摘のような込み入った問題がありますので、そのような場所につきましたは、出張販売というのを認めることにいたしました、そのような方法で解決することにつとめておる次第でございまして。

○渡辺(美)委員 ちよつと関連質問を申しわけないがやられてもらいます。

あなたの言うことは間違っています。それは根本的に間違っている。たとえば、専売公社は均一の価格で均一の品物を売らせるのだ、そのために全国統一した値段をとらせるんだ、それに違反をした者は違反なんだ。だから料理屋や旅館がピース四十円で買つてきて四十円で売つても、それは処罰しないんだ。こういうのは説明なんだ。きょうの説明は、隠れて売ればいい、表へ出さなければいい。そういうふうにとるときき変わつてはいかぬです。

もう一つ、大量に品物を買えば——先ほど言つたように歩引きで買つておる。歩引きで買つて定価で売つたらもうかるじゃないか、違反じゃないか、逆説的にいへばそういうことになりまして。それをどういふふうにして説明しますか。歩引きで買つて——歩引きは認めておるんだから。二十億近くも売つたがあるんだから、一つの小さい店では何億と売つたがあるんだから、そういうのは歩引きで売つておるんだから、これを買つて定価で売つたらもうかるじゃないか。これはどうしますか。

○斎藤説明員 いま渡辺先生の御質問がありまして、た、歩引きで料理屋あるいは旅館が買ひまして、定価でもってお客様に売るといふ場合、この場合は確かに法律違反の問題があります。と申しましたのは、正規の小売り店から定価で仕入れまして定価で売ります場合、しかも例を陳列するとか申しましたので誤解があると思ひますが、要するに販売するのだという姿勢を表にあらわします場合には、私どもはこれが販売行為だというふうに解

釈をいたしまして取り締まっております。ただ、お客さんのほうから要求があった場合に、たまたま買つてあるたばこを出した場合には取り締まらないうことを申し上げたわけでありませう。

そこで、歩引きで買ひました場合、歩引きで売ります小売店のほうには定価外販売でもって違反になります。それから買ひましたほうの料理屋でございませうが、料理屋がかりに安く買つたものを高く売つたという事になりました場合には、おそらく裁判所は、それはさつき申し上げましたように、公社または小売店でなければたばこの販売をしてはいけないということになっておりますので、そういった利益をあげながらお客にたばこを提供するという行為が起りますと、裁判所は、これは販売行為ということで処分するというふうなことでございませう。

○平林委員 これはもうお話にならないのだ。大體裁判所のほうが間違えてゐるんですよ。きょうは私は、もう大臣も見えられて、これ以上この問題についてやれば、あと一時間くらいかかるわけであるかという基本的な問題からいかなければいけないですよ。そして、たばこの専売法というのは、税金を取る一つの便宜のためのいろいろな規定を設けた法律ですよ。だから、一たんたばこの小売屋さんを通じて専売公社がたばこ屋さんにたばこを売つて、そして小売屋さんが国民に販売をすれば、もうそれで専売益金というのは国家に納まつてしまふんだから、あと国民に渡つた品物は、いわゆる中古品であるし、消耗品であつて、どういふふうにして販売しようが自由だ。酒がそうでしょう。酒だつて一定の税率で買つたものを、あと今度は喫茶店あるいは料理屋で二百円で売らうが、三百円で売らうが、それは営業行為として取り締まらないうわけですよ。たばこも同じことなんだ。たばこ専売法というのは、一種の国家収益をあげるための法律なので、一度買つたたばこは税金がもう納まつてしまつてゐるのだから、専売法の目的は達しておる。今度は国民の

ほうの手に渡つたものを追いかけて追いかけて回して、それを罪にして処罰するということは、そんなことをしなかつたていいですよ。裁判所がそれはいかぬだなんて罪にする、そのことが間違ひ。

私は専売法はこういう意味では時代に即応してものを考へていかなければならぬ点があるから、これは考え直さなければいかぬということを申し上げておるわけでありまして、これはあと、この問題だけやるといふと、少し専門的になつてきて、一時間ぐらゐでは終わらないものだから、大蔵大臣のほうの問題に問題を移し、私は、この問題の問題は留保しておきます。そして、なおこの問題についての結論がつくまでもう一度専売公社、あるいは今度法制局もちよつとお聞きしたかつたのですけれども、もう一度やらせてもらひますから、委員長もひとつ御承知をいただきたいと思ひます。この質問は留保いたしておきます。再度やります。

そこで大蔵大臣にお尋ねをいたします。大蔵大臣、今度たばこ酒の値上げをする法律案が提案されておるわけでありませうけれども、これは結局財政収入を確保するためにこの法律案を提出したと私は理解をしておりますけれども、いかがでしょうか。

○水田国務大臣 財政収入を確保するという、むしろ目的からであります。

○平林委員 その財政収入を確保するために、まあいろいろのことにはあるけれども、やむを得ず提案をしてきた。そしてまた税制調査会も、先ほど同僚委員の質問に答へまして、まあ理屈はいろいろあるけれども、結局、財政収入がどういふやうなときには、ほかの理屈もいろいろつけて提出をしておる、そういう答へをしたという趣旨の答へをしておりまして、大臣が答へになつたやうに、たばこ、酒は財政収入を確保すべく提案をしてきた、ちゃんと提案理由にも書いてあるのだから間違ひないと思ひます。

そこで、製造たばこの分だけ、きょう私ちよつと質問をしますけれども、この製造たばこの価格

改定によつて幾ら増収をはかるうとしておるわけですか。

○水田国務大臣 五百五十億円。

○平林委員 五百五十億円。専売公社は大体総売り上げ額は、予算書を見ればわかつてゐるのです。念のためにこの五百五十億円増収をはかるための総売り上げの目標は幾らになっておりますか。

○牧野説明員 七千二百七十一億円ということになります。

○平林委員 二億円じゃないですか。

○牧野説明員 いまちよつと端数を切り捨てましたので、四捨五入いたしますと二億円になります。

○平林委員 財政収入を得るために専売公社は四十四年度の予算で七千二百七十億円を売り上げ、そうすれば増収五百五十億円になる。そこで、専売公社に専門的にちよつとお尋ねをしますけれども、今度のたばこの値上げをいたしますと、国民からはかなり抵抗があることは、この法案審議のときにおいでになつてお聞きしたにわかと思ひます。あまり国民としては賛成しないわけですよ。しかし、政府のほうは、財政収入を得るために値上げの法案を出してきた。国民のほうは、どうもいろいろな物価が上がつてくるときに、たばこ代の値上げもたいへんだ。これは率直な感じであります。そこで私は、今後たばこの改定によつて予想される消費動向というのは、かなり違つた面があらわれてくるだろうと思ひます。どういふふうに変つてくると御判断になっておりますか。

○牧野説明員 今度定価の改定を五月一日に一応予定しておりますが、こういうことをいたしますれば、まず第一に販売されます数量が、定価改定をいたしませんで普通に売つております場合と比較いたしますと減るだろうといふことを予想しております。この数年間、前の年に比べまして大体六%前後販売数量として伸びております。これが私どものたゞいまの一応の推定では、値上げによりま

してかなり落ちるんじゃないかといふふうに見ております。

それからその次に、値上げをいたしますと、やはり負担がどうしても重くなりますので、高いものから比較的中級のものへ、あるいは比較的中級のものから比較的下級のものへといふふうにかなり販売される銘柄が動くんじゃないか、大體そういう現象が起きるといふふうに考へておるわけでございます。

○平林委員 たばこの価格改定、つまり値上げによつて消費動向にあらわれる問題は、まず第一に販売数量の減少があるだろう、第二に下級銘柄へ転移するだろう。しかし、それにもかかわらず七千二百七十二億円はだいたいよくと御判断になつておりますか。

○牧野説明員 私ども、実は専売公社が昭和二十四年に発足いたしましたから、幾つかの銘柄はその後値を下げたことがございます。二十六年まで幾つか下げまして、それからあとほとんど安定しておりました。現在まで定価の引き上げというのは、中途で一度ピースという紫色のたばこですが、あれを五円上げて、売れなくなつたので、またすぐ下げたといふことがあるだけでございませう。私どもとしては、値上げといふのを一般的にやるといふ経験、これがしつこく最近の時点に於いての経験といふのがございませぬので、やむを得ず昭和十一年に日本で昔上げた例、あるいはフランス、イタリア、イギリスその他の国でわりあいによくよく上げてゐる国もございませぬので、そういうやうなところの消費動向といふやうなものを見まして、ただいま先生おっしゃいましたやうな数字をはき出しておるわけでございます。これは私どもとしては相当な努力を要するといふふうに考へておりますが、ぜひそこまできくようにいたしたいといふふうに考へております。

○平林委員 結局、販売数量の減少や下級銘柄への転移は、新しいフィルター製品を発売したり販売努力を傾注する——今度小売店の数をふやすとかいふやうなことをして販売努力を傾注して、

とにかく七千二百七十二億円は確保しようという非常に苦しい実情であると思ふのであります。

そこで私は、大臣にお伺いする前に舞台をつくっておかねければいけないから、ほかのいろいろの問題をちよつと聞いておきますけれども、現在、昭和四十二年三月三十一日までの販売の見込数がもう出たと思うのですが、販売実績は幾らになりましたか。

○佐々木説明員 端数のほうは若干なにあるかと思ひますが、千九百四十九億本強売れているものと見ております。

○平林委員 お金で言つてください。

○佐々木説明員 六千二百三十億円強売れているものと考へております。

○平林委員 六千二百億ですか、間違ひないように言つてください。私の知つてゐるのは六千七百十三億。

○佐々木説明員 速報によります数字は、定価で計算をいたしまして六千二百三十一億円と見てゐるわけでございます。

○平林委員 その数字は間違ひありませんか。

○牧野説明員 こまかいところは多少違ひかもしませんが、速報でございますと、六千七百億というふうな数字ではなくて、六千二百三十億前後の数字は動かないと存じます。

○平林委員 私が専売公社に別な資料を要求したときには、たばこの小売り手数料の説明の資料ですが、六千七百十三億円となつておりますよ。国会でいまお話しになるのと違ひじゃないですか。

○佐々木説明員 販売の実績の速報は、最近参りましたばかりでございますから、先生に手数料の御説明をいたしました見込みで申し上げたかもしれないと思ひますが……。

○平林委員 見込み額が五百億円も違つたら困りますよ。

○斎藤説明員 平林先生の御指摘になりました六千七百億程度の数字と申しますのは、おそらく定価改定が行なれない場合の本年度見込みの数字ではないかというふうに思つております。

○平林委員 定価改定が行なれない場合の見込み額、こういうわけですか。

○斎藤説明員 確かなことは覚えておりませんが、おそらくそういう数字ではなからうかと思つております。その六千七百億程度に五百億程度を加えますと、七千二百億程度にならうかと思ひます。

○平林委員 そうすると、もしも定価を上げなければ、喫煙層の増加あるいは販売努力の傾注、新しいフィルター製品の発売、そういうものをやつて六千七百億円くらいには達する、こういう御説明ですか。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

○斎藤説明員 先生のおっしゃいましたとおり、定価改定が行なれない場合の販売見込みの数字は六千七百十三億円というふうに計算しておつたと思ひます。

○平林委員 それでは、この問題はどの程度にしておきましょう。

ただ、かりに今度無理してたばこの値上げをして、財政収入を得るためということとで七千二百七十二億円の見込みを立てた。しかし、たばこの値上げをしなくても六千七百億くらいまでは伸びる。いま政府のほうでは、たかだか五百億円の増収をはかるためにたばこの値上げをしたということになると思ふのです。私は、販売見込み数をもつとはつきりしてれば、さっきの六千二百億円は、もつとずつとふえてくることになれば、またこの数字も違つてくると思ひますね。そうすれば六千七百億円かあるいは七千億円くらいになるかもしれぬ。政府は何を好んで国民のたばこを値上げして、そうして税収の確保をするのか、こういう疑問があるわけなんです。そんなことをするから、先ほどの販売数量の減少や大衆銘柄への転移、そして販売努力の傾注をしなければ確保ができぬ。たばこの値上げをしなくても、少し足りないかもしれぬけれども政府が予定する程度のたばこの売り上げは確保できる、こういうふうに私は考へるのであります、こういうことをしてま

で大蔵大臣がたばこの値上げをしなければならぬということとは、どうも私も理解できないし、国民も納得しない。大蔵大臣は私に向かつて、たばこの値上げをして人のふところをねらうようなけちな財政はしませんよ、ということをや昨年答えたことがありますが、とうとう大蔵大臣はけちな財政にこしは踏み込んだことになるわけですね。いかがですか。

○水田国務大臣 昨年はたばこの値上げは私はしない方針でいしましたが、本年度は、いま御審議願つてゐるような形で値上げをすることにいたしました。もうすでにいろいろ説明されておると思いますが、ことしの予算編成では一番問題になりましたことは、税と公債発行の問題でございます。公債の発行を減らさないで減税を多くするか、あるいは減税がある程度犠牲になつても公債発行を削減するかという財政政策の面で私どもは選んだ結論は、結局、ぎりぎりの線まで減税を犠牲にして公債発行をことし削減することが、国際収支の問題を控えた予算の編成方針としてはオーストリアの如きかたである。こういうことでやつたわけでございますが、さてそれじゃ減税をしないかといひますと、なかなかそうはいきません。税制調査会の答中にもございしたように、そのままにしておけば増税になる税がございしますし、また、そのままにしておけば税の負担が相対的に減るといふものがあるのですから、これはやはりそういう性質を持った両税を調整することがいいんだ。したがって、所得税はこの際必要に応じて下げるといふかわりに、相対的に税負担が減つておる酒、たばこの値上げに踏み切るべきであるという意見に今年度は遺憾ながらわれわれは従わざるを得なかつた、こういうことでございします。

○平林委員 いろいろの理屈はつけるけれども、結局、去年私に、人のふところをねらうようなけちな財政をしない約束をしたことが、けちな財政になつたといふことですよ。人のふところをねらうようなのはあまりいいことじゃないですよ。

しかも水田さん、十三年間上げなかつたたばこを値上げした大蔵大臣というお墨つきをあなたもはらうことになるのですよ。まことにけちな財政といわなければならぬ。しかも人のふところをねらうなんというのはいさぐさと思ふのです。日本における喫煙層、それそれそのふところをねらわれたほうは政府に対して非常な恨みを抱き、これは大蔵大臣、やはりもうえらいあなただの黒星として、こういうことを出してゐることにすると後悔をすることがあると私は思ふのです。しかし、時間もないからこの辺にしておきましょう。

最後に、私お尋ねしたいことは、たばこの値上げをするに際しまして、先ほど問題にいたしましたように、小売り手数料というものは、いまいろいろの制限をつけて一〇%です。大体全国の小売り店の過半数以上の人々が小口の小売り店ですから、一〇%の手数料をもらう。それからある程度の限界をつけて八%、六%と、こう区分をされておりましたけれども、そのままほううておくと、たばこの定価が上がるわけですから、たばこの小売り屋さんそのものには、その分だけふとこるぐあいがあるといふことになるわけでございますね。たばこの小売り手数料について専売公社はどんな考へを持っていますか。

○斎藤説明員 けさほど副総裁からも御答弁申し上げたと思ひますが、先生御指摘のとおり、たばこの定価が引き上げになりました、現在の割引歩合と申しますか、手数料料率をそのままにしておきますと、自動的に小売り店の手数料額がふえるといふことに相なります。しかしながら、このたばこの定価引き上げ、定価改定と申しますのが、いわば増税といふことでございします。そのために小売り店が自動的に手数料がふえるといふのは、いろいろ問題があるかと思ひます。ただ他面、定価引き上げといふことによりまして、小売り店の負担と申しますか、直接負担になりますのは、たとえば金利の負担がふえるといつたようなこともございします。あるいは一般的に、値上げになりました場合には、先ほど総務理事から説明申し上げま

のときにいろいろ複雑な手数をかけるから、その分については別途考慮しているじゃないですか。そんなものは理由にならないのですよ。十月実施の慣例できたやつを五月でやっただけのことには次に控えているものがあるからですよ。大体圧力団体に屈して、そうしてそういうことをやる、それが財政硬直化の原因である。大蔵大臣はこのことについてはよく身にこたえて、とにかく選挙を目当てに何かをするとかというふうなことはなるべく避けなければならぬという決心をされておるはずだと思ふのですよ。そういう前提のもとに一般の国民に対して犠牲を求めるといふ態度がなければ、国民は納得しない。私はこの販売協同組合の大将というのはいさだか知っていますよ。そしてまた、次の参議院選挙にも立つという事も知っているわけですよ。いろいろな動きがあつて、そして足して二で割る。十月実施であつた慣例を破つて五月に急遽持つてくる。においがふんぷんとするじゃありませんか。私はこういう政治的な姿勢を改めることが大事だということをかねがね主張しておつた。やるならもつときれいにやつて下さいよ。大蔵大臣、いかがですか。

○水田国務大臣 今回のこの措置を全くわれわれは選挙を考へてやっているのでございせん。

○平林委員 選挙をやっているのじゃないと……しかし、こういうふうには、たばこ手数料、まだ発表もしていない、告示もしていないのに、「来たる五月一日からたばこ値上げに伴い、その手数料を次のように調整します。この方針は来たる五月から来たる三月まで、十一月間限りです。一、売り上げ月十五万までのお店は従来どおり一割」いま私が指摘したようなことをずっと書いて、「このようにして売り上げ十五万以上二十五万までのお店が損をしないよう、十一月間に最高八千二百五十円から最低七十五円の調整金を差上げます。国会にて」云々、名前は言いませんよ。名前は言わなければいけません、少なくとも閣僚の経験者たる者が、まだきまつてないのをこういうふうにしてやっている。言わずと知れた、これは選挙目当て

に考へてやっているとこの一つの実例じゃないですか。閣僚の経験者までがこういうことをやっているとすよ。まだきまつていないことを、すでにこうする、つまり選挙目当てに圧力団体に屈して、そうして一般のたばこの小売店消費者みんなが負担をしなければならぬ、それを押しつけているようなときに、一面においては得をする小売り店がある。私は、得をするといつても、そのうち八〇%に及ぶ少額の小売り店には従来どおり一〇%でもいいのだから、これはふえるのは必然的にふえるのだからやむを得ない。これは目をつぶつてもいいけれども、大口の小売店の中には、せつかく六分ときまつておるのに、歩引きをしてまでやっていると商慣習であり、国税庁もそれは認めている。そういうようなところまでこつていろいろ措置を均てん化していく。そして足して二で割るようなやり方をする。また、まだきまつていないのに、自分の選挙区には、こういうふうなきまつたものと、まるででてえがこれに差上げますよというのを、小売り店にはあつたばらまく。こういうようなことが、いま日本の政治の中で財政の硬直化を来たした政府の責任だと思ふのです。したがつて、私は、この問題については、いままできまつたやつを再検討してやるくらいなことをして、国民にそういう批判、疑惑を生ませないようなことを態度でもつて示す、それが必要だと思ひます。どうでしょうか。

○牧野説明員 いまお話しの中でちよつと誤解があるのじゃないかと思ひますので、一言だけ申し上げますが、五月一日から実施するという案になつておるのも事実でございます。従来十月をどうして五月からにするか、これは五月に定価が改定になりますのでそういうわけでありまして、ほうつておきますと、五月から九月までの間、今度の、ただいま先生の申された案が率を下げる案でございますから、それまでの間、十月まではうつておけば、むしろ小売り屋さんによけい手数料がいくという形になるわけでございます。

す。それを下げようという案でございます。五月一日定価改定と同時に実施したいということでございます。それから、いま読み上げられましたはがき、これは少なくとも専売公社が出したものではないと思ひます。

○平林委員 私は、十月から五月にしたというところは、本来であれば公社は今まで二年ごと二年ごとにやっていると十月としたいところでしょう。しかし、その五月にしたというところは――それはあなたは五月に改定だから五月だ、こういう理屈が立つかもしれないが、世間はそういう見方を見ません。これはやはり参議院選挙の関係があるんだ、だからちよつと早くしたなという見方をしますと言ふんですよ。いかか悪いかは別ですよ。しかし、そういうようなことを避けるべきではないか、今回の場合には特にそれを避けるべきではないか。もし直すならば、最近の世情にかんがみて、私は公平な分配のしかたをすべきだ。四十億を足して割つて二十億に無理に合わせるから、一〇%を九・五、七・五、五なんということになるんですよ。これは検討し直せば、私、いい案を持つてゐるのですよ、ちよつと二十億円になるような案を。もしどうしてもそれだけあればというのなら、もっと冷静に、小さな小売り店にはある程度メリットがいく、しかし、最近の事情でもつて、世間から指摘をされたものについてはこれは再検討するというような反省、それに基づいた態度があつていいんじゃないか。私は、はがきを出したのは専売公社だと言ひませんよ。これは政治家だ、閣僚の経験者の政治家である。こういうようなことがまずいと言ふんですよ。だから私はこの問題については、たとえ小といえどもやはりお互いに国民から疑惑を受けない――あなた方はたばこの値上げを受けるようなときですから、少しでもそういう批判を受けないような形でもつて処理をする、それを選挙に利用するような者があるというところはまことにけしからぬことだから、それはひとつ態度であらわすよ

うなことをしたらどうですかということを言つておるわけですよ。大蔵大臣どうでしょう。

○水田国務大臣 この合理的な配分、歩率の調整については、これは十分公社に検討してもらいます。

○平林委員 大臣、十分検討するとおつしやつた――それじゃやういふお話がございましたから、一応質問を終わらしていただきます。先ほど留保したのはいつか適当なときにやらしてもらいます。

○田村委員長 平林君、政務次官が何か発言を求めています、いいですか。

○平林委員 いいです、いいです。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

○渡辺(美)委員長代理 村山喜一君。

○村山(喜)委員 だいたい夜もふけてきましたので、簡潔にやりたいと思ひます。

まず、大蔵大臣にお尋ねをいたします。専売公社の諸君がわれわれのところへやつてまいりましていろいろ説明をするのには、当初、四月の一日に法律の施行をして、五月一日から値上げを実施しなければならぬ、一カ月間の猶予期間というものが必要である、そうしなければ事務的に処理ができません、こういうことをわれわれに説明をして回つたのであります。ところが、いまの形でまいりますならば、参議院で成立するのは大体十九日ごろになるのではなからうかとわれわれは思ふのであります。その場合に、一カ月間の猶予期間が必要であると説明をして回りましたが、それが五月一日から値上げが実施になるというところになるならば、前に説明をして回つた諸君の説明が、これはうそを言つておるのか。もしそういうふうな最初の説明が正しいとするならば、これは五月一日実施ではなくて、五月の十九日ごろから実施をするということにしなければならぬと思ふのであります。そこで、先ほどの説明によりますと、去年の七月末で十八万八千七百六十七人の小売り人がおる。これにずっと在庫の手持ちの分についても証紙を張つて回つたりいろいろしな

どもといましては、増税をしようというとき

いただく必要がある。この分だけは増税分であり、これはコストアップによる値上げ額であるというところがわかるような姿が望ましいということである。いままで、業界のほうに値上げ要望があるものでありますけれども、その値上げ要望を自粛していただきたいというのを申し上げておるだけであつて、コストアップの状況から見ますと、おっしゃるとおり値上げされる場合に合理的な範囲のものであれば、これはやむを得ないものだというふうな考えざるを得ないのでございます。

○村山(喜)委員 合理的なものである限り値上げをせざるを得ない、また認めざるを得ないということになってまいりました。税金は上るが、また税金が上らない二級酒あるいはしょうちゅう、こういうようなものも値上げが行なわれる。国民は、税金以外にも、そういうようなものの値上げによってさらに生計費は大きな脅威を受けていく、こういうことになってくるわけなんです。先ほど大蔵大臣は、できるだけそういうものを行政指導によって押えていきたいということでもございましたが、どういふふうに御指導なさるのですか。先ほどちょっと触れましたが、宮澤経済企画庁長官は、物価特別委員会、ビールの値上げについては認めない、こうおっしゃった。大蔵大臣は、国税庁長官を通じて行政指導をなさっていらつしやるそのほかに何か有効な手をお持ちでございますか。

○水田国務大臣 私のほうでは、コストアップの点はわかるが、できるだけ自粛してほしいという要望をずっと早くから続けてきておりますが、最後にこれをとめる手というものは実際にはないと思つておるわけでありまして。

○村山(喜)委員 大蔵大臣は有効な手段を持ち合わせておいでにならないようであります。そうなりますと、いま泉長官のところにメーカーの諸君から出されている資料があるはずであります。それはメーカーだけでなく、卸段階においても、小売り段階においても値上げをしてもいいという要望がきています。これは

は、かりに五月一日から酒が値上げになるとした場合に、その税率の改定とともにこういう小売価格の末端の最終価格についても実施される、そういう指導のもとに進めておいでになるわけですか。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、酒類の価格は自由価格になっておりますから、税務当局において、その値上げを認めるとか認めないとかいふ法律的権限はございません。ただ、私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、増税による値上げ分とコストアップによる値上げ分とは国民大衆によく理解していただく必要がある。したがって、できるだけ両者の間で区別していただくようお願いをしておるのであります。お願いを聞いていただけるか、ただでないかによつて事態が変わつてまいるわけであり

ます。

○村山(喜)委員 ということは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の第八十六条の五に「表示義務」がございまして、それを適用して、政令でも改正をして、これについては税金分が幾らである、そして業界の分が幾らであるというふうな表示でもなさるおつもりでございませうか。

○泉政府委員 現在の段階におきまして、酒類業組合法の規定を發動してそういう表示をしてもいいというところは考えておりません。値上げの時期とその区別がわかるようにしてもらいたいものだというふうな申しておるわけでございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、五月一日から酒税の値上げに伴う分が実施される、若干の期間において小売価格の最終価格を引き上げる。そういうふうにした場合には、期間的にズレが出てまいりますから明らかにするわけですが、たとえば六月一日から小売り値段は上がる、こういうふうな受け取つて差しつかえございませんか。

○泉政府委員 コストアップによる値上げがいつ実施されるかというところは、先ほど申し上げましたように、私どものほうに権限があるわけではございませんで、業界に私が以上申し上げ

りましたような趣旨で協力を求めておりまして、そういうふうな業界を指導いたしておるのであります。したがって、コストアップによる値上げがいつ行なわれるかということとは私から申し上げることは現在ではできません。

○村山(喜)委員 しかし、あなたのところが指導をしておられるわけですから、権限はないけれども、時期的なズレをとるようになりたいとおっしゃっているのだから、五月一日より早くやるということとはあり得ないでしょうか。そうすれば五月一日よりも時期をずらすというのだから、そのあとになるはずじゃありませんか。それがどうして言えないのですか。

○泉政府委員 時期は、五月一日にかりに増税が実施され、まだ私、五月一日に増税が実施され

るといふことは承つておりませんが、もしかりに五月一日に増税が実施されるということになりますれば、コストアップによる値上げはそれ以後になる、そのそれ以後がいつになるかということはいま申し上げかねる、こう申し上げたのでござい

ます。

○村山(喜)委員 経済企画庁、まだ見えませんが、この四・八%の物価の上昇の中には、そういうふうなコストアップによるものも値上げの率としては見込んでおるのか。

○渡辺(美)委員 長代理 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○渡辺(美)委員 長代理 速記を始めて。
○村山(喜)委員 この点については、私は質問を保留しておきます。
そこで大蔵大臣に。酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律を見ますと、四十二条、四十三条で不況カルテルは結成ができるようになってゐる。八十六条によりまして基準販売価格というものがあるけれども、これは自由価格制をとるようになりましてから告示をいたしておりますから、事実上発動されておられません。八十六条の二によりまして、制限販売価格、最高限度を押えるようになつておりますが、これも発動をされてお

りません。したがって、いわゆる税金を取ることにについては、不当な販売が行なわれないように、あるいはまた、業者の営業が成り立つていかないうちにならぬように、そういう配慮はこの法律の中でございまして。しかしながら、不当に高く売りつける、あるいは大口使用者については安売りをする、リベートとして還元をする、こういうような形のものについては何ら規制はないわけなんです。そこで私は、やはり酒にしても、たばこにしても、国民の生活に關係のある問題でございまして、そういうような面について何らかの措置を法律の上においても講ずることが妥当ではないかと思つておりますが、そういうようなことについては、大蔵大臣はどういう御認識をお持ちでございませうか、お尋ねいたします。

○泉政府委員 お話がございましたように、最近酒類の需給關係がだんだん緩和してまいりまして、したがって、昔のように、高い価格で売ろうとするから、それをマル公価格で押さへておこうという必要は現在ではなくなつてまいつております。そういうことから昭和三十五年に公定価格制度を廃止いたしました。基準価格制度を導入したわけでもございますが、基準価格制度につきましても、本来酒税の負担は、大きな物資でありますけれども、他の物資が自由化されておる状況でありますので、酒類についても価格を自由にすることができ、昭和三十三年に、基準価格の制度はありますけれども告示はやめるといふことにして、現在自由価格になつておるわけでございます。

〔渡辺(美)委員 長代理 退席、委員長着席〕
そういう経緯からおわかりのように、酒類の値段を高くして売るといふことによる弊害はない。むしろ酒を安売りして、そうして業者間の競争が激化して、業者のうち倒産するやうなものが出てまいりますと、酒税の保全ができにくくなる。こういうことから安売り競争に対してそれを防止するという措置は、この酒類業組合法にも規

定があります。また私どももいたしまして不当なりベト値引きをしないようにという事で、業界に正常取引運動を行なうという指導をいたしておるが現在の状況であります。ただ、大ぜいの業者の中には、ときに安売りを行なっている問題を起こすものがございます。しかし、これはやはり業界の力によってそういう乱売をするとお互いが倒れることになるからというので、業界の正常取引運動によってそういうことを阻止していくというよりほかはないわけでありまして、業界内で処理し切れない場合には、私どもに与えられております酒税法上の権限に基づいてそういう安売りを押えていく、こういうことになるわけでございます。

○村山(喜)委員 これはそのとおりなんだよ。だから大臣の答弁を聞いておる。いまの泉長官の説明によりまして、いわゆる小売り業者というものを保護していくたてまえを説明された。法律はそのようになっておる。そして税金が取り立てられるような形にしないことになっておる、それは税を取る側の立法なんであって、税を取り立てられる国民の側からの法律体系ではないわけだ。だから、そういうような面についてもやはり考えるべきではないかということをおは大蔵大臣に尋ねておるわけだ。大蔵大臣の所見を伺いたい。

○泉政府委員 恐縮でございますけれども、先ほど申し上げましたように、現在の酒類の需給の状況からいいますと、値を不当に高めて、国民が酒類を消費するときに、その国民の利益を奪うというふうな傾向にはないわけでありまして、むしろ、安売りにすることによって業者間同士の競争が激化して、かえって倒産が起ると酒税の保全がしにくくなる、こういうことが現在の状況なのであります。したがって、私ども酒税法を運用する場合に、もちろん国民全体の嗜好品であります酒類については関心が強いわけでありまして、国民の利益というのを十分考えながらやってまいっているわけでありまして、しかし、値上げを不当に大きく行なうということによって国民の利益

を害するということのようなことは、現在では考えられないところでありまして、したがって、私はそういう点においては国民の利益は守られておるといふふうに考えておるのでございます。

○村山(喜)委員 じゃ、不況カルテルを結んだ例がございませうか。

○泉政府委員 不況カルテルは、現在しようちゅうと合成清酒についてできております。これは御承知だと思ひますが、しようちゅう及び合成清酒は年々消費が減少してまいっております。合成清酒が、昭和三十五年当時比で減りまして、現在の消費量は約半分に減少をいたして、年々減つておるのであります。そういう関係から、そういうものについて不況カルテルを認めたわけでありまして、フランスの農民は自家製のブドウ酒が飲めるという問題について質問がありました。そのときに主税局長は、自家製のブドウ酒であっても3%の税率が課せられておるという話をされた。

私は国会図書館で資料を調べてみたのですが、フランスの農業、昭和三十一年の国際食糧農業協会発行の資料、これはちよつと古いですが、それを調べてみますと、農業者は自分でつくったブドウを確保してブドウ酒をつくることのできる。フランスにおけるブドウ酒消費は自家消費を除き、価格統制を受けていない。この中には自家用酒の醸造については免税になっているというのがございまして、これは五十ヘクトリットル未満は課税がされておらず、こういう記録になっておるし、「のびゆく農業」の中の「フランスの農業政策」を見ても、みましてもそういうふうになっておるのです。自家用酒醸造は免税になっている趣旨の記録がございまして、いつ三%取るようになったのですか。

○吉國(二)政府委員 まことに恐縮でございますが、そのときはちよつと申し上げましたが、私、資料を持っていなかったもので、ブドウ酒一般についてフランスではたいへん税を安くしておつて、

それでタクス・ド・シルキュラシオンという3%の税がかかっているのですが、自家用酒については、私は、はなはだ申しわけないのですがつまびらかにしなかつたので、免税かどうか、免税ということも聞いておるがどうかをお答えしたいと思います。先生のおっしゃったことで、かえつてこちらがお教えいただいて恐縮ですが、十分私のほうも調べまして、正確なことをお答えしたいと思います。

○村山(喜)委員 そこで大蔵大臣、日本の農民は、いわゆる農産物の加工権が国家権力によって収奪をされておる。ところが、フランスの農民やあるいはイタリア、スペイン、こういうところは、農民が自分で生産をしたもので自家消費をする分については国家の手によって課税をされない。私は当然の農民の権利ではないかと思うのです。イモをつくる農民はしようちゅうをつくつて飲んでもいいじゃないですか。そういうような生産加工権が農民の手から奪われておるという状態について、これは当然のことだということをお考えでございますか、どうですか。

○吉國(二)政府委員 フランスでは、先ほど政務次官もおっしゃいましたけれども、ブドウ酒については、水のかわりというぐらゐに非常に酒としての認識が薄いものでございまして、そういう意味では税率も安くしておりますが、それと違ひまして、相当高い税率をもつて消費者に納税をしていただいている酒を、自家用消費ならいいということにするという事は、酒の製造自体を免許にして、全体を課税対象に置いておる制度として不適当であるということ、御承知のように、先ほど申し上げましたけれども、統制がゆるんでおつた戦後においては八十萬石というような密造が横行して、財政の基礎自体を危くした日本としては、これはまだやれる時期ではないということをお申し上げたいと思ひます。

○村山(喜)委員 事務局長からそういうような説明を聞けば、前の阿部君に対する説明と変わりがありません。説明をせざるを得ないのですよ。あなた方は

現在の法令の範囲内における発言しかできないのだから。大蔵大臣が疲れておるのだつたら、政務職である政務次官がちゃんとすわつておるのですから、その政務次官が答弁すればいいのであつて——いやもういいですよ。時間がありませんから次の問題に入ります。

安いたばこの販売制限を行ない、高い新銘柄品を売り出して、事実上の値上げ政策を過去において専売公社はとつてきましたね。これは専売公社はお認めでございますか。

○斎藤説明員 私、販売をやつておりますが、非常に過去のことは存じませんが、ここ数年間、私の承知しておる範囲におきまして、そういうた無理なことをやつた記憶はございません。

○村山(喜)委員 先ほどピースの問題で二十六年のころの話が出ましたが、昭和三十三年は十本の単価が二十三円三十五銭、それが現在は幾らですか。

○斎藤説明員 三十一円以上になっております。

○村山(喜)委員 政府の説明によりますと、四十一年の場合は三十四円三十八銭、現在では三十二円四十五銭じゃありませんか。

○斎藤説明員 四十一年度、これは実績で出ておりますが、三十四円三十八銭、四十二年度の補正予算ベースで三十一円四十一銭ということになっております。

○村山(喜)委員 あなた方からいただいた資料、日本専売公社四月五日、「四十三年度専売納付金の算定」というのがございまして、これによると、四十二年の場合には、これは消費税を算出する基礎に使つたものですが、一本当たりの単価が三円三銭六厘、今度四十三年度定価改定の前の数量によると三円十四銭七厘、これは正しいわけですか。

○斎藤説明員 正しいでございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、昭和二十六年には十本で二十一円二十銭ですね。

○斎藤説明員 仰せのとおりでございます。

○村山(喜)委員 そうすると、安いたばこの販売制限をやりながら、新しい銘柄品の高いものを出

していつて、料金改定はやらないで、事実上はそういう値上げをする政策がとられたと見ても、これは言い過ぎではないでしょうか。どうです。

○牧野説明員 これは、いろいろ国民生活の水準と申しますか、国民のふところの中があたたくなくならんと申しますか、そういうことになってきたせいだと思ひますが、だんだん単価の高いたばこがよい売れるようになってきた。それからまた、フィルターのついたたばこもよい売れるようになるというふうなことで、毎年二%とか三%とかあるいは四%というふうなことで、年によって違ひますけれども、だんだん高級銘柄に嗜好が移つてまいりました。それで、私どものほうは、売ろうと思ひまして、人が金を出して買つてくれるものですから、無理に売るといふことはできません。なるたけ供給が円滑にいくようにといふことで出しておりましたうちに、だんだんに単価が上がつてきて、ただいまお話のように、二十六年には平均十本当たり二十一円二十銭でありましたものが、四十二年度では三十一円四十銭をこすといふようなところになつてきた次第でございます。

○村山(喜)委員 だから、意図せざる増収、意図せざる単価の上昇が行なわれたといふことですね。そこで、これとの関連でお尋ねをするわけですが、平均の値上げ率が今回一九%、しかし、今度値上げとともに下級品に移行するので、これは一%しか見込んでいない。その中で、F25、F50、こういうような新品種を販売するという計画、そうなつてきた場合には、いま申し上げましたように、定価の改定は行なわれないでも自然に上がつていくわけですから、この平均値上げ率一%といふのは、やりようによつては一%、一三%になつてくるということになりませんか。

○牧野説明員 これは見通しでございますので、なかなかむずかしいわけでございますが、外国の例でも、やはり名目的に、現在売れておりますような水準で銘柄が移つた場合のウエートで値上げの率をはじまして、なかなかそのとおりには

いかぬといふことで、私どもいろいろ過去の例や外国の例を参考にいたしまして、いま予算として提出しておりますような数字をできるだけ目標として完遂してまいりたいと思つて出したようなわけでございます。値上げをしないであらうようなことができるか、あるいはこれ以上に実質的に上げられるかといふことになりまして、見通しの問題でございますので、あるいは上下に何がしかぶれるかといふ点はあるかと存じますが、私どもとしては、できるだけいろいろな資料を使いまして見通しを立て、その見直しも、売り上げ全体としては何がしか背伸びをした見直しだと思つておりますので、できるだけそれをやりたいと思つておるわけでありまして。

○村山(喜)委員 どうもおかしいですよ。年に二%くらいずつ、銘柄品を交換することによつて増収率は上がつてきておるわけですが、今度新品種を出せば、値上げは一九%だけれども、下のほうの品物を買ひようになつてくるから一%で見積もつた。ところが、新しい銘柄品の増収による分は見込んでないでしよう。見込んであるのですか、幾ら見込んであるのですか。

○斎藤説明員 確かに先生の御指摘になりましたように、F25でございますと、F50といったような新品種を出すことになつております。出すことになつておりますが、数量的に申し上げまして、その大部分はF25といふF25といひますのは、ただいま御審議願つております定価改定の内容から申しますと、定価改定後の新生の値段、すなわちいま一般的に売れております大きな銘柄としては、一番安いたばこでございます。したがひまして、F25を出すことによつて非常に高いものを消費者に買つていただくといふふうなことには相ならぬと思ひます。むしろ値上げによるショックと申しますか、それをできるだけ緩和しようといつたような配慮から出す、私どもはそう考へております。

○村山(喜)委員 これは大蔵大臣答へてくださいよ。朝日、バット、刻みといふのを据え置きまして、た。しかし、小売り店は、こういうような据え置き品の低価格のものについては希望をしない。小売店の希望はないけれども消費者は希望をする。ところが、店頭には並べてあるのかといふと、店頭には並べてないわけですね。十軒に一軒くらい割合合しか並べてありません。やはり専売品である以上は、そういうような下級銘柄品も並べておく義務があるのではないかと。これが民間のものであるならばいざ知らず、専売品である以上、そういうような品物がありまといふことを国民の前で公表をしてゐるのに、買ひに行つても品物がないといふのは、これはおかしいと思つたのですが、大蔵大臣はどういうふうにお考えですか。

○倉成政府委員 ……

○田村委員 倉成君、村山君から大蔵大臣という指名がありましたから……

○水田國務大臣 これはやはり私は並べておくべきものだといふふうに考へます。

○村山(喜)委員 専売公社の總裁にお尋ねいたします。

新生は三級品です。この三級品は今度は二五%上がります。平均は一九%ですが、新生は二五%上がります。一級品、二級品よりも三級品のほうが下級銘柄品のほうが税率が高く引き上げられるわけでありまして。そこで、いままで新生を吸つていた人は——低所得者層の人たちが必ず禁煙をするわけにはいかぬ。やはり新生よりも安いものを吸わなければ生活が成り立たないといふ人たちが、国民の中にはずいぶんおられます。住民税も納められない、所得税も納められない人が、国民の中に三割五分おるわけですね。生活保護を受けている人もあります。そういう人たちはバットや朝日に転換をしなければなりません。そのときに、いま大蔵大臣がお話のように、私は、やはり専売品である以上は、それが小売り店にないといふことはおかしいと思ひますが、あなたはいまの大臣の答へを受けて、やはりそういうような銘柄品は店頭に置くべきである、こういうふうにお考えになつて、そういう措置をおとりになるお気持ちはござ

いませんか、お答えください。

○東海林説明員 いまのお話は非常にこもつともだと思ひます。それにつきましては、たとえばバットのお話でございますけれども、これは従来の販売実績からいいますと、非常に数量が少のうございます。しかし、こういうような時期になりますと、たとえば新生を吸われないでバットを買ふといふ方々のためにはどうすればいいかといふことは、当然これは考えなくちゃならない問題でありますので、その点については、もちろん小売店にもよく話をしておりますし、できるだけ範囲で広くこれを出させるような方針をとつておりますし、また、製造数量も万全の策をとつておるつもりでございます。

○村山(喜)委員 そこで、これは技術的な問題ですから、副總裁あるいは担当の理事の方でもけっこうです。銘柄ごとの製造数量と原料との関係についてお尋ねいたします。

今回の法律改正によりまして、上中下のいわゆる原料質のものを分けてやる、こういうことになりまして、三級品については中、あるいは一番多いのは下とよばれる品質の原料でありまして。言うならば土葉とかんとかいわれるもの、そういうものを使つておることは間違ひない。そこで、あなた方がいま生産指導をなさる中において、品質のよいものをつくりなさいといふ指導をなさつていらつしやる。そうするならば、そういうような下級銘柄品が数量的に、原料面において需要と供給の上において満たすことができるかどうか。いまの大蔵大臣並びに總裁のお話の方向に沿つてやつた場合には、たしてそれを充足することができるかどうかといふこと、いわゆる専売公社の経営の方針といひますか、耕作農民に対する指導方針との間に矛盾点が出てまいりますから、私はお尋ねをしておきたいのでございます。お答えください。

○佐々木説明員 耕作指導方針が上質の葉っぱを収納いたしますように指導いたしておりますことは、先生御指摘のとおりでございます。ただし、

現実の問題といたしましては、現在二年分ぐらい持つております公社の葉たばこ在庫のうちに置きましては、いわゆる下級葉に属するもののほうがその他の葉よりも多い。在庫面から申しますと、やや下級葉過剰状況にある次第でございます。

○村山(喜)委員 いまそういうような下級品の在庫量は相当あるということでございますので、いま十軒で一軒の割合しかないパット、あるいはその他刻み、あるいは朝日、こういうような下級銘柄品の需要者があつた場合に、それはうちにありませんというようにならないように、その点については強く要望を申し上げておきたい。最後に、あと五分しかありませんのでこれでやめますが……

〔発言する者あり〕

○田村委員長 御静粛に願います。

○村山(喜)委員 中国からこのたび十万トンのシャオチャン米を輸入することになりました。この輸入価格は国際価格で取り入れることになりまして、国内価格の二分の一程度で入ってくる。こういうような米を酒造米として使うという方向において製造原価というものを引き下げていく、私はそういうような政策もとられていいのではないかと、こういうふうに考えます。米の値段が上がった、さあ酒をつくる原料米が勢い上がっていく、こういうようなことになっていったら、とどまることを知らない物価値上げになつてくると思うのです。私は、やはりこういうような問題については、ことはもう仕込みが済んでおるわけですから間に合わないにしても、将来において考えるべき筋合いのものではないかと思ひます。事務的な答弁は食糧庁次長から、政治的な答弁は水田大蔵大臣からお答えをいただきたい。

○水田国務大臣 すでに昨年八千トンですが、これを酒米に使つておるといふ話は聞いておりますが、それがはたして結果がどうか、これの結果が非常にいいことでしたら、おっしゃられるとおり物価問題の一つの解決にはなろうと思ひま

すが、この結果は事務のほうから……。

○泉政府委員 お話しのうちに、清酒につきましては従来から内地米で製造しておつたのでありますが、内地米の価格はだんだん上がつてまいりますので、コストを引き下げるといふ意味もあり、できるだけ準内地米を利用いたしましていくべきではないかという考え方を私どもとっておりまして、すでに昭和二十八年に若干アメリカの加州米を使用いたしました。その後、台湾の蓬莱米あるいは韓国米等を入れて、それぞれ酒をつくる努力をいたしております。ただ、従来の醸造の実績によりまして、そういう準内地米につきましては、まだまだ醸造技術の上で改善をしなければならぬ面がありまして、たとえそういう準内地米でつくつたものには、しろうとはなかなかわからないのでありますが、専門家が鑑定いたしますと異臭、つまり本来の酒のかおりとちよつと違つたようなおかりが出てくる。あるいは俗に秋落ちと申しますが、冬の間につくつた酒が、夏の暑いときを過ぎまして、秋になりましてときに品質が低下する、そういうたような傾向があるのであります。これは結局、その途中の輸送のしかた、あるいは醸造技術の改善というふうなことによつて克服できるものというふうに考えまして、私どものほうにありますが醸造試験所におきまして、そういう準内地米を使用する場合にどういう醸造方法をとつたらいいか、つまり、蒸し米の時間は何時間にしたらいいか、どの程度の蒸し米にしたらいいか、こういうのをどういうふうにしたらいのか、そういうたような技術的な研究をいたしまして、その研究の結果出てきましたデータに基づいて業界を指導して、将来はそういう準内地米をできるだけ使つて、酒のコストを引き下げたい、こういう方向をとつてまいりたいと思つております。お話ししたシャオチャン米につきましては、先ほど大臣がお答えになりましたように、四十二醸造年度におきまして八千三百二十トンを使用いたしましたのであります。いま申し上げましたような醸造技術の点、なお検討を要するものがあり

ますので、十万トン一挙に醸造米にということではなくな問題があるかと思ひますが、できるだけ酒造用米において消化し得るものは消化するというつもりでおります。この点については、いずれ食糧庁のほうとも御相談申し上げたい、このように思つております。

○村山(喜)委員 これで私は質問を終わりますが、先ほど平林委員から指摘をされました、たばこの値上げに伴います手数料二十億の問題、本来ならば四十億の手数料の増になる。それが二十億円で率を引き下げてやつたんだという説明でありましたが、しかし、これは私は重要な問題が含まれておると思うのであります。しかもそれが政治的に利用されて、まだ決定もされていないのにすでに決定されたかのごとき通知を出して、これが選挙運動に使われておるといふその姿は、これはやはりわれわれ国政をあずかる者として、だれがそういうような資料を出したか知りませんが、そういうような資料が市中にばらまかれていく。その中において選挙運動にこれを利用していく、そういうような政治のやり方だけは、これは国会議員としては慎むべき問題だと私は思うのであります。そういうふうなことにならないように、私は、もつとこれらの問題については、専売公社においても、七・五というような率を引き下げたから、それでいいじゃないかというやうな問題のとなえ方ではないに、もつと国民が納得をするやうなものにしてもらいたい、この点を強く要望いたしまして終わります。

○田村委員長 次回は、来たる九日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後九時三十分散会

昭和四十三年四月十五日印刷

昭和四十三年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局